

令和7年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月11日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町長の施政方針	10
○町政に対する一般質問	14
7番 関口雅敬君	15
5番 村田徹也君	25
1番 鈴木日出男君	38
2番 板谷定美君	44
3番 野原隆男君	47
9番 新井利朗君	50
8番 大島瑠美子君	54
○東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	56
○町長提出議案の報告及び一括上程	58
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度長瀬町一般会計補正予算(第6号))	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する	

条例

・議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	6 8
・議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第9号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	7 6
・議案第10号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	7 8
・議案第12号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第13号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算(第7号)	
○会議時間の延長	8 3
○次会日程の報告	9 0
○散 会	9 0



3月12日(水)

○開 議	9 3
○議案等の説明のため出席した者の紹介	9 3
○議事日程の報告	9 3
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第14号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	9 5
・議案第15号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第16号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	9 7

・議案第17号 令和7年度長瀬町一般会計予算	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	156
・議案第18号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	158
・議案第19号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	161
・議案第20号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第21号の説明、採決	162
・議案第21号 長瀬町教育委員会教育長の任命について	
○議案第22号の説明、採決	163
・議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議員派遣の件	164
○総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件	164
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	165
○字句の整理	165
○閉会について	165
○町長挨拶	166
○閉 会	166

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第14号

令和7年第1回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年3月5日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和7年3月11日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴	木	日	出	男	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	野	原	隆	男	君		4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君		6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君		8番	大	島	瑠	美	子
9番	新	井	利	朗	君							

不応招議員（なし）

令和7年第1回長瀬町議会定例会 第1日

令和7年3月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 7番 関 口 雅 敬 君
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 1番 鈴 木 日出男 君
 - 2番 板 谷 定 美 君
 - 3番 野 原 隆 男 君
 - 9番 新 井 利 朗 君
 - 8番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
 - 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 1、次会日程の報告
- 1、散 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	染野和明君
企画財政課長	橋本明身君	会管理者兼計 会務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	枋原秀樹君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康も長 こども長	福島陽子君	産業観光課長	常木真人君
建設課長	村田和也君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	前沢克之	書記	横山和弘
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和7年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（岩田 務君） ここで、諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

12月17日、小鹿野町役場で秩父地域議長会第3回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

1月7日、秩父消防本部で秩父広域消防出初め式があり、副議長の野原隆男君、広域議会議長の新井利朗君、大島瑠美子君と出席いたしました。また、同日、長生館で長瀬町商工会賀詞交歓会があり、出席いたしました。同会には、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

1月11日、農園ホテルで秩父郡市医師会新年会があり、出席いたしました。

1月12日、宝登山神社で長瀬町消防団出初め式、長生館で消防団新年会があり、出席いたしました。また、同日、長瀬中学校体育館で二十歳の集いがあり、出席いたしました。同会には、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、村田徹也君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

1月15日、知事公館で埼玉県、市議会議長会及び町村議会議長会の共催による新年懇談会があり、出席

いたしました。

1月17日、秩父神社参集殿でJA秩父新年祝賀会があり、出席いたしました。

1月24日、長瀬町役場3階大会議室で中学生が考える「はつらつ！ながとろ」ワークショップがあり、出席いたしました。ワークショップには、新井利朗君、大島瑠美子君、野原隆男君、板谷定美君も出席しております。

1月27日、秩父市役所で秩父地域議員連盟第3回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

1月28日、小鹿野町役場で第56回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。また、同日、民宿かわづらで長瀬ふれあいクラブ新年会があり、出席いたしました。

1月29日、有隣クラブで深谷市議との懇親会があり、出席いたしました。同日、寄居町で埼玉県町村議会議長会役員会及び町村議会議長視察研修会があり、出席いたしました。また、同日、長生館で長瀬町観光協会新年会があり、出席いたしました。同会には、新井利朗君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

2月2日に、宝登山神社で節分追儺祭があり、出席いたしました。

2月4日に、美里町議会議員行政視察受入れがあり、総務教育常任委員長の村田徹也君と経済観光常任委員長の鈴木日出男君が出席いたしました。

2月7日、県民健康センターで町村長・町村議会正副議長合同研修会があり、出席いたしました。

2月11日、宝登山神社で建国奉祝祭があり、出席いたしました。

2月11日、横瀬町で横瀬町合併70周年・町政施行40周年記念式典があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

2月12日、東秩父村で秩父町村議員クラブ研修会があり、出席いたしました。この研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

2月22日、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会定期総会及び自治功労者表彰式が開催され、大島瑠美子君と出席いたしました。この表彰式で大島瑠美子君が、埼玉県町村議会議長会より表彰されました。

3月1日、宝登山神社で産業祈年祭があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会関係の昨年12月以降の諸行事、定例会議等について、8番、大島議員共々出席しておりますが、代表して報告させていただきます。

昨年12月25日、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会から、水道料金の改定についての答申書が管理者宛てに手交されました。

1月7日、秩父広域市町村圏組合秩父消防本部において消防出初め式が開催され、出席しました。

1月16日、組合議会全員協議会が開催され、さきの水道事業経営審議会答申書について報告と説明がありました。内容については、町内全戸に配布された2月1日発行の水道局広報紙ナンバー35を御覧いただきたいと思っております。こういうものでございます。

2月6日、組合議会全員協議会が開催されました。内容は、1、定例会管理者提出議案の概要、2、循

環型社会形成推進地域計画の概要、これは汚泥再生処理センター事業でございます。それから3番、令和6年火災・救急・救助統計が報告されました。4番、マイナンバーカードを活用した救急業務等の説明と報告がありました。

2月13日、組合議会2月定例会が開催され、管理者提出の7議案の審議及び採決が行われました。議案の内容について報告させていただきます。

第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例、総員賛成でございます。可決いたしました。

議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が人事院勧告に基づいての改定でございました。総員起立で賛成でございます。

3号議案として、秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例が提案され、総員起立で賛成でございます。

4号議案として、令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）が上程され、総員起立で賛成可決でございます。

議案第5号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）が上程され、総員起立で賛成可決でございます。

第6号議案として、令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算が上程され、採決の結果、総員起立で賛成可決でございます。

最後に、議案第7号として、令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算が上程され、総員起立で賛成可決でございます。

以上で広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） なお、監査委員から例月出納検査における令和6年11月分から令和7年1月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和7年第1回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、3月定例会に開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、1月28日に発生しました八潮市内道路陥没事故について、男性1名が乗車していたトラックが落下してから早くも1か月半が過ぎようとしています。しかしながら、いまだに救出には至っておらず、また住民生活や事業者の活動にも多大な影響を及ぼしているところでございます。改めまして、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この事故を受けまして、公共施設の安全管理について改めて考えさせられる機会となりました。長瀬町といたしましても、日頃から施設の点検を実施しておりますが、老朽化に伴う事故が発生した場合、町民の皆様方や観光で訪れた方々に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、より一層、気を引き締め、安全管理に努めてまいります。

さて、早いもので、今年も3か月半を過ぎようとしています。昨年の今頃を振り返りますと、年始早々に発生した能登半島地震により多くの地域が甚大な被害を受け、復旧復興に向けた懸命な支援活動が続けられている最中でありました。被災された方々には、今日まで生活再建を目指し、厳しい日々を過ごされてきたことと思います。しかしながら、まだまだ道半ばのようでありました。一日も早く元の生活に戻れますよう心から願っております。

今年は、久しぶりに穏やかな年明けを迎え、例年よりも心に余裕を持って日常をスタートできたことを実感しております。これまで続いた困難な状況を振り返りますと、こうして平穏な日々を迎えられることに改めて感謝の念を抱かずにはられません。

さて、国では、経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針において、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現することを目指しております。そして、人口減少や社会課題に対応しつつ、ICT技術を活用しながら、地方から新たな価値を発信することを目指す地域創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、さらには充実した少子化・こども施策の着実な実施に向けた方針などが示されたところでございます。これらの国の動向を踏まえた上で、本定例会では、令和7年度当初予算をはじめ、多くの議案をご審議いただきます。

また、4月からの新年度を控えた定例会でもあります。この機会に新年度予算の編成と事業の概要について申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

3月3日に、役場4階全員協議会室にて職員の初動対応能力の向上を目的として、県危機管理課の職員を講師にお迎えし、今年度見直しをしました長瀬町業務継続計画に基づく図上訓練を実施いたしました。職員21名がグループワークにより、災害時に起こり得る様々な状況を想定した訓練を行いました。

次に、企画財政課関係についてご報告申し上げます。

1月24日に、役場3階大会議室にて中学生が考える「はつらつ！ながとろ」ワークショップが開催され、長瀬中学校の2年生から47名、役場の若手職員の12名により、旧長瀬第二小学校跡地の活用をテーマに活発な意見交換を行いました。議員の皆様には、ご多用の中ご見学いただきありがとうございました。

また、3月8日には、旧長瀬第二小学校職員室にて旧長瀬第二小学校活用検討委員会が開催され、今後の利活用について本格的な検討が開始されました。

次に、産業観光課関係についてご報告申し上げます。

12月15日に、観光協会主催の第15回長瀬アルプストレイルレースが開催され、宝登山の麓をスタートし、長瀬アルプスを駆け抜ける美しいコースに総勢429名の参加者が、長瀬町の自然を存分に満喫しながら、心と体を鍛えるトレイルレースに挑戦しました。

また、12月16日には、久喜市との間で持続可能な森林整備を行うことによる温室効果ガスの削減の推進、森林を活用した環境教育の実施、地域間交流を目的とした連携協定を締結しました。なお、協定期間は令和12年3月31日までとなっております。

また、1月31日から2月5日の期間には、役場1階ロビーにて、今年の5月25日に秩父ミュージックパークにて開催されます第75回全国植樹祭の機運醸成のため、開催都道府県に引き継がれ、国民、企業、行政が一丸となって3者の手で支えていく姿を3枚の葉で表現した木製地球儀を展示いたしました。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

1月12日には、長瀬中学校体育館にて令和7年長瀬町二十歳の集いを開催し、20歳という節目に新たな一歩を踏み出した皆さんをお祝いいたしました。議員の皆様には、ご出席いただき、共に門出を祝っていただきありがとうございました。

また、3月8日には、中央公民館にて長瀬町スポーツ表彰授与式を開催し、スポーツの推進に寄与いただきました方や優秀な成績を収めた方への表彰を行いました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分1件、条例案件11件、補正予算案件4件、当初予算案件4件、人事案件2件の合わせて22議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

1番 鈴木 日出男 君

2番 板谷 定美 君

以上の2名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの3日間にしたいたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から13日までの3日間に決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（岩田 務君） 日程第3、町長の施政方針を行います。

町長から令和7年度町長施政方針についての発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、令和7年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、令和7年度の施政方針を述べさせていただきます。

令和6年度を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油価格の高騰や、一時1ドルが160円台を記録するなど歴史的な円安の進行による物価高騰が続き、町民の生活に暗い影を落としました。その一方で、12月9日に「長瀬」が国の名勝及び天然記念物に指定されてから100周年という大きな節目を迎えるなど、明るい話題もあった一年でございました。

そのような状況の中で、「持続可能なまちづくり」、「こども支援の充実」、「安心・安全なインフラ整備」を重点施策に位置づけ、「名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念式典」の開催、役場窓口で申請書の記載を省略できる「書かない窓口」の整備、物価が高騰し続ける中での学校給食費無償化の継続、多世代ふれ愛ベース長瀬での「長瀬町子育て応援フェスタ」の開催、狭あい道路の改良や通学児童の安全を守るための道路整備など、各種施策を実施いたしました。

令和7年度につきましては、税金は個人住民税の定額減税による影響が少ないことや入湯税の開始により前年度を上回ることが見込まれる一方、令和6年人事院勧告に基づく職員給与等の引上げや社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているため費用負担の増加が想定されます。

さらに、人口減少や少子高齢化対策、激甚化する災害への備えや生活基盤の整備、さらなる観光振興や教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは困難を極めることから、引き続き、限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上などさらなる財源確保を進める必要があります。

このような状況の中、引き続き「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられた、3つのまちづくりの基本理念及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた、4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指してまいります。

そして、令和7年度当初予算は、これまで取り組んできた政策や課題を踏まえ、夢や希望や安心を次代へ「つなぐ」施策や、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和7年度予算案についてご説明をいたします。

当町は令和4年4月1日、過疎地域に指定され、人口減少、少子高齢化対策という歴史的な課題に直面しております。そのような状況の中、先人たちがこれまで築いてきた町の施策や事業、取組、そして名勝及び天然記念物「長瀬」に代表される貴重な財産など、言わば町の重要な礎を次代へつなぐ、これまでで

上に町民が心から町に愛着を持ち、いつまでも暮らしたいと思えるようなまちづくりに取り組みます。

その中でも「子どもたちの希望をつなぐ」、「安心・安全をつなぐ」、「町の礎をつなぐ」をキーワードに、重点施策を実施していきます。

初めに、「子どもたちの希望をつなぐ」についてでございます。

まず、児童生徒が自分たちで町の魅力等を取材し、「広報ながとろ」に掲載する記事を作成する「子ども広報紙」の作成を実施します。

次に、次代を担う子どもたちのために教育環境のさらなる整備・充実を図るため、魅力ある学校づくりに向けて、引き続き長瀬らしさを踏まえた小中一貫教育の検討と小中学校整備等基本方針の策定を行います。

また、食材料費をはじめとして物価高騰が続く中、保護者の負担を軽減し、安心安全な学校給食を提供するため、引き続き学校給食無償化を実施します。

さらに、子供を育てる全ての世帯を強く応援するため、教材購入費などの支援として小学校1年生から中学校3年生に毎年1万円を支給している「はつらつ！こども応援金」及び高校生の就学・通学支援を図るため毎年1万円を支給している「はつらつ！就学・通学応援金」を継続して実施します。

続きまして、「安心・安全をつなぐ」でございます。

まず、災害に迅速かつ的確に対応していくため、防災行政無線が故障等により防災・災害情報の伝達に支障が生じないように、耐用年数を迎える前に役場庁舎内の親局及び町内各所に設置する子局の全面的な更新工事を実施します。

また、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう狭あい道路である長瀬50号線の改良工事、長瀬49号線の物件調査業務、幹線27号線の用地測量業務、本中117号線の移転補償を実施し、幹線1号線道路改良工事を引き続き実施します。

さらに、通学児童生徒の安全を確保するため、樋口N o. 16踏切道の拡幅及び本中7号線の歩道整備工事を実施します。

そして、インフラ施設の長寿命化対策として、町が管理する橋梁106橋のうち、その35%に当たる37橋の点検を実施します。

また新たに、聴力の低下のため日常生活に支障が生じている65歳以上の町民に対して補聴器の購入補助助成を行うほか、消防団員が消防自動車を運転するために必要な準中型自動車運転免許の取得を支援するため、免許取得費用の補助を実施します。

続きまして、「町の礎をつなぐ」でございます。

まず、町政運営上最も基本となる、次期「長瀬町総合振興計画」、「長瀬町人口ビジョン」、「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて、町民の意見を反映させるため、アンケート調査を実施します。

次に、長瀬町が誇る「長瀬」岩畳の美しい景観や学術的価値と関東有数の観光地としての魅力を次代へつなぐため、「岩畳リフレッシュ大作戦」と題し、町、関係団体、そして町民が参加する岩畳の清掃活動を実施します。

また、持続可能で次代へつなぐまちづくりの一環として、環境への負荷を軽減し、また蛍光灯の生産終了に備えるため、役場庁舎をはじめとした公共施設の照明を二酸化炭素排出量が少ないLED照明灯に更新します。

さらに、町の財産である旧長瀬第二小学校の活用について検討を進めるため、「旧長瀬第二小学校活用検討委員会」を引き続き開催し、活用の検討を進めてまいります。

また新たに、「長瀬で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクト」として、長瀬町が実施する子育て支援、移住支援、企業誘致支援をパッケージにして広くPRしてまいります。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って、概要を説明いたします。

はじめに、「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」について、子育て支援については、これまで実施してきた結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援、民間保育所等補助事業や放課後児童対策事業を継続して実施します。

さらに、母子保健事業を拡充し、新たに遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦に対して、経済的な負担を軽減するため、施設までの移動に要する交通費や施設周辺で待機するために必要な近隣宿泊施設の宿泊費を助成します。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、地域福祉を推進する上で不可欠な、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定します。

障がい者福祉については、障害者自立支援給付事業や障害児入所等給付事業などの障がい者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行います。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めます。

また、重度心身障害者、ひとり親家庭等及びこどもに対する医療費の一部支給についても、引き続き実施します。

さらに、次期介護保険事業計画の策定に向けて、町民の意見を反映させるためにアンケート調査を実施します。

健康づくりの推進については、フレイル予防を取り入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにつなげてまいります。

また、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用の補助額を増額し、病気の早期発見、早期治療の機会の提供をしていきます。

また、各種予防接種の実施については、定期接種となった带状疱疹ワクチン予防接種のほか、男子を対象としたHPVワクチン予防接種費用の助成を新たに実施してまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ります。

次に、「活力を生み出すまち」について、観光業の振興については、新しい観光層の発掘や町内の周遊、消費等を促進するため導入したQRガイドマップの活用を引き続き実施します。

また、観光地としての魅力を維持するため、専門業者による町内の主要な観光トイレの清掃を実施します。

さらに、観光及び商工振興等の課題に関わる地域おこし協力隊を募集し、長瀬観光等の活性化を図ります。

農林業の振興については、生産者や生産団体、新規就農者等に対して支援を行うとともに、農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組みます。

また、林業については、林道の維持管理のための除草や側溝清掃等の森林管理を実施します。

さらに、令和6年度に久喜市と締結した森林整備に関する連携協定に基づき、久喜市と連携した森林整備及び植栽イベント等の開催に取り組みます。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行います。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について、消防・防災体制については、新たに埼玉県からの緊急防災情報等を受信するために重要な設備であります、県衛星系防災行政無線機器の更新を実施します。

そして、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所への交通安全施設の設置を行います。

住環境の整備については、移住・定住の促進のため、住宅取得奨励補助金の交付に加え、東京23区等から移住した方に対して移住支援金を支給いたします。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業、し尿処理事業の経費を、そして、皆野・長瀬下水道組合に対して下水道事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について、教育環境については、児童の学習効率を向上させ、また情報活用能力の育成・向上を図るため、小中学生1人につき1台整備している情報端末の更新を実施し、学校現場におけるさらなるICT環境の充実を進めてまいります。

また、中学校で使用する教科書の改訂に伴い、教師用指導書やデジタル教科書を整備します。

そのほか、外国人講師による語学指導、中学校配置相談員や特別支援教育支援員の配置、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校徴収金のキャッシュレス化の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図ります。

また、英語検定、数学検定、漢字検定費用の助成を引き続き実施します。

給食センターにつきましては、計画的に調理機器等の修繕や更新を行い、引き続き安心安全な給食を提供できるよう、施設の維持管理及び衛生管理を図ります。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行います。

また、中央公民館利用者の利便性を高めるため、破損や汚れが目立つ会議室の机及び椅子の更新を行います。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から、人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

また、安心して暮らせる地域社会を形成するため、犯罪等の被害者及びその遺族に対し見舞金を支給します。

最後に、「町民と行政との協働によってつくるまち」について、広報・広聴活動の推進については、広

報紙の充実を図るため、「広報ながとろ」のページ数を増やしてまいります。

また、引き続き「広報ながとろ」、町ホームページ、町公式フェイスブック等を通じて、分かりやすくかつ新鮮な情報の提供に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。

行政運営の強化については、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度、パブリックコメント、アンケート調査などを引き続き実施します。

また新たに、町職員の働き方改革を推進するため、職員の出退勤及び休暇の取得並びに時間外勤務の状況を即時的かつ効率的に把握することができる勤怠管理システムを導入します。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組みます。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。

また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、令和7年度の予算編成を行ったところ、その規模は、一般会計40億6,953万円、対前年度比22.9%の増、国民健康保険特別会計7億7,480万2,000円、対前年度比3.1%の減、介護保険特別会計7億3,797万7,000円、対前年度比10.8%の減、後期高齢者医療特別会計1億4,160万5,000円、対前年度比3.6%の増となり、一般会計と特別会計を合わせ、57億2,391万4,000円、対前年度比12.8%の増となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し、7億5,926万5,000円の増額となりました。過疎対策事業債を有効活用しながらも、新規の町債発行額は過疎対策事業債を除いて公債費の元金償還額を下回らせ、厳しい財政状況の中であっても、安易な町債発行に依存することのないようにいたしました。その上で、物価高騰及び人件費高騰の影響もあり、やむを得ず財政調整基金をはじめとした基金から例年以上の取崩しを行いました。一定の財政規律を確保した予算編成を行いました。

事業の実施に当たりましては、さらに精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ります。

以上、令和7年度の予算案と主要な事業の概要につきまして、説明を申し上げます。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。令和7年度の施政方針とさせていただきます。



◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問を始めたいと思います。

初めに、水道問題について町長に伺います。昨年12月に、秩父地域の水道料金が平均51%上昇するとの答申が発表され、その内容が新聞に掲載されましたが、様々な課題に対応しつつ独立採算制を求められる水道事業にとっては、理論的な数字であると記事にありました。このまま答申のとおり水道料金が値上げとなった場合、所得が低い世帯にとっては死活問題となりかねないと考えており、今まで水道問題に関して様々な質問をしてきましたが、明快な答えはいただけていないと感じるので、答申を受けて町民の生活を守るために町として今後どのような手を打てるのか、県営水道への一本化が問題解決の最善の一手と考えるが、町として今後どのように県に対して働きかけていくのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の水道問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会の答申を受けて、町民の生活を守るために町として今後どのような手を打てるのかについてお答えをいたします。令和6年12月25日の答申では、料金改定率は平均51%引き上げることが適当であること、改定期間は令和8年4月1日とすることが適当であることなどがされておりました。また、各構成市町に対する附帯意見として、激変緩和措置を検討する必要があるなどともされておりました。遡って、令和3年12月20日の答申においても、同様に料金引上げの答申と激変緩和措置の附帯意見を付されておりました。その際には、秩父広域市町村圏組合と町とで、令和3年度から令和7年度までの5年間で不足する収入見込額を激変緩和措置として助成する覚書を締結しております。長瀬町でも、令和6年度には2,530万円を同組合に交付いたします。

今回の答申を受け、管理者である秩父市長は令和7年2月の同組合定例議会において、水道事業の見直し、住民の料金負担、各市町の財政状況等を考慮し、将来世代に負担を負わせない事業継続のためにどの程度の改定率が必要なのか、1市4町の首長で組織する理事会において慎重に協議を重ねてまいりたいと答弁されました。今後、理事会において適切に協議がなされることになっております。

町といたしましては、このたびの料金引上げの必要性、災害対応力の強化を踏まえた中長期的な施設整備の更新等の観点、町民の負担感などを考慮して、適切に対応してまいります。

次に、県営水道への一本化について、町として今後どのように県に働きかけていくのかについてお答えいたします。現在、全国で唯一県全域の水道一本化が行われているのは、香川県のみでございます。香川県では、構成する16市町の水道広域化に、県及び市町水道担当課長による勉強会が開始されてからでも約10年を要しております。埼玉県の場合には、構成団体は55事業者あること、県水の供給のみで経営している事業者は2団体にとどまることなど、香川県と比較して相当な時間を要するものとの推測がされております。

県営水道一本化のためには、埼玉県や構成55事業者の理解が必要であることなど、課題は大きいところですが、引き続き秩父地域1市4町の首長や、水と森林を守る秩父地域議員連盟と連携し、粘り強く要望活動に取り組んでまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） いつもどおりの答弁です。今年改選がある町長に、この12年間、私は一般質問とい

う、私の本当に切れる刀をここでいろんな質問をさせてもらいましたが、町長には聞く耳を持って対応していただかなかった。振り返って、空白の12年間だと私は思っています。それと同時に、負の財産が多く積まれ、本当にこれで改選迎えるときに、町長がもう一期行くのであれば話は別だけれども、どうやら退くというようなニュアンスというか、ニュースが聞こえてきております。そこで、多分最後になると思しますので、しっかりと聞く耳を持って、町民のための議論をここで私としていただきたいと思います。

それで、再質問入っていきます。今まで、何回もこの水道料金の質問をしました。答えは、今述べたとおりの通り一辺倒の答弁です。それで、この地域はこれから急激な人口減少を迎えるわけです。そういうことをいろいろ踏まえれば、答えはもうすぐ出ると思えます。出るのだと思えます。答申は、今回値上げ51%、来年8月からなるという話ですが、答申が出されているのは、1回目を上げて、もう一段階同じに値上げしないとやっていけないという答申が出ていると思えます。多分町長はそれ知っているのだと思えます。これで値上げして、もう大丈夫とは言えないと、審議会のほうでは、もう一段階同じ値段を上げていかないとやっていけませんという答申が出ているはずで。

そこで、町長は今後もしバトンをつなぐ人が決まって、自分がこの人に託したいという気持ちがあるのだったら、そういう人とも相談して、ここで持続ある議論ができるように、もう私は終わりだからという、そういうのではなく、しっかり体制を整えてもらわないとまずいと思えます。

私が再質問で、もう長々いろんなことを言ってもしょうがないと思うので、はっきり申し上げますけれども、この議場でここに8人で議長がいて、この9人の中で反対する人はいないと思うことが1個、それは県水に何とか一本化してもらいたいと思うのは、ここで反対する人はいないと思えます。そこで、町長どうでしょう、長瀨町だけでも埼玉県知事に直訴しませんか。直訴イコール裁判でもいいですよ、何とか埼玉県水に一本化してくれと、もうお願いするしかないと思えます。先日フジテレビの日曜の、橋下徹氏と大野知事が出て、埼玉県の水道、町長、深谷市が高いという話でした。町長からは、県水から比べれば秩父地域は2倍の料金払っているのだという話をこの議場でしていました。これから秩父は、もう人口減少でどうでしょう、水道があっちではね、こっちではねたら、本当にもう私は修理できないと思えます。そういうのを含めて、町長一丸となってやりましょうよ、いかがでしょうか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

この12年間、関口議員が切れる刀を持って、しっかりと質問をしてきたというお話をいただきました。その中で、私が聞く耳を持たない、いつも言われておりました。しかし、関口議員。関口議員だけのお話を私も聞くわけにいかないのです。大勢の皆さんのお話を聞いて、その中でこの町政を担っているわけですから。関口議員が聞く耳を持たないということは、俺の言うことを聞けということだと多分思うのですが、今日も議場に傍聴人がいっぱい来ていただいておりますが、そういう方ばかりではないのではないかなと私実は思うのです。

その中で、今後水道問題について、人口減少の中で答えは出ていると思うというお話をいただきました。皆さんも分かっているのだと思えます。その中で、広域の中で理事たちが集まって、いろいろな相談をさせていただきながら今日まで進めさせていただいているわけですから。

それから、答申の中でもう一段階というお話をいただきました。全く私は、ただいま初めてお聞きいたしました。そのお話は何ってありません。関口議員は、どこから情報が入ったのかは分かりませんが、私たち理事にはそういう話は、多分ほかの皆さんにも来ていないと思えます。その情報はどこから入

ったのかなと、今非常に疑問に感じるところでございます。

それから、私が次には出ないということで、後進とよく相談をしろと言われてきたけれども、この議場ではっきり言わせていただきますが、私は後継者指名はしておりませんので、そうした相談もできないと思います。なっていた方に頑張っていたくしかないなと今思っているところでございます。

それからまた、9人の議員の中で反対する人はいないと思うという中で、裁判でも起こしたらどうかというお話をいただきました。ただいまのお話、もし仮に本当に長瀬町が裁判を起こそうということになったときに、果たして関口さん以外の皆さんも賛同するのでしょうか。そうした中で、私は地方公共団体の責任者として、公の場で軽々と訴えの提起について議論することは、いささかちゅうちょせざるを得ませんが、あえて答弁をさせていただきます。

訴訟には、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟及び憲法訴訟の4つの種類があるとされておりまして。関口議員の訴えの提起がどれを意図しているのか定かではありませんが、地方公共団体が最も関連すると思われる行政訴訟としてお答えいたします。行政事件訴訟法では、「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる」とされておりまして。水道事業を規定する水道法には、同法に定める裁定に不服がある場合の訴えの規定しか見当たりませんので、行政事件訴訟法でお答えさせていただきます。行政事件訴訟法には、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟が定められております。しかし、同法では訴訟を提起するには、行政処分や公法上の法律関係が前提となっており、同法の定めるものに限り提起することができるなどと規定されております。こうしたことから、県が水道事業の県内一本化を進めないことを理由に、町が県を訴えることは法令上あり得ないことと考えます。

ご質問の件につきましては、法令上あり得ない以上、地方公共団体の責任者として、町が訴訟を提起するとなることは全く考えておりません。

なお、憲法第32条では、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定しております。例えば地域によって水道料金に格差があることを理由として、法の下での平等に反することを理由に憲法判断を仰ぎたいと考えるのであれば、関口議員が自ら訴訟を提起することも可能ではないかと思うところでございます。関口議員の理解でこれだけの水道問題を質問されている気概をもってすれば、それはできるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 同じ埼玉県民で、同じ埼玉県税を払って今までやってこなかったというのは、何かこの地域にあるのだろうと思う。その説明責任も果たされてなく、我々がこういう今の状況を考えれば直訴、こういう言葉になっていくのだと私は思いますよ、私だけではなく。町長、同じ県民として。では町長、1市4町で首長会議があるときに、これから値段がこんなに上がっていったら本当に生活するのに住民が不自由するのだよというのを訴えていますか、今現在。最後にそれをお答えください。あとはもう平行線なので、1市4町でどういう発言しているかどうか、お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま私としては、裁判はできかねますというお話をさせていただきました。関口議員ならできると思いますので、関口議員が先頭に立って、ぜひやってみていただきたいなと思っているところでございます。

それから、関口議員には、どこどこに要望に行ってきたなどの話は聞きたくないといつも言われますけれども、私はこれが一番大事だと思っております。水道事業は、人口減少が進む中で構造的な見直しを図っていかなければ、今後小さな事業体は持ちこたえられなくなると思っております。そうならないように、県や国への働きかけが今は一番大切だと思っておりますのでございます。

それから、関口議員は県水一本化ということで、みんな誰もそう思っていると思うというお話をいただいておりますけれども、実は先日、秩父市の方から私はこんなお電話をいただきました。「秩父の水を県水と一緒にするという話、あれは町長、駄目ですよ。兵庫県吉備中央町のフッ素問題知っているでしょう。埼玉県南の市だってP F A Sの数値が高いんですよ。秩父の安心安全な水と県水を混ぜたら、せっかくの秩父の地域のおいしい水がそうでなくなってしまうんだよ」とその方はおっしゃっておりました。皆野町では、毎年皆野橋下や田野沢橋の下で水質調査を行っているようですが、令和6年もイワナやヤマメがすめる水質だったそうでございます。秩父の水は、県下で一番リットル中のP F A S値が低いのだというお話を伺っております。

そうした中で、やはり安心安全な一番埼玉県で飲めるこの秩父地域、そうしたこともやはり勘案していかなければいけない、そういうことも皆さんも知っていただかなければならないと私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今のに反論したいのだけれども、規則上もう3回いっているの、次に行きます。

2番目、日本一安全な町について町長に伺います。長瀬町商工会が宣言した長瀬町が日本一安全な町については、町民等の関心も高いようで多く質問を受けます。町では、宣言を行った商工会から、今後の活動や方策が示された長瀬町日本一安全な町宣言に向けたアクション案をいただいたとのことですが、内容について町としてどこまで連携できるか、引き続き検討してまいりますと令和6年第4回議会定例会で答弁しておりましたが、具体的な連携案は決定したのか伺います。また、連携案に基づき今後どのような支援をしていくのか、企業誘致等で何か動きがあったのかについて伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の日本一安全な町についてのご質問にお答えいたします。

町が日本一安全な町を前面に出して、移住定住促進事業、企業誘致に取り組んでいくことはできかねると昨年12月の定例会でも答弁させていただいたとおりでございます。町としては、このタイミングを捉えて、それぞれの事業の充実、強化を図ってまいりたいとも答弁させていただきました。

令和7年度には、新たに長瀬で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクト事業を展開することとして、令和7年度当初予算に必要な予算を計上させていただきました。この事業では、まず町の優れた自然環境、首都圏からも比較的近いこと、充実している子育て支援策、空き家、空き用地の状況などをまとめた営業的資料、チラシを作成する予定となっております。そして、県の企業立地課などの関係課や都内にあるふるさと回帰支援センターなどに長瀬町への企業、事業者誘致や移住定住促進について強く協力依頼を行うとともに、チラシの配布を依頼してまいります。さらに、特定の業界団体を選び直接業界団体を訪問し、新たに事業所等の設置を検討される場合には、ぜひ長瀬町を候補にさせていただけるよう傘下の企業にお知らせいただきたい旨の依頼も行っていきたいと考えております。

一方、長瀬町商工会には、企業進出の相談も届いているとのお話もあるようでございます。町といたし

ましては、相談が具体的になってきた際には、用地等の情報提供等に積極的に連携、協力してまいりたいと考えております。こうした長瀬で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクト事業の展開や、長瀬町商工会への用地等の情報提供等の連携協力が、結果的に長瀬町日本一安全な町宣言に向けたアクション案に対する連携、支援につながっていくものと思っております。

具体的な連携案や支援についてご質問いただきましたが、町が日本一安全な町を前面に出して移住定住促進事業、企業誘致に取り組んでいくことはできかねる以上、他のアクション案の項目を含め、このように対応させていただきたいと思えます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町は、日本一安全な町を強く打ち出せないという答弁です。町長、これ西武鉄道のコマーシャル、つい最近変えました。それは、「西武鉄道のじまんはじばん、西武鉄道のじばんをじまんするわけは」という、この文言で西武鉄道いち早くコマーシャル変えました。早いですね、やっぱり一流企業です。もう日本一安全な町宣言、商工会が出した途端に、西武鉄道は変えているのです。町は、日本一安全な町をまだ打ち出せないという、遅れていませんか、町長。

町長はどの席かで、7,000坪欲しいという企業が手を挙げたと、でも長瀬町には7,000坪余裕のある土地があるところはないからという話を私どこかの会合で聞いたのです。そういうことからして、もう広告を配布するとかなんとかよりも、商工会あたりでも日本一安全な町、あるいは長瀬100周年記念のときに、博物館の方からも地盤が固いという話が出て、ジオパークでもそれ出ているのに、まだ足踏みするのとかどうか、町長お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

1つだけ関口議員にちょっとお話ししたいなと思っているのですが、今までずっと我慢をしておりましたが、今日はお話をさせていただきます。過去、関口議員は、もし災害があったらどうするのだ、もし災害があったらどうするのだ、俺は災害の関口と言われているのだというお話を何度も伺ってまいりました。それが、商工会が日本一安全な町宣言をした途端に、ちょっと変わってきたかなという思いが私いたしておりまして、一度関口議員にお話をしたいなと思っておったところでございます。今日は初めて言わせていただきました。それで……

〔「ちょっとそれ反論すべえか今」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） いやいや、それは結構でございますから。ここは反問権ございませんので、私も残念なのですが、それで、西武鉄道さんがテレビでやっていただいているというお話ですけれども、町と一般企業の西武鉄道さんとは立場が違います。そこのところも分かってほしいなと思えます。ぜひ西武鉄道さんには、この秩父地域が安全な町だということをどんどん宣伝していただきたいなと思っておりますので、関口議員もお顔が広いですから、ぜひそんなお話も西武鉄道さんにしてみてください。

それから、賀詞交歓会で7,000坪という話を私が、たしか商工会さんからそういうお話をいただいたので、したと思えます。ただ、現在のところ相手方がどのような土地を探しているのかも分かっておりませんし、どの程度の土地を必要としているか、建てる場所によっても山側がいいのか、川側がいいのか、町なかがいいのか、そういうことも全く伺っておりません。それとまた、町の管理地ではそれほどの土地がございませんので、もしお話をいただくとすると、民有地を紹介するということになると思えます。この場合、やはり土地の所有者の意向もございますので、今現在のところここがいいですよというお話は、ち

よっと今のところできないかなという思いがしております。しかしながら、町内を回ってここならば可能性があるかなというような感じのある土地は、今見て回っておりますので、そうしたお話が来ましたときにお話を、相談をさせていただきながら進めていけたらいいなと思っておりますのでございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 「笑点」の司会者がちっちゃえなとよく言われるけれども、小っちゃいね。私が、災害があったらどうするのだという話、町長、言いますね。幾ら日本一安全な町って言ったって、日本一安全なだけです。完璧に安全だと言っているのではないでしょう、日本で安全なのだから。そこに保険掛けておくって当たり前の話ではないですか。この車は安全ですよって買って、町長保険へ入っているのではないのかい、入っているでしょう、それと同じ。そんな小っちゃい話しないで、ちゃんとやりましょうよ。今答弁聞いて、町が応援あんまりしない。本来であれば、町は内緒で商工会にお金を出して、商工会を使って企業誘致をどんどん進めていく、こんな作戦も取れないようなのではもう話にもなりません。はい、結構です。

では、3番目に行きます。ちゃんとやりましょう。議会何回もないのだから、しっかり聞く耳持ってやってください。3番目、高齢者が住みやすいまちづくりについて町長に伺います。町が公表している第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画によると、長瀬町は75歳以上の後期高齢者が令和10年頃にピークを迎えるとともに高齢化率は上昇を続け、令和22年には50%を超えることが見込まれますとありました。このため、高齢者や増加しつつある高齢の単身世帯に対して、買物や介護、医療だけでなく、先を見越した様々な対応を実施する必要が町にはあると思います。町では、誰もが気軽に移動できる交通環境を実現させるため、長瀬町地域公共交通計画を策定しましたが、高齢者の交通手段については脆弱であり、高齢化によって今後さらに深刻になると考えるため、地域公共交通計画を含めた高齢者が安心して暮らせる支援体制を今後どのように構築し、充実させるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、町が内緒でお金を出せと言われても、税金をお預かりしております立場からは、内緒では出せません。申し訳ありません。

〔「ないしょってそういう意味じゃないですから」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） それでは、高齢者が住みやすいまちづくりについてのご答弁をさせていただきます。

町では、これまで3年に1度、高齢者のニーズ調査を実施し、高齢者を中心とした、いわゆる交通弱者に対する支援など、高齢者支援の充実に取り組んでまいりました。例えば令和元年度からは、高齢者配食サービス事業を開始しました。栄養バランスに欠けた食事をしていると見られる独り暮らし高齢者の方に、弁当事業者が食事を届けるとともに、高齢者の方の見守りも行っていただく事業です。現在9人の方に利用登録していただいております。

令和4年度からは、高齢者の見守りと地域の通いの場づくりを理念とした移動販売車の運行を始めました。移動販売事業者に、月曜日から金曜日にかけて町内44か所を巡回していただき、事業者の方には高齢者の方の見守りを行っていただいております。また、高齢者の方には、販売場所へ通い地域の方と触れ合っていただく、さらに買物支援にもつながるとい事業です。令和4年11月から令和6年12月までの約2年間で、延べ2万1,000人を超える方にご利用いただいております。他の自治体でも、当該事業者による移動

販売車の運行が始まっておりますが、当該事業者からは、長瀬町の利用者が最も多いとのお話を伺っております。これは、多くの地域住民の方や民生委員の方にこの事業の理念にご賛同いただくとともに、日頃から高齢者の方の見守りやお声がけをいただくなど、多大なご貢献をいただいていることによるものと考えております。

さらに、長瀬町商工会の元気と安心お助け隊では、外出援助として高齢者の移動サービスを行っていただいております。町では、令和3年度には補助金を増額し、令和6年度には町で不要手続を行った車両を無償譲渡するなど事業支援を行っております。令和6年度は、これまでに病院などへ外出付添いや買物代行など、延べ540時間利用されているとのことでございます。

また、長瀬町シルバー人材センターでは、福祉有償運送に取り組んでいただいております。令和6年9月末現在69人の利用登録があり、令和5年度には通院や買物など、延べ163回利用されているとのことでございます。さらに、新たな支援策の情報収集、模索にも動いております。令和6年10月には、国土交通省埼玉運輸支局長から、日本版ライドシェアなどの地域の足対策に関する説明を受け、意見交換を行わせていただきました。あわせて、この意見交換の中では、これまでの町の取組に関するよい財政支援措置がないかとの要望もさせていただきました。

そして、令和7年度には3年に1度の高齢者のニーズ調査を予定しております。町といたしましては、この調査で改めて高齢者のニーズを把握するとともに、これまでの様々な取組の評価、検証も行い、高齢者を中心とする、いわゆる交通弱者に対する支援などの高齢者が安心して暮らせる支援体制を構築してまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 移動販売車等は、結構利用しているという報告を聞きますけれども、あの移動販売と弁当をもらってみんなが満足するというのではなく、やっぱり今日あれが買いに行けたらという話よく聞くのです。私も商工会員でありますから、商工会からも話を聞くと、年間予算が80万だけでよくやっているなど、私は商工会をよく褒めてきています。町長、公共交通実証実験であんなに多くのお金をかけて何の形も残ってなくて、持続可能な町にどうのこうのって町長方針で言っていて、私は何かそういう新しいものが出てくるのではないかなと思っていたのです。

もう一つは、町はお助け隊に全面的にお任せしていくのだろうなと思っていたのです。無償提供した車、町長、何の車でもそういうお助け隊に無償提供すれば、すぐそれが役に立つかといったら、あんな大きな車では年寄りを迎えに路地に入っていけません。ある程度のところで待っていて連れて来なければ。だから、買うほうというか、利用するほうと利用されるほうの温度差がある、そういうのがありますから、やっぱりお助け隊にお任せするのであれば、ちゃんと意見聞いてやらなければ、それはもらった商工会長はありがとうございますって言ったと思います。立派です。こんなの使えないですよって普通言えないから。そういうのを兼ねて、商工会だけでお助け隊運営は、私は無理だと思っているのです、前にも言ったけれども。これを何で商工会でやっているのかなって不思議に思っているぐらいです。社協や健康福祉課が絡んでボランティアの運転手を何人送り込んでますか、いないではないですか。そういうのを含めて、私は実証実験でやって跡形もなく終わりにしてしまって話が出てこない、これがおかしいなと思ってこの質問をしているので、町長、一生懸命民生委員の方が近所の人を移動販売車まで連れてくる、そういうのはもう私褒めたではないですか、前。よく皆さんやっているのです。町がその後もっと大きくしていくような感じが全然出てこないの、この質問しているの、もう一度答えてみてください。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和元年度に実証実験を行った、その成果、また何も残ってないというお話でございましたけれども、なぜこの実証実験を始めたか、そうしたご要望があって町としては始めたことでもございまして、その中で結果、利用者が少なかったことや、多額の経費を要することなどから導入を見送ったというのは、議員の皆様にもご説明をさせていただいておりますので、関口議員もご承知だと思います。その中で、移動販売、そしてお助け隊とか、いろいろ町でも考えて行っているわけでもございますけれども、特にお助け隊、これにつきましてのもともとのルーツ、これは関口議員もご承知だと思います。その中で、だんだん、だんだん町のほうも入りまして今現在に至っているわけでもございます。もともとは商工会が始めていただいた、それでおしまいになってしまうのではということで町のほうもお手伝いをさせていただく中で、だんだん、だんだんと協力し合って今日まで来ているわけでもございます。

その中で、あんなでかい車をもらってもというお話がございましたけれども、今はあげますと言っても、ちょっとこれは商工会としては使えないのではないかなという思いがしたならば、そこで頂かないという選択もあったのではないかなと思っております。そこをやはり譲渡するときにはっきりとお話をしていただければよかったなと今思うところでございますけれども、その中で狭い道ばかりに行っているわけではないと思いますので、狭いところには小さい車、広いところで大きい車を使っていただくとか、それは臨機応変に対応していただけたらありがたいなと思っております。

そんなことで、あとは公共交通について今現在進めております移動販売とお助け隊、それからもう一つ、特に長瀬町は生協さんを使われる方も多いのです。この地域でも、たしか五十二、三%が生協さんを使っているらしい。いろいろなものを組み合わせながら皆さんも生活をしていただいているようでございますので、そんなことも勘案しながら、町としてこれ以上何ができるかは、これからまた考えていくべき課題だと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、実証実験をやったときに利用者が少なかったって、こっちのせいにしてほしくないように。実証実験をやって、利用者が少ないのはなぜだったのだろうかを言ってほしいのです、本当は。あの実証実験で、私がフジマートに買物行くのに、上郷の農村センターから乗って矢那瀬に行って、それからフジマートです。そういう経路で買物やってもらっても時間ばかりかかって、不便だからみんなが使わなくなったのです。そういうのをちゃんと反省してくださいよ、特に企画財政課。2,000万以上使って実証実験やって利用者が少ないって、利用しないのが悪いぐらいことを言われたのではないと思います。だから、私はこのお助け隊に来るのかなと思ったけれども、お助け隊も予算が80万、できますか。もっとどんどん予算を上げていってあげるならいいです。今給料だって上げなければならぬのに、これボランティアでやっているのだからって、1時間幾らでって届いていないですよ、最低賃金まで。そういうわけなので、実証実験を含めた公共交通、私予算のところでも質問するけれども、定住自立圏構想にも公共交通、長瀬町で手を挙げて1市4町でやっています。長瀬だけではないのですか、定住自立圏で公共交通やったらバスは走っていないのだから。何の意味もないところに定住自立圏構想で1市4町で手を挙げたって何かなるのでしょうか、だから公共交通聞いているので、もう一度締めくくりでお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

お助け隊に予算をもっと上げてやれというお話でございますが、これからの課題かなと思っております。令和7年度には、その予算はたしか例年どおりだと思いますので、令和7年度はそのまま行かせていただく中で、今日までも商工会のほうで頑張っていたいただいておりますので、それをお願いさせていただこうと思っているところでございます。

それから、公共交通、不便だから使わなかったのだというお話でございますけれども、そんなこともいろいろ勘案した中で、お金もちょっとかかり過ぎるということで、当時国のほうのお金をいただいていたの実証実験でございましたけれども、たしか半分弱ぐらいだったかな、国のほうからいただいて、そうした要望がありましたので、やったわけでございますが、そうしたことでございました。

それと、もし町がまた改めて公共交通をするということになった場合、今近隣の秩父郡内の町ですけれども、どのくらいの町が負担をしているかをちょっとお話をさせていただいてから、またお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、皆野町が町営バスの運営費には年間3,000万、町負担は1,700万だそうなんですけれども、民営バスの補助として年間880万、町負担が730万ですから、両方で町の持ち出しが2,430万予算がかかるわけです。小鹿野町は、町営バスが3路線もありますので、年間約4,600万で、そのうち町負担が2,740万円、民営バスが2路線の補助として年間3,220万ですから、ちょうど6,000万近くかかっているわけです。それだけのお金がかかっているということをちょっとお話をさせていただきます。

〔「よく分かりました、いいですよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうした中で、今後どうするかということになるわけですけれども、いろいろなイベントを社協ですとか町でも行ってますけれども、そうしたときにはしっかりと送迎もさせていただいたりしているわけございまして、差し当たって困るのが買物と医療だと思いますが、医療のほうも、医院によっては送迎もしていただいているようですし、そうした中で遠くのほうに行かれる方、そのところは課題だなと思っておりますけれども、そのところをこれからは考えていかなければならないのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、関口議員が先ほどからもおっしゃっておりますが、次の方にいろいろそうしたことも、ますます長瀬町が住みやすくなるように頑張っていたいただければと期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 4番目の質問にします。道路対策について。町内には、道幅が狭く緊急車両の進入が困難な道路があり、利用している住民は不自由に感じているようです。町が把握している道幅が狭く緊急車両の進入が困難な路線数は何か所あり、今後どのような計画、改善を図っていくのか。

また、町民から要望が出ている路線や他の公共工事に際して整備する路線工事について、政策的判断、地元からの陳情、要望、緊急度、危険度、地権者からの同意が得られるか、国や県の補助金を活用することができるかなど、総合的に考慮し実施箇所を決めていると思っておりますが、優先順位の決定や予算の確保のためどのような対応を講じているのかを伺いますという通告ですけれども、優先順位の決定や予算の確保についてだけ伺いたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の優先順位の決定についてのご回答をさせていただきます。

道路改良事業は、政策的判断、地元からの陳情、要望、緊急度、危険度、地権者の同意が得られるか、国や県の補助金を活用することができるかなどを総合的に考慮して優先順位を決定しております。

路線ごとに点数化をして優先順位を決めているわけではございませんが、限られた予算の中で事業を決定していく必要があるため、事業実施においてはこれらの要素を総合的に勘案し、実施する路線を決定しております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の優先順位の決め方で、私はどうしても聞きたいと思ったので、ここで聞きます。

1番目に、武野上神社西側の狭い町道で、緊急時につらい経験をした事例を聞きました。町長、区長にも懇願し、予算が取ればとの話を聞いたとのこと。そこで、どんな対応、対策を考えていたのか伺います。

それから2番目、長瀬地区公園の横に駐車場を造ったと思いますけれども、あの横の道路は、以前に公園の計画があったときに道路を拡張して緊急車両が入れるようにするのだと町が言っていたけれども、今駐車場を造るときに、何かあの道路は番外のようになっているの、ちょっと聞きます。

3番目、多宝寺から荒川までの道路、区長が要望をかなり前に出してあるのに全然工事が進まない、優先順位ってどういうのだろうという話がありました。特に1番目の武野上神社については、あの地域の人がもうそういう救急車に世話になるような場所というか、年代がそうなっているのだと思うのだけれども、あの出入り、課長には私何回も、道路改造お金をかけないでこうにすればという話ししてありましたが、今回の道路改良、場所を見ても、今言った3点と今年道路工事をやる狭隘道路ですか、それを見比べれば、優先順位って本当にそうなのかと感じていますので、私は特に緊急度、必要度が多いところから手をつけるべきだと思うので、町長お願いします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 町長、簡単をお願いします。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

武野上神社西側の町道は本中71号線と思われませんが、現状では拡幅工事の実施は難しいと考えておりまして、この後ご審議いただく令和7年度当初予算において、幹線23号線との交差部の隅切りについて補修工事を計上させていただいております。

それから、駐車場予定地の横の町道は、駐車場整備の地元説明会でも、長瀬21号線の拡幅についてご要望いただいております。町としても道路改良を検討しております。なお、駐車場の造成工事に伴い、駐車場敷地を道路拡幅分後退して路面の整正を行っております。

それから、多宝寺の下の道でございますが、本中99号線のことと思われ。これは、令和6年11月に上袋区長から改良の要望書を提出いただいております。こちらこの後ご審議いただく令和7年度当初予算において、舗装の補修工事を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、人口減対策について。当町の人口は減少の一途をたどっており、町が作成した第2期長瀬町人口ビジョンによると、人口が令和8年に6,221人、令和22年に4,927人、令和42年には3,493人になると見込まれています。そこで、人口減少する中でどのように住民の安心安全を守り、いつまでも住み続けたい町を持続するための施策を実施するため、次の点について伺います。

（1）、町は人口減少に対する課題をどのように捉え、今後どのような施策を実施するのか。

（2）、町の将来像や全体像を描くのに、人口統計データをどのように活用し施策を策定しているのか。

（3）、これまで実施した人口減対策は大きな効果がなかったように感じるが、事業評価はどうだったのか。また、得られた事業評価を今後実施する事業にどのように生かすのか。

（4）、地域によっては商店もなく生活利便性に格差があるが、格差をどのように捉え、今後の施策を展開していくのか。

（5）、空き家や高齢者単独世帯の増加が見込まれるが、継続的な調査をどのように行っていくのか。

町長にお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、（1）の町は人口減少に対する課題をどのように捉え、今後どのような施策を実施するのか、（2）、町の将来像や全体像を描くのに人口統計データをどのように活用し施策を策定していくのかについては関連しますので、一括してお答えをいたします。長瀬町は、令和4年4月1日に過疎地域に指定されました。また、人口戦略会議が令和6年4月に公表したレポートで、消滅可能性自治体に指摘されました。こうしたことから、人口減少は町にとって歴史的な課題となっております。

令和4年3月に策定した第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画では、併せて策定した第2期長瀬町人口ビジョンで人口動態を推計し、分析した上で後期基本計画の目標値の設定を行いました。また、町では様々な人口統計データを注視してきております。例えば住民基本台帳人口は、各年の数値、増減数、増減率を把握するとともに、秩父地域の1市3町との比較なども行っております。秩父市、横瀬町、皆野町は総じて長瀬町と同様の人口減少傾向が見られており、小鹿野町はより厳しい状況にあることから、やはり人口減少問題は多くの地方の市町村が直面している課題であると考えられます。

また、町の転入者、転出者、死亡者などの推移も同様に把握しております。直近10年間の外国人を除く数値では、転入者が毎年150人前後で推移しているのに対し、それ以上に転出者が多いことに加え、死亡者が毎年120人前後いること、出生者数も減少していることで人口減少が続いている状況にあります。こうした複数の人口統計データを活用し、施策策定の参考としているところでございます。施策では、これまで最も力を入れてまいりましたのが、子育て支援の充実でございます。

今後は、令和7年度当初予算に計上させていただいた長瀬町で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクト事業として、他自治体と比較しても充実した子育て支援策を核として、町の優れた自然環境、首都圏に比較的近い点、空き家、空き用地の状況などをまとめたPR資料、チラシを作成し、より一層企業及び事業所の誘致、移住定住促進の取組を推進してまいります。このほか、定住住宅取得補助金などの様々な移住定住施策も進めてまいりました。今後もこうした事業を推進するとともに、引き続き新たな施策の検討も進めてまいります。

次に、(3)、これまで実施した人口減対策事業の評価はどうだったのか。また、得られた評価結果を今後実施する事業へどのように生かすのかについてお答えいたします。人口減少対策は、特効薬と言える事業はなく、出産や子育てをしやすい環境を創出する、移住定住をしやすい環境を創出する、教育環境を整備するなど、様々な施策や事業を組み合わせる必要があります。個別の各事業につきましては、毎年度費用対効果进行评估しつつ、予算全体の状況も踏まえ、適宜見直しを図ってまいりました。

令和7年度当初予算でも、例えば定住促進住宅取得補助金は利用者数を勘案して減額を行いました。一方、母子保健事業を拡充し、新たに遠方の分娩施設での出産が必要な妊婦に対する支援事業を開始することといたしました。また、長瀬町で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクト事業で、企業、事業所誘致、移住定住促進の取組を強化することといたしました。今後も個別の事業ごとに適切な評価を行い、適宜事業を見直し、人口減少対策の取組を進めてまいります。

次に、(4)、地域によっては商店もなく生活利便性に格差があるが、格差をどのように捉え今後の施策を展開していくのかについてお答えいたします。人口減少は、地域から商店をはじめとするサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスの入手が困難となるなど、生活利便性の低下をもたらします。こうした状況の中、例えばご質問の商店に関しては、コープに代表される宅配や、アマゾンに代表されるインターネット通信販売といった新たなサービス産業が生まれております。一方、高齢者の方には、実際に商品を見て買いたい、みんなと会話しながら買物がしたい、インターネットは使わないといった声があることから、町では高齢者の見守りと地域の通いの場づくりを理念とした移動販売車うえたん号の運行を始めました。今後も民間事業者の動向を注視しつつ、生活利便性の低下に対する必要な支援に努めてまいります。

次に、(5)、空き家や高齢者単独世帯の増加が見込まれるが、継続的な調査を今後どのように行っていくのかについてお答えいたします。まず、空き家の状況につきましては、平成27年度及び令和2年度に地区内の状況を熟知されている行政区長など、各行政区の方に区内を回っていただき、空き家の状況を報告していただく調査を行いました。このほか、令和5年度及び令和6年度には、各行政区長さんに危険な空き家を見かけた際の情報提供の依頼も行ってきております。令和7年度には、改めて令和2年度と同様の調査を実施することとしており、必要な対策を検討してまいります。

次に、高齢者単独世帯の状況は、国勢調査の結果で把握しております。平成27年度には348世帯、全世帯に対する割合は13.1%だったものが、令和2年度には394世帯、割合は15.1%に増加しております。このほか、町が3年に1度実施している高齢者ニーズ調査においても高齢者単身世帯の把握に努めております。全世帯に対する高齢者単独世帯の割合は、令和元年度の調査では14.1%、令和4年度の調査では16.2%と、こちらも増加してきております。国勢調査は、令和7年度に予定されております。また、町の高齢者ニーズ調査も令和7年度に予定しております。こうした調査で継続的に高齢者単身世帯の状況を把握するとともに、必要な対策を検討してまいります。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということで、まず町が一番人口が多かったのが1983年です、9,171人。本年度の1月末で6,367人、人口減少率がマイナス30.5%です。年々人口減少率が高くなっていくと。その中で特に、先日こういう長瀬町暮らしの便利帳というのを配布していただいたと、これ全戸に配布だと思うのですが、こういうのは大変いいことだなと私も見させていただきました。この中に、11ページなのですけれども、長瀬町は自然あふれるコンパクトシティという言葉が載っているのです。えっ、コンパクト、いや、私はすかすかになった町とちょっと今の状況では捉えています。コンパクトシティってどうに捉えているのだらうと、その中で特に気になったのが、読みます。長瀬付近は観光地のにぎわいということで書いてあるのですが、車で約15分圏内に5つのスーパーがありますと。数えてみたら、寄居の辺りも含めてかなと、それは多少納得できます。ちょっと足を伸ばせば都内や軽井沢にも行けるので、買物には困りませんと。ふざけるな、都内に買物に行く、軽井沢は買物に行くところですか、これはアウトレットモールを言っているのかなと思いますが、アウトレットまで高齢者が買物に行きますか。ちょっとそうにこの文面からは取られるので、誰を対象にしているのということとはちょっと気になりましたので、その点についてまず第1点。

それから、データ検証ということなのですが、確かに町では毎年出させていただいて、行政報告書で毎年毎年人口動態とか転出入とか出させてさせていただいて、それは毎年あります。それは、見ると転出と転入の差というふうなことで、昨年度で言えば多分転入が127で転出が百五十幾つだったと思います。そのくらいの転出のほうが多いと。では、これ長期的に見てというか、やはりある程度積み重ねがあるのだから、町としては何年ではこういう状況だったと、それが現在こういう状態になっているのですよというデータ活用がちょっと足りないのではないかなと。庁舎内では、それやっているのかどうか、それがないと単年度比較だから細かいところになってしまうので、もう少し長期的なところで精査してもらおうと。そうすれば、もう少し将来予測もしやすいのではないかと、そのことについてどうしているのかと。

あと、特に細かい点では、東京23区内からの移住者支援金というのも出ているのですが、実際問題として東京都内に住所があった、まさか学生で東京都内にいたと、それがこっちに帰ってきたと、移住だとは、でも住民票が動くと移住になるのかな、ちょっとそこ心配なのですけれども、その実数がどうなっているのかなという。今ではなくても、分かればそのところ。

それから、年少人口と生産年齢人口と高齢人口、これに関しても町ではデータを持っていると思うのですが、国が年少人口平均が11.8%なのです。生産年齢が59.4%、高齢人口が28.1%、多分国ですから2年前の資料だと思います。町のをいいますと、令和6年度、年少人口が8%、生産人口が50.9%、高齢人口が41.1%、これ明らかに当然町としてはそうですが、低い。さらに1979年と比べると、1979年には年少人口が23.9%だったのです。それが8%まで落ちていると。生産年齢人口は65.2%だった、それが50.9%です。高齢人口は10.8%が41%になったと、これはもう町も承知のところだと思うのです。これはどうしてなのだろうというふうなことをやっぱりデータとして取って、ぜひ施策に生かすべきと思いますが、その点についてどうかと。

それから、世帯別に、先ほど町長が答弁していただきましたが、高齢者のみ世帯とかいう点で、地域間格差で、これも以前も言ったことがあるのですが、ちょっと時間かかりますけれども、1979年から80年代と今と比べて、世帯数が減ったところが5地区あるのです。まず風布、矢那瀬下、上中宿、宮沢、長瀬、この地区は世帯数が少し減少したのです。それから、6地区で人口は大幅に減っています。この6地区と

いうのは、今言った風布、矢那瀬下、上中宿、宮沢、長瀬に原区を加えたところが、人口減少率が非常に高いのです。長瀬も人口減少、短期間で見ると非常に減っているのです。そんなふうなところで、地域間格差というのは非常に出ている。特に私の上中宿、もっと言いたいのは、すごいのです。数字はともかくとして、54%が高齢者世帯なのです。54%ということは、もう10年たつと26件かな、高齢者だけで住む、単身と合わせると。そうすると、少なくとも10件ぐらいいは減ってしまうのです。空き家が何件あるかという、今現在9空き家があります、上中宿だけで。こういう状況、だから何なのということはあると思うのですが、こういう状況は地区によって非常に違うと思うのですが、どこも空き家は増えていると思いません。そんなふうな実質的に長瀬町で何件空き家があると、これどうに調査しているのか、毎年調査しているのか、それを地区ごとに、ああ、なるほどな、こういうふうな空洞化というのかな、そんなふうなところも行政の施策の中には入れなければいけないのではないかなというところ、それどう思っているかという点。

あと、いろいろありますが、認知症なのですが、日本全国で今700万人認知症患者がいるそうです。ほぼ高齢者の20%以上は、認知症だというのが新聞に出ていました。つい最近です。そういうのを計算すると、長瀬町は多分2,619人高齢者がいるのです。2,619人いて、それに0.2を掛けるというふうなことは、523人ぐらいいが認知症、どこまでかということ難しいですけれども、この統計上からいけばそうなるのだと。では、その認知症がどのくらいいるかというふうなこと、これ調べるといっても、医者判断とかないから難しいと思うのですが、ふれ愛ベースとかあるではないですか、ああいう施設を使って、例えば認知症の長谷川式の検査がありますよね、保健師さんでもできる。そんなふうなことでも、全員ではなくていいと思うのですが、認知症検査やりますよというふうなことで自覚を促すというのですか、私も身内に甚だ心配な人間もいるのです。うちの妻ではないのですけれども、この間医者へちょっと行ったはずなのですけれども、どんどん記憶を失っていくと。私の家の裏の家の人も、名前が出てはまずいのですけれども、とにかくよく火を燃すのです。うちの木なんか隣接していたので、裏が燃えていたのです、切り倒しましたけれども。はっきり言って、グラウンドゴルフもやっていたのだけれども、計算ができないので、もう行けないと、1人で住んでいるのです。危ないのです。そんなふうなところもありますので、火災もこの間起こったばかりですし、町のほうとしてやはり保健師さんに認知症の検査とか、忙しいでしょうけれども、せっかくのふれ愛ベースとか、そういうところを活用してでも、ぜひそういうことをやっていただけたらなというふうに思います。

まだ少し言いたいことあるのですが、空き家についても区長さんをお願いして、毎年でも概数把握しておいたほうがいいのではないのかなということで、まとまらない質問ですけれども、お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。ちょっと漏れるところもあるかもしれませんが、よろしくお願いいいたします。

データ活用が足りないのではないかというお話でございましたけれども、こちらについては、データを活用しながら将来予測をさせていただいているわけですが、まだまだ足りない部分もあるかもしれませんので、これからしっかりと精査させていただきたいと思っております。

それから、コンパクトシティのお話ですが、今現在埼玉県の大野知事が、これからの人口減に対してコンパクトシティでやっていくのだということで推奨しているわけですが、その中で長瀬町をどうにコンパクトシティにしていくかという、そうした調査がございまして、そのときに企財課長で

ございました方が、そう言われなくても長瀬はコンパクトだよねというお話をしたのですが、私もコンパクトだと実は思っています。よその町、皆野町、横瀬町、小鹿野町を見ましても、秩父市も特にそうですが、結構谷津があるわけです、枝がたくさん。しかしながら、長瀬町は見ていただきましたとおり、村田議員も生まれ育った町でございますので、よく承知しているでしょうけれども、それほど枝がない、本当にこの鉄道沿線でまとまっているという中で、駅からさほど遠くないところに役場があって、学校があってということで、過去1983年、9,171人人口がいた頃、いろいろな施設を点在させるということで、あの時代はあちらこちらに造りましたけれども、それ以降はそういう形を取っておりませんので、ふれ愛ベースも駅に近いところということで、あそこも造らせていただきました。そうした中で、ある程度長瀬町は、よそから比べたらコンパクトな町だなといつも思っているところでございまして、そうした書き方をさせていただいたわけでございます。

それから、誰を、どの年代を対象にしているのだというお話でございましてけれども、それはやはり長瀬町に住んでいただいております全世代を対象にしているわけでございます、その中で、何回か先ほどから出ておりますけれども、中学2年生のお子さんにワークショップをいたしましたけれども、やはり若い子たちは映画館があったらいいとか、スタバがあったらいいとか、マックがあったりとか、そういうことを……

〔「なるべくそういう内容は、もういいです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そういう中で、やはり不可能なわけです、今この町としてはそういうものを造るのは。しかしながら、ちょっと足を伸ばせばそういうところに行けるのですよという、これも私は宣伝の仕方だと思っておりますので、都内にも行けるし、軽井沢アウトレットにも行けますよというような書き方をさせていただいているわけでございます。

それから、認知症につきましては、町でも認知症予備群、そういう方たちに集まっていただいて、ふれ愛ベースで月1回いろいろな催しをさせていただいております。それと、各地区によって世帯数の減が、すごい減っているところと増えているところがあるというようなお話でございましてけれども、今フジマートの裏の石原区ですか、あそこはどんどん新しいお家が増えております。議員のお住まいの上中の方に先日もお話しいただきましたけれども、「うちのほうは高齢者と空き家べえ増えちゃって困ったんよ」ってこの間お話しいただきました。住みやすいところなのだろうかと、私は井戸から比べたら全く住みやすいなと思っております。なぜなのかなという思いがしているところでございましてけれども、そうしたところは村田議員がずっとお住まいなのですから、どういうところが悪いのだから、そういうことも町のほうにもお話しいただけたらありがたいなと思っております。

それと、暮らしの便利帳は、町からの持ち出しはなくて作っていただいておりますので、非常にありがたいなと思っております。

あとは……

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） いいですか、その程度しかちょっと書けなかったので、落ちていましたらば、またお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、村田議員の空き家の調査を毎年やったほうがいいのかとい

うご質問についてお答えさせていただきます。

令和2年度に空き家の調査をさせていただきました。そのときに区長さんにお願いしたわけなのですが、区内の地図ですとか、いろいろなものをお渡ししまして区長さんのほうにお願いして、区長さんのほうから班長さんの方に、班長さんの方もしくは区民の方が区内を回っていただいて、空き家の調査をさせていただいたという経緯がございますが、その中で、令和2年当時、区長さんのほうからもいろいろなご意見をいただきまして、個人情報の問題ですとか、やっぱりちょっと区民に負担がかかるということでご意見をいただいたところでございます。

令和7年度につきましても、同じような形で実施したいというふうに考えておりますが、区長さんのご了解を得た上でということになりますので、またその辺はどういった形で空き家調査を進めていくのかというのは、今後検討してまいりたいと思っております。その関係で、令和5年、令和6年度には簡易的なということで区長さんのほうにお願いして、情報提供という形で実施をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のふれ愛ベースを使って長谷川式の検査をして、認知症かどうかということを検査したらいいのではないかという話をいただいたのですが、長谷川式の検査につきましても、最終的には医師の判断が必要になってまいりますので、包括支援センターで認知症の相談などは受け付けておりますので、そういったところで必要があれば、認知症初期集中チームというものも秩父地域1市4町でつくっておりますので、そういうところにつないだり、あとは医療機関と連携を取って受診のほうを勧めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 村田議員からの東京23区からの移住支援金に関する再質問にお答えをさせていただきます。

これまでの実績というご質問であったかと思いますが、実績につきましては1件となっております。23区に在住、もしくは在勤されている方が長瀨町に移住して、その方が就業するか起業するか、もしくは長瀨町で移住前の仕事をテレワークで続けていた場合が交付の対象となっております。その対象になった方が1件ということで交付をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、もっといろいろあるのですが、今の答弁の中から、コンパクトシティについては、これはもう言ってもしょうがないことだけれども、コンパクトな町というのを私も調べてみたのですが、生活の利便性を向上させてというふうな目的でという意味のコンパクトシティが本来的なあれかなと。確かに長瀨はあまり谷津がないというふうなことなのですが、小鹿野町はもう20年たつと皆野町より人口が減ってしまうというふうな統計も出ていて、人口減少が著しいというふうなことで、確かに小鹿野と比べればコンパクトだよと、これは言ってもしょうがないけれども、やはり本当のコンパクトシティ。そうすると、矢那瀬地区とか、例えば岩田でもいるのです。さっき公共交通の問題も出たのですが、何でもスクールバスを1日1回動かしてくれないのだと、私は車の免許も持っていない、も

う買物にも行けないと、ウエルシアさんとか来るのだけれども、そうではなくて、買物に行って自分の目で買物をしたいと、そうでないと家へ閉じ籠もっているだけで、何のために生きているのかというふうなこともあって、そんなことを言っている人もいます。

それはさておいて、あと今課長が答弁していただいた、何でしたっけ、企財課長の。

〔「東京からの」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） うん、東京からの。それについては、さっき言った学生でいて籍を置いておいて、こっちへ来てというのは含まないわけですね。はい。地域おこし協力隊の方なんかがかこっちへ住所を置いていたというのも含まないわけですね。はい、分かりました。では、やはり年間1件ぐらいしかないというふうなことで、今年度予算も見たらちょっと減っているような気がしたので、次行きます。

転出と転入、これも町ではデータ持っていると思うのだけれども、何か前見たことあるのですが、男性が多いとか、性別によってどうだとか、年代によってどうだとか、そんなふうなデータがあるのではないのかなと思うのですが、それでターゲットが絞られるのではないのかなと。やはりうちの近くも人口が減っているのは、意外とというか、もう今高等教育と言わないけれども、大学とか行く人が多いのです。行ってしまうと、そのままもう就職がないから戻ってこない。では、就職がない、工場、企業誘致すれば人口増えるかという、やっぱり外へ出た若い人が、高学歴という言葉は非常に悪いですが、戻ってきて、そこの企業に勤めるかどうかというのは非常に難しい問題があると思います。ただ、働き場所ということで考えると、やはり矢那瀬の工業導入地域辺りをもう少し真剣に、整備ではないけれども、企業誘致していくべきかなというのがあります。あとは、秩父一帯でも企業誘致とかやっていますけれども。

あと、再々質問ということでは、高齢者のことについて、私も行ってみました、ふれ愛ベース。あそこで認知症にならないようにとかやっているの、私なんかより早いのです。何でこれ計算できるの、四角の升に数字があって、ぴゅっぴゅっ、ぴゅっぴゅって数字を入れていたりとか。私も、埼玉新聞に日曜日出るので、日曜日にあれ一生懸命やるのですが、だんだん早くなってきました。あれもやったりしているのだけれども、要するに独り暮らしの人で、自分が認知症に近いのだよとかいうことを理解できていない人がいるのです。だから、そこに手を伸ばさないと危険ではないのかと。だからそこまで、長谷川式を、最終的に医師の診断は、これは当然のことだと、認知症ということになるのだから。そうしたらば、少し覚えが悪いですねとか、何かそんなふうなことで医者にかかったらどうですかというふうなことで広げていくのがいいのではないかなと。

あと、空き家なんかとか単独世帯とかの調査、確かに自分のことばかり言いますが、自分の上中って狭いのです。だから、自分の足で私が歩いても、半日あれば全部歩けるのです。ただ、個人情報というのがあるから、分からない家があるのです。とにかく町の世帯数で52世帯なのです。ところが、住んでいるのではないのかというのは48世帯、4世帯差があるのです。住んでいても、住所があるかどうか分からない人もいるし、誰が住んでいる、誰と住んでいるのか、多分1人ではないのかなとかいう、そういう家も結構あるのです。だから、そこのところは仕方ないこととしても、区長さん、班長さんにでもお願いして、ある程度の情報は町で得るべきだと思うのです。それによって高齢者施策とか、そういうものできてくるのではないのかなと。そんなこと、質問になっているかな、答えられるところがあったらお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

コンパクトシティの定義ですか、利便性。先ほど学校と役場の話をさせていただきましたが、ふれ愛ベ

ースもそうですが、駅からお医者さんも歯医者さんも近いですし、あとフジマートも歩いて行ける範囲…

〔「コンパクトシティはいいです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君）　そういうところで、長瀬はもともとがコンパクトシティだなというお話をさせていただいているところでございます。

それから、どこの地方もそうなのですが、特にこの間、昨年ですか、岡山県の奈義町に視察に行ってみましたけれども、奈義町は子供さんの数がどんどん増えている。しかしながら、やはり大学に行くと戻ってこないという状況だというお話も伺っております。ここまで来ますと、これはやはり国の施策でない子供は増えない、どこも。地方はもう無理だなと私は思っているところでございます。

企業誘致のお話もございましたけれども、やはりこれも秩父地域全体で考えていかなければならないことでございますし、また長瀬は、いつも私申し上げるのですが、本庄、深谷、熊谷、東秩父、通える範囲内でございますので、そんなことも勘案しながら長瀬に住んでいただけたらありがたいなと思っております。しかしながら、なかなかそういう状況にならなくて、どうしたらよろしいのかなと思っております。

それから、令和7年度には町の高齢者のニーズ調査を行いまして、また高齢者がよりよい生活ができるように、そうした資料もつくりますので、それに基づいて高齢者施策もしっかりやっていく予定となっております。

それから、あとスクールバスでございますが、これにつきましては教育委員会のほうから何度もたしかご回答させていただいておりますけれども、改めて教育委員会のほうにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔「後で、学校のときで」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君）　そうですか。では、そういうことでよろしくお願いたします。何か漏れていたところがありましたら、またお願いたします。

以上です。

○議長（岩田 務君）　5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君）　それでは、時間がないので、次に行かせていただきます。

小学校統合後の状況について教育長にお伺いします。令和6年4月に小学校が統合され、新たな形で学校教育が進められていると思います。そこで、教育委員会として、その実態をどのように把握し、子供たちに寄り添った教育を推進していくのか、次の点について伺います。

- 1、教育委員会はどのように学校訪問などを実施し、月例教育委員会等で報告し討議しているのか。
- 2、小学校統合後、施設、設備面で課題や改善すべき点はあるのか。
- 3、いじめや不登校の状況と児童に対する相談体制等はどのようになっているのか。
- 4、通学における課題や今後の改善計画はあるのか。
- 5、学校運営協議会やPTA組織の改編の状況はどうなっているのか。

以上です。

○議長（岩田 務君）　教育長。

○教育長（井深道子君）　村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会はどのように学校訪問などを実施し、月例教育委員会等で報告し討議しているのかでございしますが、教育委員の活動として、11月に学校訪問を実施し、校長から学校の現状の報告を受け、その後、校内の様子を御覧いただいております。また、毎月開催している定例教育委員会において、ほかの教育委員会所管事務と併せて、教育長、私から報告を行っているほか、情報交換等において質疑やご意見を伺っております。

そのほか、教育委員会事務局として、指導主事、学校教育指導員、スクールソーシャルワーカーによる訪問を実施しております。今年度は、学校統合初年度ということもあり、不安な気持ちとなる児童も少なからずいると考えられたことから心配をしておりましたが、学校の様子もとても落ち着いており、子供たちも毎日学習に励んでいるとの報告をいただいております。

次に、小学校統合後、施設、設備等で課題や改善すべき点はあるのかについてでございますが、これまでも通常の修繕に加え、統合に向けた施設、設備の整備を実施してまいりました。今年度も、電源改修工事や屋上防水改修工事を実施したところでございます。

課題や改善すべき点でございますが、長瀬第一小学校の校舎や体育館は建築から50年近く経過しており、広範囲に劣化が見られる状況でございます。令和7年度当初予算には、校舎東側の外壁補修工事を計上しております。今後とも、学校施設の維持管理につきましては、早急な対応が必要な場合には速やかに作業を進め、安全かつ快適な学習環境を確保できるよう努め、児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

次に、いじめや不登校の状況と児童に対する相談体制等はどのようになっているかについてでございますが、長瀬第一小学校の令和6年度はいじめ認知件数は、2月現在で38件でございます。内容についてでございますが、冷やかし、からかい、悪口等となっておりますが、現在は全ての案件が解消されております。

また、不登校児童生徒数は増加傾向にあるのが事実でございます。これらに対応するため、学校では定期的にアンケートを実施し児童の実態把握に努め、アンケート結果の情報共有を行う中で、管理職をはじめ教務や養護教諭など、学校全体でチームとしての指導、支援を行う体制を取っております。また、専門的な知識や経験を兼ね備えたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、健康こども課など、関係機関が連携して教育相談など組織的に対応し、子供や保護者に対して必要な支援等を行っております。今後も各関係機関と連携を図りながら、安心して学べる学校づくりを推進していくことが重要と考えております。

次に、通学における課題や今後の改善計画はあるのかについてでございますが、統合に伴い旧長瀬第二小学校区域の児童は、スクールバスでの通学となりました。運行開始して数日間は、多少の混乱もございましたが、現在のところ順調に運行しております。

今後の課題等でございますが、児童数の減少により通学班の人数が少なくなっており、特に下校時には放課後児童クラブを利用する児童もおり、さらに少ない状況で1人となる時間も前から比べ長くなっていると伺っております。また、スクールバス利用者も今後減少すると見込まれており、ルートや乗降場所を見直す場合も考えられると思っております。

なお、通学における安全確保は最重要案件であり、平素から学校と家庭、地域との連携、協働の推進が不可欠であり、地域の方には見守りなど協力いただいているほか、学校運営協議会など地域の関係者からご意見をいただき、地域ぐるみにより交通安全の取組の推進を図り、安心安全な登下校に十分配慮してま

います。

次に、学校運営協議会やPTA組織の改編の状況はどうなっているのかについてでございますが、長瀬町では、これまでも小中合同の学校運営協議会を開催して、地域と一体となった学校運営に取り組んでおります。委員には、旧長瀬第二小学校区域の方にもお願いしております。

また、PTA組織の改編につきましては、学校統合に際し検討を行い、旧長瀬第二小学校区域を1つの支部とし、統合後は7つの支部で運営をしております。しかしながら、今後児童数、家庭数の減少により、支部の活動が難しくなると見込まれることから、支部の見直しの検討を開始したと伺っております。見直しにおける課題としては、小学校と中学校では支部が異なります。今後、支部の見直しに合わせ、中学校PTAとの調整も検討していくと伺っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この町にとって、とにもかくにも学校統合という非常に大きな出来事と申しますか、であった1年だと思います。その中で、個々の児童の思いを知り、個性を生かし、発揮させることができるような教育、これを推進することがまず一番だと思います。教育委員会として、なかなか教育委員会は学校、校長からの伝達とか、そういうことが多いと思うのです。例えば11月に学校訪問しましたと、1回行ったただけだと子供の思いというのは見れないと思うのです。だから、そこのところを例えばアンケートを実施するというお話がありましたけれども、そういうところに教育委員会として、こういうことについてどうなのだろうとか入れていくというふうなことも一つの工夫ではないかなと思いますので、そのことについて。

あと、施設設備については、もうプールはやらないのかなという、コロナあたりから夏休みのプールもなくなってしまったと。あそこにあのプールがある存在価値があるのかなと。私は、個人的にはあのプールでできるのなら、夏休みも開放できるからやったほうがいいのではないかなと思うのですが、やらないのだったらもうあれは解体して、施設設備で駐車場が少ないのだから、あそこを駐車場にすると、もしかしたら来年度予算でそういうのが出てくるかなと私は期待していたのですけれども、スイミングスクールに行くということを継続するのであれば、そこのところについてこれからの検討事項だと思いますが、お願いします。

あとは、いじめについては38件というのですが、実際には軽微なものが多いのだろうと。重大事態というが入っていないから解消したのかなというふうなことで受け止めますが、ネットでのいじめとかいえば、これはもう氷山の一角だと思いますので、ぜひこれはきめ細かな調査を継続をお願いしたいと思います。

先ほど教育長の答弁にあった学校教育指導員という、これ予算書にも報酬とか出ているのです。私申し訳ない、学校教育指導員という立場を勉強してこなかったもので、どういう立場の人がこれをやっているのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、第一小学校ではスクールカウンセラーの有資格者を配置しているわけですね、スクールソーシャルワーカーについてもそうですか、有資格者。スクールカウンセラーは心理系ですよ、スクールソーシャルワーカーは福祉系ということだと思いますので、どちらかというスクールソーシャルワーカーは庁舎とか教育委員会に置いたりするのが一般的なような気がするのですが、この配置と人数、あと月何回これを依頼しているのか、多分金銭的に

も相当高額になると思うのです。そういう資格に対してのあれですから。あと、スクールカウンセラー等が来たときの相談体制が、例えば授業中でもいいのかどうかとか、そんなようなところが分かったら教えていただきたいと。

あと、通学については、今後やはり統合してしまえば、この1年はいいけれども、距離という壁があると思うのです。統合は、吸収統合ではないのです、対等と言いましたよね。だから、対等なのだから一緒になってしまえば、距離というのを測って上長瀬地域でも、距離が何キロであればスクールバスを回すというふうに変えていったほうがいいのではないかなと。その点について、そういう考えがあるかどうか。

あと、旧第二小学校ではヘルメットを着用していたのです、通学に。多分していました。第一小学校になったら、第一小に合わせてヘルメットなくなったと。やはりヘルメットはなくすのではなくて、第二小のいいところ、安心安全ということを考えると、ヘルメットがあったほうがよかったのではないかなと思いますので、夏暑いとか、今は穴が空いているやつとかいろいろある、ちょっと高くなりますけれども。そんなふうなことについてどう考えているかと。

あと、学校運営協議会ですが、これ小学校と中学校で別々につくっているのではなくて、合同会議もやっているか、それとも一緒に1つコミュニティ・スクールとして立ち上げているのかどうか。学校運営協議会に対しては、地域学校協働本部というボランティア組織つくっているのですか。多くは、委員さんがそこから選ばれるというふうに資料に書いてあるのですけれども、そういうのではなくて、当然役場の教育委員会が任命したのだからけれども、そういう地域学校協働推進委員という組織があって、そこから選んだのかどうか。あとは何人いるのかと、その学校運営協議会の人員。これ非常に重い組織ですので、非常勤公務員になりますよね。そこまでについて。

あともう一点、教育長ではなくて次長があれになった、これ私が教育長のつもりでやったので申し訳ありません。PTAなのですけれども、PTA組織を改編ということで、これはPTAというのは、調べてみたら任意加入です。今全日連のほうで非常に問題があったりして、秩父市も今年脱退しました。来年からは、熊谷とか飯能も脱退するというようなことはあるのですが、それに加盟とか同意はいいのですか、PTAは加入していない人が本町にいるのかどうか。

〔「いないみたいです」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） だから、それを取らないで必然的に継続でやってきたかどうかということ、保護者にその認識がないと思うのです。PTAというのは、子供がいればPTAの組織に入らなければいけないと。というのは、役がめった回ってきて、これではちょっともっと縮小して簡易的なPTAでいいのではないかという保護者の声を聞きますので、その点について。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、学校等のアンケートなどの教育委員会からの訪問等が少ないのではないかというお話もございまして、全体としては1回、私のほう教育長としては月に1回程度は学校のほうに訪問をし、校長から話を伺ったり、または子供たちの様子を拝見させていただいております。

また、先ほどからちょっと順番は前後いたしますが、学校教育指導員は元校長先生を充てておりまして、こちらの先生は学校教育指導員と、それからスクールソーシャルワーカーを兼務しております。そのため、毎週必ずどちらの学校にも1度以上は顔を出していただいております。

〔「有資格者なんですよ」と言う人あり〕

○教育長（井深道子君） 元校長ということで、スクールソーシャルワーカーのほうは県からの指名でございますので、こちらのほうで大丈夫でございます。

〔何事か言う人あり〕

○教育長（井深道子君） はい。お金のほうも、全額県からいただいております。そのため、学校教育指導員と、それから指導主事も本町おりますので、こちらの2人からも私のほうへの説明は毎回その都度行わせていただいております。

それから、施設設備の件でプールについてでございますが、現在プールのほうは使用しておりません。そして、今現行ではかなり施設設備の改修工事が必要ということが見込まれておりますので、来年度以降もプールの使用は、現在は教育委員会としては考えておりません。

3つ目にいじめの問題なのですけれども、38件と少ないか多いかというところもあるかもしれませんが、解消してしまっているのかということで、この頃県のほうでは、必ずいじめの報告があってから3か月以上たたないと解消という報告をしてはならないという決まりがございますので、この点は学校の校長のほうに確認したところ、3か月以上たった後、さらに個別にお話を伺って解消しているということは確認できているそうです。

それから、スクールカウンセラー等につきましては、県からの派遣で有資格者でございます。こちらのほうは、県の選考試験を受けた方でございます。

それから、相談体制につきましては、スクールソーシャルワーカーは月1回の教育相談のほうで行うようになっておりますので、町のほうに来てご相談なされたい方はできるような体制を取っております。また、その都度学校長からの相談がある場合には、その都度学校長と、または面会が必要な場合には面談をするように指示をしているところでございます。

それから、通学に関しての距離のことについては、先ほども申し上げましたとおりかなり大きな問題になってくると思いますので、十分これから検討していくところがあるというふうに捉えております。

それから、ヘルメットのことににつきましては、実は統合するときにもお話しを持ったのでございますが、歩く距離が特段に少なくなるだろうということで、安心安全面ということも考えなのでございますが、一応長瀬第一小学校に合わせまして、ヘルメットのほうは今回この統合に関しては廃止とさせていただきます。

学校運営協議会についてでございますが、それぞれの学校とともに合同会議も年2回ほどやっていると思います。全部で16人の方が学校運営協議会の委員になっておりますので、教育委員会から指定してございます。地域推進委員のほうにつきましては、こちらのほうは学校応援団という形で、うちの町では学校応援団のほうで学校の応援のほうはさせていただいておりますので、県のほうでも必ずこれをしろという形ではないので、そのような形で現在は進めているところでございます。

それから、PTA組織の改編につきましては、秩父地区全体のPTA、秩父地区のP連は県のほうから脱退するというお話を私も伺っております。それから、PTAの現在の加入でございますが、一応本町では全加入となっております。校長にも、私年度初めに、この頃はいろんな、昨今問題も生じているので、加入についてはきちんと説明をするようにということを示しております。ちょっと足りないところがあったらまた後で教えてください。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間も僅かなので、本当に少しについてお願いします。

プールについては、今のところというお話があったのですが、これは積算すべきではないですか、例えばプール幾らだったっけ、ちょっと予算忘れてしまいましたけれども、あれ三百何万だか百八十何万だか、その程度だと思うのですが、10年続ければ例えば幾らになると、あのプールを改修すれば幾らになると、あれを壊したとき幾らになると、利用価値を考えてというのを見越さないで、プールは置いたままスイミングスクールには行くということになると、私は無駄になると思うのですが、そのところ早くやったほうがいいのではないかと。

あと、ヘルメットについては、これは統合委員会で決めたことなのだと思うのですが、甘いのではないのかなと。というのは、事故があってからでは遅いような気がするのです。確かに登校については、見守りの方がいつもいらっしゃると、下校についても、その時間になるとというのはあるのですが、うちは学校から近いので、出てくると右や左やという状況があるのです、実際問題としては。だから、もしもそういうとき、丁字路から出たりしたときなんかとか考えると、ヘルメットあったほうがいいのではないかなというふうなことを感じますので、それも検討していただいたらと。

あと一点、不登校の子供さんについて、保護者からは毎日親切に電話をいただきありがたいということ、これちょっと1人だけしか聞いていません。との声を聞きますが、カウンセリングも受けましたと。でも、なかなか成果も見られないので、先進的に助けていただきたいという言葉がありました。これについては、確かにそうだろうと。私なんか学校に勤めたということがあるかもしれませんが、ちょっとお話しただいたり、出張ったことはしません。その子供と対面したりとか、そういうことは一切していませんけれども、ああ、お母さんも悩まれているのだなというふうなところがあります。子供さんが今小学校だけでも、これが高学年になって進路とかになっても今は通信制もあるし、なかなかどうにか、行きたくないのは行かせないのがいいのではないですかとか言っているのですが、それはさておいて、あとスクールソーシャルワーカーについてとかスクールカウンセラーについてなののですが、多分月2回ぐらいだと思うのです、多分カウンセラーの先生がいらっしゃるのは。これ有資格者と、スクールソーシャルワーカーには、仕事として学校との調整、該当児童家庭への訪問とかいうのがあるのです。直接的支援と間接的支援ということがあると。直接的支援として、児童家庭への訪問、学校や家庭との連絡調整とか、そんなふうなことも含まれているということなのですが、そういう直接的支援と間接的支援として、学校支援体制を構築したり、助言したりするというふうなことなので、これ例えば児童相談所とかいろいろそういう関係機関とということがあると思うのですが、スクールソーシャルワーカーが学校へ出向いてそういうふうなことをできる体制になっているのかどうかというふうなことについてお伺いしたいと思います。

なお、不登校については、もう時間になりますので、小学校さんでこのところまた増えているというお話を聞いています。だから、仕方ないことだけれども、やはり一人一人の、1個だけすみません。教育論については、仙台教育大学の元学長の林竹二先生、私この人崇拜しているのですが、教育現場では非常に受け入れられなかった先生ですが、とにかく個を大切にするというふうなこともあるのですが、やはりぜひ長瀬でもそういうところを生かした教育を推進していただきたいと。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

プールにつきましては、本年度も昨年度も設備の補修というところが大変大きな額を見込んでおりました。決してプールを使えるのに使っていないということではございませんので、そこだけご理解いただきたいと感じました。

それから、ヘルメットにつきましてはですが、あったほうがいい、かぶっていたほうが安全であるということは私も重々分かっております。しかし、これは学校の問題でもございますので、学校長ともまたよくお話しをして検討してまいりたいと存じます。

それから、不登校の問題等につきまして、本町では本年度よりスペシャルサポートルームという教室に入れないお子さんのお部屋のほうも新設いたしまして、その辺については充実してまいりました。なかなかご相談しにくい場合もあると思いますので、いろんなところで、場所等を選びながら質問に、幾らでも相談に乗っていくという体制は取っております。

また、スクールソーシャルワーカーでございますが、本町では大変非常によく回っていただいております。家庭訪問も実施しております。家庭でお話を伺わせていただく場合も、今までのところでも何件もございましたので、そういった方々へも回れるような体制づくりというのは、学校支援体制というのは整えているところでございます。また何かあるようであれば、ぜひこちらのほうにもお話をさせていただけるとありがたく存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時08分

再開 午後1時10分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでご報告いたします。今から14年前の2011年3月11日14時46分に東日本大震災があり、多くの方が被災されました。この震災によって犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、震災があった時間に合わせて長瀬町議会として黙祷をささげ、ご冥福をお祈りしたいと思います。会議中になると思いますが、時間になりましたらこちらで合図をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、大澤町長に、旧長瀬第二小学校を拠点とした樋口地区の活性化について伺います。昨年、長瀬第二小学校が廃校となり、地域の子供たちの登下校、また校庭などでの元気な声が聞こえないのは、本当に寂しいという声を聞いております。大澤町長は町長就任前後に、滝の上、小坂地区及び岩田地区の活性化

とにぎわいをという挨拶をされたと記憶にあります。昨年12月に、旧長瀬第二小学校体育館で開催された名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念の式典が行われ、地質学の宝庫として、旧親鼻橋から高砂橋までの間、荒川沿いが紹介され脚光を浴びましたが、私は町の中心部を流れる荒川の樋口・矢那瀬地区の景観、これは長瀬地区と遜色のないほどのすばらしいものであると思っております。長瀬全体の今後を考えますと、今まさにこれらの景観などを生かしつつ、旧長瀬第二小学校を拠点とした樋口地区の活性化について真剣に考えなければならない時期と思っておりますが、次の点について伺います。

1、旧長瀬第二小学校区内には多くの歴史的伝統文化や史跡があることから、自然豊かな地域を歩きながら散策する新たなコースマップを作成することで、地域住民間の交流や新たなハイキング道としても観光客にも活用が可能と考えますが、作成して整備する考えはあるのか。

2つ目、中央公民館に保管してある多くの民俗資料を旧長瀬第二小学校に展示して公開することで、新たな学びの場を創出することができるかと考えるが、旧第二小学校活用検討委員の方へ提言することは可能なのか。

以上2点お聞きします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、(1)の旧長瀬第二小学校区内の散策コースマップの作成、整備についてお答えいたします。旧長瀬第二小学校区には、例えば悲哀の伝統が伝わる仲山城に関連したすばらしい歴史文化施設や史跡がございます。地域の方には、そうした施設や史跡を日頃から大切に守っていただいているところでもございます。例えば国指定史跡である野上下郷石塔婆は、地域住民の方に大切に守っていただいております。また、諏訪神社の彫刻は地域で本庄第一高等学校美術部に修繕を依頼し、すばらしい彩色がよみがえったところでもございます。私は、こうした施設や史跡を何とかもっと多くの方に知っていただきたい、訪れていただきたいと願っているところでもございます。旧長瀬第二小学校区を巡る取組も行われてきております。

令和5年度には、埼玉県郷土分科会において、小坂地区の施設や史跡を巡る町歩きが実施されるとともに、郷土研究誌にも掲載されました。3月23日に、長瀬観光ガイドの案内で寛保洪水位磨崖標、野上下郷石塔婆、白鳥神社、法善寺などを巡るハイキングも計画されております。町では、現在運用している長瀬観光QRガイドマップにこうした施設や史跡を掲載し、案内しているところでもございます。今後は、この観光QRガイドマップにコースマップの掲載を検討してまいりたいと思っております。

次に、(2)の中央公民館で保管する民俗資料の旧長瀬第二小学校での展示、公開を旧長瀬第二小学校活用検討委員会へ提言することについてお答えいたします。過日、私も改めて中央公民館で保管する民俗資料を拝見いたしました。長瀬町で育った、長瀬町で暮らした人々の思いが伝わってくる貴重な民俗資料であると思ったところです。

一方、資料の中には類似のものが重複して保管されていたり、まだまだ各家庭で保管されていると思われるもの、長瀬町以外の地域でも保管されていると思われるものなどが見受けられました。こうした民俗資料を公開するためには、資料の鑑定及び選別、目録の作成、データベース化など、その作業には相当の人力、経費が必要になってまいります。また、人件費も含めたランニングコストも相当程度必要になると思われます。したがって、課題も大きいところでもございます。

旧長瀬第二小学校活用検討委員会には、今年度実施した町民アンケートの結果や町への提言でのご意見

を提示するとともに、以前の会議でもお話がありました文部科学省発行の廃校活用事例集に掲載されている全国の情報などを提示することとしております。議員ご提案の民俗資料の展示、公開には課題もあるところではございますが、今回の質疑の概要も併せて提示してまいりたいと存じます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長から答弁をいただきました。天下の景勝地長瀨は、やはり長瀨駅周辺、宝登山から岩畳の間、この間に多くの観光客が集中しているという状況です。しかし、このコンパクトな町と言われるところには鉄道も4駅あるということで、長瀨の周辺の観光を楽しんだ後は、今上長瀨の駅も随分雰囲気が変わって、そして親しみやすい駅となったように思います。そして、野上駅では長瀨アルプスハイキングコースがあります。それから1つ向こうに行くと、また違った雰囲気の樋口駅がありまして、そこに立ち寄りながら駅前の旧長瀨第二小学校の跡地、あそこを起点、終点とするハイキング道をどうかと思っております。そのコースができましたら多くの方が体験し、そして先ほども言いましたが、すばらしい景観の中を歩いていただくということは、本当にこれからの観光客を樋口側に呼ぶにもいいかなと私は考えております。観光コースになるのではないかと本当に思っております。ぜひ産業観光課あたりを中心に、町全体を歩くコース、それで今回は特に樋口地区のハイキングコースマップ、ぜひ考えていただきたいと思っております。

再質問ですが、中央公民館の倉庫の関係、私確認させていただきました。町長も確認したということでございますが、驚いたのが、私たちが小学校のときに学校に通うときの金石の渡しの船まできれいに残っておりました。あとは、多くの農機具、また養蚕器具ですか、懐かしい器具も残っており、昭和初期の自転車まであったように記憶しております。本当に貴重なものが多くありました。これらのものを倉庫に眠らせておくのは、本当に残念であります。絶対に展示しておくべきと、そのように考えております。やはり重複する、幾つか同じようなものもありますので、そういうのをいろいろ選別しながら、資料づくりも大変だと思っておりますが、ぜひ貴重な資料、展示をお願いしたいと思っております。

また、この再質問ですが、貴重なもの、以前はどこかで展示したことがあるのかどうかということと、この資料等は大多数が町民の方からの寄附だったのかどうかということをお聞きします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

町全体を観光地にという私の思いは全く変わっておりません。第二小校区、あちらも本当にすばらしいところがたくさんあるわけでございまして、ただいまご回答させていただきましたよりも、まだまだたくさんございます。多分議員も行っていらしたことがあるのだと思うのですが、旧秩父往還、矢那瀬に行く山道なのですが、あそこから見る荒川、すばらしいです。本当にすばらしい景色だなと思うところでもございますけれども、また、その通りには江戸中期の書家、市河米庵さんという有名な書家だったそうですけれども、その方の馬頭尊の塔もございまして。これは、その方は風月堂という昔からの、江戸時代から今もございまして、そのお菓子屋さんの字を書いた方だそうですけれども、そういうものもありますし、矢那瀬地区にももっともっといろんなものがございまして。巻菱湖さんなんていうのもいるわけですが、そういうものを何とか出したいなという思いは私もしておりますけれども、自分の任期中にそれがなかなかかなわなかったなという思いがいたしておりますが、しかしながら、この12年間で、最近矢那瀬のほうにも船のほうの施設もできましたし、それから最近驚いたのですが、斉藤実さんの前のお家の、その脇をずっと奥に行くと別荘があったのだそうですが、その別荘を買われた方がいて、そこがこれから

一棟貸しでご商売やられるという話も伺っております。絵で見せていただいたのですが、とっても素晴らしいです。

それからまた、線路沿いにも車だけ止まれるというのですか、そういう施設もできてきております。ぼつりぼつりではございますけれども、やはり素晴らしいところだということ、だんだん、だんだん皆さんに知れ渡ってきているのかなと思っているところでございます。ぜひ矢那瀬地区、そして樋口地区、全てにそうしたものが浸透していくといいなと思っているところでございます。

その中で、中央公民館に井戸の金石の渡しの船があったという、私も金石の船頭をやりました。懐かしい話ですけども、本当に私もこの間も見させていただいて、懐かしいなとは思いましたけれども、何せあんなに大きかったですね、あの中いっぱいに入っておりましたが、そうしたいろいろなものがたくさんあったわけですが、郷土資料館にも以前は展示されていたものもあったようでございます。その中で、町民の方から寄贈していただいたものも含まれております。現在長瀬町でこのような資料を展示、公開できる場所となりますと、郷土資料館が最も適しているのだらうと思っておりますが、しかしながら、郷土資料館の常設展示スペースが今現在埋まっている状況でございます。今後、現在の展示を入れ替える場合には、常設展示としての活用を検討させていただくほか、蔵出し展として少しずつ展示するなど、できるだけ多くの資料を展示、公開できるよう方策を検討してまいります。第2展示室もございますので、そういうところも活用しながら、常設ではなくて蔵出し展としてできるのではないかと今思っているところでございますので、今後また検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 再質問、答弁いただきました。先ほど私一番最初に質問したとき、町内の4駅があるということであります。秩父鉄道と今後本当に連携を密にして、特色のある駅に4駅を模様替えができればなど、そうすれば町全体の観光振興につながるのではないかなと思っております。

また、第二小学校の跡地利用、くどいようですが、本当にそちらのほうにも資料の展示について、ぜひ検討委員会の方にも一言申しおいていただきたい、そのように思います。

では、2つ目の質問に入りたいと思います。教育長にお伺いします。故南良和氏の写真や出版物の展示についてお伺いします。本野上地区に在住されていた南良和氏は、昭和10年に秩父で生まれ、昨年の9月に88歳で逝去されました。氏は、昭和33年頃から秩父の山村をくまなく歩き、地方に残る独特の習わしや祭り、冠婚葬祭、自然や信仰のよりどころなど、時代で変化する民俗習慣を丹念に追い続け、数多くの賞も受賞された方であります。氏は、長瀬で写真業を営む傍ら写真家として活躍され、国内でも有数の権威ある写真賞であります土門拳賞を1994年に受賞され、アメリカでも有名な美術館にも作品が展示してあるとのこと。氏の功績は大変すばらしく、町民としても誇りに思っているところであります。町の文化財保護審議委員会の中でも、この偉大な方の遺作品をご遺族のご承諾を得てお借りすることができれば、町民はもとより秩父地域または県内外の方々にも、ぜひ披露する場を設けたいとお話もあるようです。生涯学習の観点から、また観光資源にもなり得る話であると考えますので、町主導の下、展示会等の実施をする考えがあるのか、次の点について伺います。

1つ目、町はこの南氏の作品の展示についてどのように考えているのか、今まで写真の展示などについて協議はしたことがあるのか。

2つ目、作品をお借りすることができ、展示することが可能であれば、旧長瀬第二小学校跡地利用の一つとして教室を常設の展示場としたらどうか。

以上2点伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

故南良和氏は、当町で写真館を営む一方、写真家として大変ご活躍されました。同時に、昭和59年から平成26年まで30年もの長きにわたり長瀬町文化財保護審議会委員を務められるなど、町の教育行政に対し大きく貢献されました。このような南氏の功績は誠に大きなものであると、私も感じているところでございます。初めに、南氏の作品の展示に関してでございますが、これまで町で検討や協議を行ったことはございません。

次に、旧長瀬第二小学校での常設展示に関してでございますが、企画財政課が担当する旧長瀬第二小学校活用検討委員会において今後の利活用についての検討が始まり、議論が進んでいくものと思っておりますので、教室を活用した常設展示につきましては現在のところ検討はしておりません。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 2つ検討していない、検討していないということでございますが、ちょっと再質問したいと思えます。

私も大変失礼ながら、南良和さんについては野上駅前写真屋さんをやっていたと、そのくらいしか、当時はカメラで撮影して、ネガを持参して現像をおじさんお願いしますということで持っていった記憶しがなく、いいおじさんだと思っておりました。いろいろな方からお話を聞くと、本当にすごい方でありまして、大変失礼な言葉であります。長瀬町内の方より、何か県内外の方のほうが南さんのことを、本当に力量をご存じの方が多いということを知られました。

再質問ですが、写真の展示なんかは、何か直射日光と湿気とか、そういうのに気をつければ教室なんかでも展示のほうは大丈夫だということをプロのカメラマンからも聞いております。ぜひご遺族のご意見、それが本当に一番大事ですので、そのご意向を確認をいただき、前向きに、先ほど言われたように、検討はしていなくても検討していただくようお願いをしたいと思います。

また、中央公民館にも結構南さんの写真集等も多くありましたので、それらを併せて展示を考えていただければ、そのように思います。これは町民の方々の要望でもあります。もう一度、教育長お願いします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

南氏の作品は、既に土門拳記念館や公益社団法人日本写真家協会の運営する日本写真保存センターなどで収集、保存されているものや、町内にある南氏宅に残されている写真原版があると伺っております。展示の方法により取扱い方などが異なってくると思いますが、大切な、かつ貴重な作品を町では適正に管理することが難しいのではないかと考えております。現在のところ活用は考えておりません。

なお、令和5年に町文化財保護審議会委員長名で、保管について何か心配事があればご相談くださいといった内容のお手紙を写真館のポストに入れさせていただいたことがございますが、現在のところ連絡はありません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 了解いたしました。私も夢でありますので、ぜひ一緒に考えていきましょう。よ

ろしくお願いします。

では、最後3つ目の質問をいたします。秩父鉄道の踏切の廃止について、建設課長にお伺いします。昨年の12月29日付埼玉新聞の記事、長瀬町内にある第4種踏切を本日2か所廃止するという記事が掲載されました。第4種踏切、これは警報機や自動遮断機が設置されていない踏切で、全国にも2,700か所以上、秩父鉄道沿線は現在83か所あり、事故防止の観点から、今回は長瀬町内の2か所を廃止するとのことであり、踏切は大変重要な施設であり、今回の廃止で少なからずとも生活に影響のある町民もいることから、今回の踏切の廃止までの経緯について、次の点について伺います。

1、秩父鉄道本社からは、いつ頃から廃止について提案があったか。

2つ目、今回廃止された2か所の踏切の場所はどこなのか。また、町内にはこのような第4種踏切は幾つ残るのか。

3つ目、町道を管理する町、また地元住民との協議は異論なく円満にできたのか。また、この協議の席には秩父鉄道本社関係者も同席したのか。

以上3点についてお聞きします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員の秩父鉄道の踏切廃止についてのご質問に順次お答えいたします。

秩父鉄道から町内の第4種踏切の廃止についての最初の相談があったのは、令和6年4月24日でございます。今回廃止された2か所の踏切の場所は、1つは大字長瀬地内の国道140号沿い村田商店付近を荒川側に進む町道長瀬1号線にある踏切でございます。もう一つは、大字矢那瀬地内の木材チップ工場前、国道140号脇の町道矢那瀬29号線にある踏切でございます。この2か所の踏切の廃止で、町内に残る第4種踏切では13か所となります。

町では、秩父鉄道から相談があった後に、まず地元行政区長に廃止に対する地元行政区の意向確認を行いました。その結果、廃止を検討してもよいとお返事をいただきました。その後、町ではほかの利用者からのご意見を伺うため、現地に踏切廃止の検討をしている旨と意見の募集を掲載した看板を設置しましたが、意見はございませんでした。そうしたことを踏まえ、地元行政区長の同意書、町の同意書を秩父鉄道に提出し、秩父鉄道におきまして廃止を行ったものでございます。

なお、こうした同意をいただくための手続から、秩父鉄道関係者が同席するということはございませんでした。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 建設課長、ありがとうございます。幾つか再質問をさせていただきますが、秩父鉄道の本社もこういう話合いには立ち会わないとまずいような気が私はしますけれども。そんなわけで、秩父鉄道、このような町内にある踏切の廃止について、あとは13か所ですか、今後検討しているか、そのような情報はあるのかどうかお聞きします。

あと、この2か所の踏切の廃止、工事内容、パイプでやるのだから、内容を教えていただければと思います。また、踏切廃止の工事費、これも結構なお金がかかると思います。町の負担というのはあるのかないのか、あればどのくらいかかるのかお伺いをします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、今後も秩父鉄道で踏切の廃止を検討しているという情報はあるのかということでございますが、

秩父鉄道のほうでは令和6年4月25日付で、第4種踏切道の廃止を原則として道路管理者等との協議を加速していくとしております。具体的な場所については、秩父鉄道のほうからは示されていないような状況でございます。

続きまして、今回の2か所の踏切廃止はどのような工事になるのかということでございますが、踏切を線路に戻すため敷板の撤去、敷砂利の入替え、標識の撤去、踏切への進入防止のための対策などの工事となります。

続きまして、踏切廃止の工事等について、町の負担はないのかということでございますが、管理する町道内で線路への進入を防止するための対策については町の負担となります。廃止した2か所ともに、職員の直営作業で単管パイプなどで進入防止柵を設置させていただいております。ただ、大字矢那瀬地内の国道側につきましては、国道を管理する秩父県土整備事務所からガードレール設置の指摘があったため、令和7年度当初予算で工事費を計上させていただいております。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。幾つか再々質問をしますが、進入対策、さっき私が言ったどのような材料で誰が対策をしたのかということと、矢那瀬の廃止した場所はガードレールをつけなければならないというような、それが令和7年度の予算で通ったらやるということですが、では今廃止した場所はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

防止柵の材料につきましては単管パイプになります。誰が設置したかになりますが、こちらのほうは町の職員が設置をさせていただいております。

続きまして、矢那瀬のガードレールを設置する場所の現状でございますが、こちらも現状は単管パイプを打ち込みまして、そこで中に入れられないような状況になっております。ただし、国道側につきましては車の通行が多い状況になりますので、車の進入といいますか、車の事故等の防止としてガードレールの設置が必要な状況でございます。そのため、令和7年度の当初予算でガードレールの設置費用を計上させていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 2番、教育長にお伺いいたします。

小中一貫教育に対する町の考え方について。令和7年1月16日に開催された長瀬町小中一貫教育検討委員会を傍聴させていただき、夜間の会議にもかかわらず、委員による活発な質問や討議の様子を拝見いたしました。委員会では、小中一貫教育を進める中で予想される様々な課題が提起されておりましたが、大きな課題の一つとして校舎の建て替えについて議論されておりましたが、今後、町は校舎の建て替えをも含め、小中一貫教育をどのように進めていくのか、次の点についてお伺いいたします。

1、ワークショップや検討委員会に対して、町の財政状況等について提示をしてきたのか。

2、各種補助金制度を活用するとあったが、費用の何割程度を補助金で見込んでいるのか。また、試算はどのように行ったのか。

3、学校施設を新築する場合、児童生徒数の推移予想をどのように反映させて施設の規模を決定しているのか。

4、現校舎を改修して利用を続けても維持費がかさみ、30年後には建て替えが必要とあったが、その根拠はどのようなものか。

5、町が考える小中一貫校導入のスケジュールはどのようなものか。また、何年度をめどに小中一貫教育に移行する考えなのか。

5点お伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を受け、令和4年6月に長瀬町小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定し、前期計画として長瀬第一小学校と長瀬第二小学校の統合を、また後期計画として小中一貫教育に向けた施設の検討を定められております。この後期計画として、今年度から長瀬町小中一貫教育検討委員会を設置し、検討を行っているところでございます。

初めに、ワークショップや検討委員会に対して、町の財政状況等について提示をしたのかについてでございますが、詳細な町の財政状況については提示しておりません。

次に、各種補助金を費用の何割程度で見込んでいるのか、また試算はどのように行ったのかについてでございますが、改修や建て替えにかかわらず各種補助金を積極的に活用していきたいと考えておりますが、現時点では試算はしておりません。

次に、学校施設を新築する場合、児童生徒数の推移予想をどのように反映させて施設の規模を決定していくのかについてでございますが、児童生徒数の推移予測については推計しており、長瀬町小中一貫教育検討委員会においても説明しております。その試算に基づき、将来必要な教室数等の学校施設規模を算出した上で決定してまいります。

次に、現校舎を改修して利用を続けても維持費がかさみ、30年後には建て替えが必要とあったが、その根拠はどのようなものかについてでございますが、町では令和2年3月に長瀬町公共施設長寿命化計画を策定しており、これを根拠としております。同計画では、各学校施設が建築から50年程度経過しており、長寿命化改修工事が必要な時期になっていること、また建物の構造ごとに目標使用年数を定め、校舎や体育館の年数を85年としていることから、長寿命化改修工事を実施した場合であっても、約30年後にはその目標使用年数を迎え、建て替える必要があると見込まれているところでございます。

次に、町が考える小中一貫校導入のスケジュールはどのようなものか、また何年度を目安に小中一貫教育に移行する考えなのかについてでございますが、現在長瀬町小中一貫教育検討委員会において、小中一貫教育に向けた施設設備などについて検討されているところでございます。小中一貫校導入のスケジュールについては、小中一貫教育検討委員会での検討状況を踏まえて決定してまいります。また、移行年度についても決定しておりません。いずれにいたしましても、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 検討委員会を傍聴させてもらって、いろんな財政状況も、補助金の試算もある程度は見込んでなく施設の新築を検討しているような状況だというふうに感じております。それも施設の状況に関しては、何年か後にこの建物を新築しなければならないという状況が、児童生徒の把握によって規模も変わってくるのではないかなというふうに思います。あの中でちょっと聞き耳を立てながら聞いていたのですけれども、今現在の生徒数で検討しているというようなことが聞こえてまいりました。果たして今の現在の検討でいいのか、ちょっと時代、先のことを考えての検討でなければ、今の検討委員会でやっていることは非常に無駄なことだというふうに感じております。実際的に1,300万の委託費が前年度予算で通りました。でも、本当に活用できるような予算であればいいのですけれども、実際的にこの建物が建つか建たないか分からないような検討をされているということ自体が、非常に不愉快な思いをして聞いておりました。無駄な金を使っているのではないか、そんな感じもいたしました。今回も、予算の中に検討委託費の予算が含まれております。果たして今回の予算も、そのような活用の仕方になるのではないかと懸念もあります。

それと、もう一点お伺いしたいのは、もう答申は教育長は受けておられますよね、中間報告は。その中で、おそらくあの新築の建物、教育長はあの建物が本当に建つの、建たないのという疑問に思わないかどうか、その辺りを聞いてみたいと思います。何はともあれ、とにかくお金のかかる話なので、町長と教育委員会ですまず最初にそういうようなものは確認し合うのが、必要な考え方ではないかという感じをいたします。

それともう一つは、実際的に今検討委員会でやっていること自体が、まだ早いのではないかなというふうに思っております。もう少し、総務教育常任委員会でも1年かけてあちこち視察をしてまいって、まだ未熟ですが、いろんなノウハウがあると思います。その総務教育常任委員会のメンバーをひとつ活用してもいいのではないか、そんな感じも受けて傍聴しておりました。教育長の意見をお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

委員会を傍聴していただきありがとうございます。新築を進めているのではないかとというふうに受け取られたというお話を伺いましたが、当委員会では新築を進めているわけではございません。いろいろな立場で検討していただける方向で現在考えているところです。現在ある校舎を使ったほうがいいのではないかと意見ももちろんありましたし、いや、子供たちのために新しい校舎を建てていただいたほうがいいのではないかと、やはり様々な意見はございますのも事実でございます。

ワークショップのことを多分おっしゃっているのだとは思っておりますけれども、ワークショップは、こちらのほうは検討委員がそのままイコールでなっているわけではございませんで、こちらのほうは公募であったり、各小学校、中学校のPTAの方、また教員の方を中心にワークショップのメンバーを決めさせていただきました。その中では、第1回目と2回目の検討委員会の中で、新築をしたほうがいいのではないかとといった意見のほう若干多かったのでございましたので、ではワークショップでは、もしも新しい校舎を建てるとしたらどのようなものがよろしいでしょうかということで、ワークショップを開いたというふうに伺っております。

その中で、一つどんなふうにしていったらいいのかということの前提がないと、ワークショップの中で新しい校舎も考えられないために、そのために現在の生徒数でつくってみましょうということでワークショップのほうを進めたものというふうに伺っております。当然今後どちらにしても、新しい校舎にしても、

現在の校舎を整備していくにしても、児童生徒の数は当然減少してまいりますので、考えながら進めていくということは、検討委員会の中でもしっかりそこは押さえられております。ワークショップの中だけでは、基準となるところが現在の生徒というところでございましたので、そこだけは間違えないようにしていただけると幸いです。

また、答申についてでございますが、現在はまだ答申は受けておりません。中間報告という形で私のほうに受けております。なかなか中間報告のほうでは、ワークショップのことが多く出たので、委員の方の中にも自分たちのことをもう少し載せてほしいというようなご意見もございましたので、今後また検討委員会の中で、中間報告を経て答申ができるまでの間に、きちんとそこところは収めてまいりたいと思います。

それから、先に町長等には相談をして、予算の面も確定していったほうがよかったのではないのでしょうかというお話もございました。もちろん町長にもご相談を申し上げて、その中で進めているところではございます。ただ、お金の面につきましては、まだこれからどういうふうになってくるかによって、かなり予算のお金も変わってまいりますので、また今後の町の予算の状況もずっと考えていかなければならない面もございますので、まだお金のほうの試算は行っていないといういきさつでございます。

教育委員会といたしましては、小中一貫教育を行っている学校の視察は行ってきております。議員の皆様方も視察のほうに行かれているというお話も伺っておりますので、また伺える機会がございましたら、ぜひ教えていただくことも必要かなというふうに私としては思っております。また、私どものほうも検討委員会のほうの設置は決められておりましたので、そのまま継続して行っているわけでありまして、まだ早いのではというふうなご心配もいただいているところでございますが、今後またこの問題につきましてはいろいろなお考えもたくさんございますので、慎重にお話し合いを進め、答申ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 長瀬町の児童生徒数は、6年後には大体200人、10年後には大体150人くらいというのが減少が見込まれている状況でございます。これからの小中一貫教育導入は、本当に喫緊の課題だと思います。町長と、財政も絡みます。町と教育委員会としっかりと連携を取り合いながら、小中一貫教育に向けて進めていただきたいなという思いもありますが、傍聴させていただいた中で、やっぱり委員の中にも、ワークショップの問題を何で俺らがこういうような委員を、何の質問をしたらいいのか分からないという委員も数おりました。実際的には、学校の新築に関する課題をあそこの検討委員会で提出されている。要するに業者というか、コンサルの指導的なあれで行っているのかなという疑念も湧いてまいりました。教育委員会独自の考え方、教育委員会もさることながら、委員会と教育長をはじめ教育委員の皆様のお考えもやっぱり必要だと思います。人に頼るだけではなくて、やっぱり我々はこういう学校を目指すのだという形のもので絶対に必要だと思いますので、まずそういうようなものを長瀬町としてしっかりとしたものを持っていただきたい、そういう気持ちでいっぱいでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。町の設置した観光案内看板の管理及び修繕について、産業観光課長にお願いします。

町内に設置してある観光案内看板の一部は劣化が進み、変色や剥離が見受けられるものがあります。管理不十分な観光案内看板は観光地長瀬にふさわしくないと考えるので、今後どのように維持管理をするのか、次の点について伺います。

1つ目ですが、町内に設置されている観光案内看板の総数と町が管理している観光案内看板は何基あるのか。

2つ目ですが、観光案内看板の維持管理に年間どの程度の費用が生じるのか。

3つ目ですが、劣化が進んだ観光案内看板の補修を町は今後どのような計画で進めるのか。

4つ目ですが、観光案内看板に記載された地図等を全面改修した場合、どの程度の費用が生じるのか。

5つ目ですが、スマートフォン等の利用が困難な観光客にとって、観光案内看板の情報は重要と考えるが、今後新たに設置する考えはあるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、野原議員の町の設置した長瀬観光案内看板の管理及び修繕等についてのご質問にお答えいたします。

まず1、町内に設置されている観光案内看板の総数と町が管理している観光案内看板は何基あるのかについてお答えします。観光案内看板については事業者等が設置したものもあり、総数の把握はしておりません。町が管理している観光案内看板は11基確認しております。

次に、2、観光案内看板の維持管理に年間どの程度費用が生じるのかについてお答えいたします。修繕が必要な際は、その都度補修を行っておりますが、平時は維持管理費用は生じておりません。

次に、3、劣化が進んだ観光案内看板の補修を町は今後どのような計画で進めるのかについてお答えいたします。現在設置してある観光案内看板については、劣化状況を踏まえて、その都度補修をしたいと考えております。

次に、4、観光案内看板に記載された地図等を全面改修した場合、どの程度の費用が生じるのかについてお答えいたします。令和4年度に上長瀬駅前の観光案内看板の張り替えを実施いたしました。そのときの費用は約80万円でございます。現在は物価が高騰していますので、費用について予想がつかいません。もっと多くの費用がかかるのではないかと思います。

最後に、5、スマートフォン等の利用が困難な観光客にとって、観光案内看板の情報は重要と考えるが、今後新たに設置する考えはあるのかについてお答えいたします。新たな観光案内看板については、設置の際だけではなく、更新や改修に多額の費用がかかります。そのため、新たに設置することは考えておりません。スマートフォン等の利用が困難な観光客については、観光協会が作成しております観光パンフレット等をご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、常木産業観光課長の答弁に対しまして、重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

私は、長瀬観光案内看板設置場所などに詳しい長瀬観光ガイドメンバーと一緒に、長瀬観光案内看板の

現状について、劣化状態などを中心に現地調査を実施しました。私の現地調査の中で、最も劣化が激しく変色し、劣化が進む長瀬観光案内看板のワースト1は、宝登山ロープウエーの宝登山山頂駅前広場にある、「ようこそ宝登山」と書かれた宝登山を中心とした観光案内看板でした。なお、観光案内看板に管理者の表示がないため、町の管理していない観光看板かもしれませんが、その場合についてはご容赦願います。

そこで、冬から春の宝登山は、ロウバイまつりや梅まつりを開催しており、連日たくさんのロープウエーを利用した観光客や長瀬アルプスを楽しむハイカーでにぎわっていました。長瀬町役場の駐車場の満杯状態を見ても分かります。宝登山の臨時案内所で活動している長瀬観光ガイドの方によると、私が劣化が進む観光案内看板ワースト1とした宝登山観光案内看板の前で、連日たくさんの観光客やハイカーが宝登山登山の記念撮影をしているそうです。私の現地調査でワースト1とした観光案内看板が最も観光客やハイカーで写真撮影され、インターネットで世界へ発信されているのではないかと私は危惧しています。現在は、皆SNS情報発信者と言っても過言ではありません。このような現状について、町としてどのように認識しているのか。また、当該看板に対する最優先かつ早急な対応が必要と私は考えますが、町としての考えについてお伺いいたします。また、町の管理下の長瀬観光案内看板、管理者名を記載する考えがあるのかについてもお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

宝登山山頂駅前の観光案内看板については、状況を確認しております。ただし、この看板は宝登興業のものであります。現在宝登山山頂については、秩父鉄道が新しい事業を計画中のため、議員からご指摘があったことを伝えさせていただきます。そして、よりよい整備をしていただければと思います。

また、町の管理の長瀬町観光案内看板に管理者名を記載するかについては、看板を確認して対応を考えていきたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

1つ目の質問です。現在のセブンイレブン岩畳店が以前店舗を構えていた場所には、現在もきれいな長瀬観光案内看板が設置されたままとなっています。現在同所は株式会社清水金物社員寮となっていますので、私は当該での長瀬観光案内看板の残存理由はないと思っています。きれいな看板であることから、必要な場所での再利用ができると思いますが、町としての見解について伺います。

2つ目の質問です。私が2度ほど一般質問した経緯もある念願の長瀬町公式マスコットキャラクターの「とろにゃん」がデビューしました。長瀬町町内外に広く周知徹底する広報戦略の一環として、町の管理下にある長瀬観光案内板にとろにゃんシールなどの貼付を提案いたします。妙案な広報戦略と考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

3つ目の質問です。私も、町の財政が苦しいことは身にしみて体感しています。そこで、町の設置した長瀬観光案内看板の維持管理や修繕費を確保するためにも、観光案内看板へのスポンサー広告の募集を提案いたします。町として見解をお伺いいたします。多くの行政で、行政区発行の広報紙にたくさんの民間会社の広告を掲載していますので、条件を整えばスポンサー看板も可能と考えますので、提案いたします。

知恵を絞り、観光立町の名に恥じない長瀬観光案内看板の内容や早期修繕と設置促進等に期待して、私の質問は終わります。もしできたら、看板が違うのでしてあれば、町も補助して両方でやればいいのかと思います。

以上。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、野原議員の再々質問にお答えいたします。

1つ目の該当の観光案内看板については、セブンイレブン岩畳店が移転してからもそのまま設置をさせていただいている状況であります。ただ、ほかの場所で再利用するためには、内容の修正や移転費が必要となりますので、費用対効果を考慮し判断したいと思います。

2つ目の長瀬観光案内看板にとろにゃんシールなどを貼付することについては、とろにゃんの新規イラストも増えていきますので、今後考えていきたいと思っております。

最後の3つ目の観光案内看板へのスポンサー広告の募集については、ほかの自治体での状況を調べ導入できるかを研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

1番、町長の進退について、町長にお伺いいたします。令和7年7月28日に3期目の任期を迎えますが、12年の長期にわたり町の発展にご尽力していただきました。大澤町長は、就任されてから様々な課題に精力的に取り組んでいただき、給食費の無償化、小学校の統合、長瀬地区公園や多世代ふれ愛ベース長瀬の開設、住民生活に密着した生活道路の整備、福祉、介護の充実などの多岐多様な事業を執行していただいたことは、輝かしい成果であったと考えております。

任期を迎えるに当たり、町民からは町政発展のため引き続き就任していただきたいとの声も多く聞きますが、失礼ながら今後の進退についてお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の町長の進退について私へのご質問でございますので、お答えさせていただきます。

新井議員には、過分なるお言葉をいただきありがとうございました。両親が丈夫な体に産み育ててくれたおかげで、この12年間、コロナにはかかりましたが、風邪一つ引くことなく今日までまいりました。しかし、年ふるごとに気力、体力の衰えを感じるようになっておりまして、この先現職を続ければ、周りの方々に迷惑をおかけすることになるとの思いに至り、退任することにいたしました。おかげさまで、3期12年、大過なく無事に任務を終えることができそうです。これもひとえに、お支えいただいた多くの皆様のおかげと、心から感謝をしております。特に議員の皆様には大変お世話になりました。多岐多様な事業が執行できましたのも、議員の皆様のお力添えがあったらこそと、この場をお借りし心の底から御礼を申し上げます。

世の中を見回してみますと、能力や実力があっても、なかなかそれを発揮することができず埋もれてしまう方が多い中で、議員時代から数えて26年、私はたくさんの皆様にお育ていただき、お力をいただき、自分の持つ能力以上の仕事をさせていただいたと思っております。すばらしい政治家人生であったと、ご

縁をいただきました皆様に、ただただ感謝の気持ちでいっぱいです。任期満了の日まであと4か月半、残された日々を気を緩めることなく、全力投球でまいる所存でございます。最後までご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今はっきりと気力、体力の衰えを感じ、また退任することに決められたという言葉聞いて、残念に思う町民も数多くおられるなということを感じました。それと同時に、12年間全力でご尽力いただいたことに対しまして敬意を表したいと思います。ありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

それで、ちょっと質問なのですけれども、数ある事業をしていただきました中で、特に心に残るといいますか、そういうふうな事業等がありましたらお話しただけたらと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

政治家の中には、あの事業は俺がしたなどと自分の手柄のように豪語する人がおりますけれども、私はそれは全く違うと思っております。どんな事業も、大勢の皆さんのお力をお借りして出来上がっていくのだと思っております。一つの事業を完了するには、多くの皆さんのお力添えがなければなし得ません。道路一つ広げるにつきましても、地権者や地元の皆さん、そして測量、設計士、工事業者の協力が必要でございます。最初の計画どおり順調に工事が終わればよいのですが、完了までにはいろいろな問題が生じたりします。また、地権者の同意をいただき始めましたところ、途端に地権者の気持ちが変わりまして中断などということも実際に起こったりします。いかなる事態にも冷静沈着に事を進める職員には、いつも頭が下がります。職員はそれが仕事だと言われてしまえばそれまでですが、職員の苦勞している姿を知ってほしいなと思う場面も時々ございます。また、事業執行の決定権がある私も、時にはきついことを言いますので、職員も大変だろうなと思っております。

そんな中ではございますが、今日までいろいろな事業を行ってきた中で、一つだけ特に心に残る事業がございます。これは、塚越グラウンド整備です。このグラウンドには、議員さんご承知のとおりもともとテニスコートがございましたけれども、コートに亀裂が入り、長年使用禁止になっておりました。議員時代から非常に気になっておまして、町長就任時からすぐに手をつけたかったのですが、予算がつけられずおりました。ある会合でお会いしたダムの所長さんに、ダムの土砂を入れるところがあれば入れますよと言われ、とっさにグラウンドのことが頭に浮かびました。入れるところがあるのですけれども、町にはお金がないのですと言いますと、ダムの所長さんはびっくりされましたけれども、結果的にはダムの所長さんに大変なご尽力をいただき、工事の完了を見ることができました。ネットと仕上げの土は町で行いましたが、補助金もいただきましたので、町の持ち出しはたしか2,000万円程度で済んだと思います。もともと山を切り崩して町営住宅とグラウンドを整備した場所であり、亀裂は駐車場までも達しておりましたので、あのままグラウンドを放置しておいたら町営住宅が崩れ落ちると工事関係者に言われましたときには鳥肌が立ちました。ただ、塚越グラウンドの整備はできましたが、トイレの整備がまだできておりません。仮設のまま皆さんにお使いいただいている、これは私にとっても大変心残りでございます。これから後続く皆さんに、ぜひ塚越グラウンドのトイレをお考えいただけたらありがたいなと思うところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 本当にいろんな分野でご活躍いただき、ご功績いただいたことは感謝を申し上げます。また、塚越グラウンドが本当に気になっていたところ、安心して使えるような状態に整備できたこと、心残りのトイレ工事もあるということでもありますけれども、これはまた後々のことかと思いますが、本当に今辞めるということを知ったのは驚きでありますけれども、感謝を申し上げ、おねがいしたいと思います。よろしく願いいたします。あとの期間をしっかりと健康でお過ごしただけたらと思います。

それでは、2番に行きます。授業方法変更による効果の検証について、教育長にお尋ねいたします。令和6年4月に小学校が統合され、新たな形で学校教育が進められていますが、通学バスを活用して秩父市内のスイミングセンターで受ける授業は、大きく変わった授業の一つです。専門家から直接指導を受けられる授業であり、レベルに合わせた細かな指導が可能なおことから、児童の水泳力の向上とプールの維持に係る経費削減等の効果がどの程度あったか、お伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の質問にお答えします。

初めに、児童の水泳力の向上についてでございますが、学校からは数字としてお示しすることは難しいものの、習熟度に応じた質の高い専門的な指導を受けることができ、また天候に左右されることなく授業を行うことができたことで、それぞれの児童の満足度も高く、昨年度に比べ意欲的に取り組む児童が増えたという報告がありました。

次に、プールの維持に係る経費削減等の効果についてでございますが、今年度委託業者に支払った費用は約237万5,000円で、うち施設使用料は約24万円でございます。昨年度の修繕費を除くプールの維持費用は約37万円であったことから、維持費用の面では削減効果があったと考えております。また、今年度委託しないでプールを使用する場合には、プールサイドシート修繕、シャワー等配管修繕など500万円以上が必要となる見込みであったことから、効果があったと考えております。

なお、プールは昭和44年に完成し、55年が経過しており老朽化が進んでいる状況で、これまでも多くの修繕を行うなど、今後の維持管理、修繕などを考慮すると民間事業者が運営する施設へ委託を実施することで、屋内プールのため天候に左右されず計画的な実施が可能、専門の指導者による質の高い授業の実施が可能、維持管理経費の削減が可能、施設の維持、衛生管理など教員の負担軽減が可能などが考えられることから実施したもので、経費削減以外にも大きな効果があったと考えております。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ありがとうございます。子供たちにもいろいろ聞きますと、やはり水温が低くて泳げないこともあったり、また水温が高くて泳げないこともあったりしたのが今度なくなって、予定どおり授業が進められて自分の水泳力もついたというようなことで、子供たちの声を聞きますと喜ばれていて、転換期であり、よかったのかなというふうな思いをいたしました。通学バスをそのまま待機させておいて、そのバスで行って来て2時間目、3時間目というのですか、そういうふうな時間に内容のある水泳授業がしっかりとできて、子供たちはそれぞれに水泳力も上がったというご報告も聞いておりますので、今の教育長のお答え、本当にありがとうございました。また、7年度も同じような事業といいますか、費用も盛り込まれているようですが、また引き続き検討というか、続けていただけたらというふうに思います。プールのことにつきましては以上、2番終わります。ありがとうございました。

続きまして、3番に行きますが、解体を含めた第一小学校プールの活用について、これは町長にお伺い

いたします。令和6年度からプールを授業で利用しなくなりましたが、プールに隣接した幹線24号と町道82号が合流する場所は、プールがあることで、またプール建物があることで見通しが悪く危険であるため、プールを解体することで見通しもよくなり維持費も生じなくなることから、解体や跡地利用を含めて今後の活用方法について検討しているのかお伺いします。また、カーブミラーの設置については要望が出ていると思うのですが、設置をいつ実施するのか、解体が早まればミラーの設置は不要にもなりますけれども、併せてお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の質問にお答えします。

解体を含めた第一小学校プールの活用についてでございますが、現時点では今後の活用方法や解体、跡地利用も含めて検討はしておりません。現在小中一貫教育検討委員会において、小中一貫教育に向けた施設整備などについて検討されているところでございます。今後の活用方法については、小中一貫教育の検討状況を踏まえて考えていく必要があると思っております。

次に、カーブミラーの設置についてでございますが、ご質問の箇所は、令和6年度は予算措置することができなかつたため、費用をかけずに実施する方法を検討いたしました。検討の結果、電柱共架による設置が適当と判断し、令和7年度当初予算に計上させていただいております。予算案をお認めいただければ、令和7年度に実施いたします。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今跡地利用も含めてお聞きいたしたところなのですが、先ほど5番議員からも、駐車場にすることも含めてということで発言もありましたけれども、今現在あそこの放課後児童クラブの職員の方が、昔の長瀬町にあった登記所の跡地等において、約150メートルか200メートル国道沿いをはように行って、学校に通っている姿を時々見受けます。あそこは、非常に冬場ですと危険でもあるし、もっと国道から中に入れればいいのですけれども、そこのところ縄が張ってあったり草が生い茂ってきたりしていて国道に迫っております。そういうふうな関係から、非常に国道そのものを歩くというような状況でその職員さんたちは通っていると、行くときはまだ幾らか明るいですが、帰りは恐らく暗くなってから引き揚げてくる、駐車場に向かってくるというふうな状況になるかと思うのです。

そういうようなことも含めて、今のところ事故は起きていないかと思うのですけれども、事故の起こらないうちに、不要なものであれば、そういうふうな解体することも必要だな、解体して有効活用する、駐車場にする、いろんなことも可能であると思うのです。最初私は、あそこは借地なのかなということであまり考えなかったのですけれども、よく見ていきますと、どうも学校用地のような気がいたしましたので、改めて今回提案、質問させていただいた次第です。もう一度よろしくお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま小中一貫校の検討委員会で議論を進めていただいておりますけれども、そちらから答申が出ました時点で、早急にどう利用するかを考えてまいりたいと思っております。旧歯医者さんが使っておりましたところ、あそこに止めていただいているわけですが、ちょっと遠いのは遠いなという感じはしておりますが、この検討委員会のほうの答申が出てこないとそちらが進められないということですので、そちらがなるだけ早く出た時点で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 健康こども課長に質問します。ヤングケアラーの支援等についてです。

ヤングケアラーは全国的な問題で、埼玉県でも令和5年3月に埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブックを作成し、ヤングケアラーの支援に取り組んでおります。町内のヤングケアラーの実態を把握することは重要と考えるので、町は実態を把握しているのか。把握しているのであれば、該当者は何人いるのか。また、町ではどのような支援を実施しているのか、支援策の導入を検討しているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員のヤングケアラーの支援等についてのご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーとは、病気や障害のある高齢者や親、兄弟などの身の回りの方の世話をしている者のうち、18歳未満の者とされており、ヤングケアラーの中には、本来大人が担うべき責任の重いケアや長時間継続的なケアなど、子供の年齢や成長の度合いを超えた過度の負担を背負っている可能性もあります。その結果、部活動や友人との交流、進学や就職を制限してしまうなど、子供の将来に大きな影響を及ぼすことが考えられます。家族をケアする、家族が支え合うということは、各家庭でよく見られることです。家族をケアすることが問題なのではなく、ケアの負担が子供自身の生活に大きな影響を与えるほどの負担になっているような場合には問題となり、支援が必要となります。

一方、ヤングケアラーの問題は家庭内で内包されやすく、発見の難しさがあります。したがって、ヤングケアラーの問題が見過ごされてしまわないよう、学校や幼稚園、保育園、さらには地域など、子供たちが毎日過ごす場所での見守りや変化への気づきが重要です。現在町には、支援が必要なヤングケアラーの情報は入っておりませんが、情報が家庭内にとどまっている可能性もないわけではないと考えられます。今後、行政区長さんや民生委員の方、学校や幼稚園、保育園の関係者の方などにヤングケアラーについての周知や、支援が必要なヤングケアラーの気づきの方法などについて周知に努めてまいります。

また、町には行政機関、民生委員代表の方、学校や幼稚園、保育園の関係者などを構成員とする要保護児童対策地域協議会が設置されており、年3回実務者会議を開催し、児童虐待や不登校、家族問題などの支援対策の協議を行っております。この協議会でも、ヤングケアラーについての周知や支援が必要なヤングケアラーの気づきの方法について周知してまいります。そして、支援が必要なヤングケアラーの情報が入った場合には、この協議会で支援の検討ができるようにしてまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 長瀬町には今のところないと、見当たらないというのが本当のことだと思います。

それで、子供や何かもって、年を取ってくると、ああ、俺はあのときどうしようかなと思ったということもあるのですけれども、権利や自尊心がありますので、何でもないよ、何でもない。何でもないって、顔を見れば分かるわいなとよく言うのですけれども、そこのところ今言いましたように、区長がやったりとか、それから民生委員さんがやったりとか、でもあまり土足で踏み込むということが今はすごく大変

なことなのです。来てもらってもありがたくないよとか、どこそこに行くからねという、ではうちの中掃除しなくては大変だよねということもありますので、今のところは、だからそれが全然話題にのらないということは、ないということですよ。少しは小さいことはあるかもしれませんがけれども、大ごとにはなっていないということで、これからの対策というのはどのようにしていったらいいのか、学校と、それから行政と、それから民生委員さんとか、そういう方と協働で会議をするとかなんとかというのではなくても、要するに民生委員さんなんか毎月毎月月報というのがありますよね、それに書く欄があるでしょう、そういうところに出てくるということはないのでしょうか。お聞きします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

民生委員さんとの会議の中で、そういった報告書など出てくるかということなのですが、今のところそういった報告書のほうも上がってきておりません。先ほどお話ししましたように、今後としてはまず日頃というか、子供たちが生活している場の中に、そういった気づきを持っていただくような啓蒙活動というのが必要かなと思いますので、区長さんをはじめ民生委員の方等に、大人の方たちにも、そういった気づきのポイントなどについての周知を行ってまいりたいと考えております。福祉介護課のほうの地域包括支援センターのほうでは、ヤングケアラーとはどういうことかというのを学校の認知症サポーターの養成会議の授業の中ではお話ししているということです。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、誰もいないということで安心して今のところは聞きたいと思います。

次に、教育次長、先ほど教育長のほうに順番が回ってしまったので、喉がもうからからだと思えますけれども、すみませんけれども、ひとつよろしく願いいたします。

学校が実施する避難訓練についてです。学校では、児童生徒に対して防災に対する意識を高めるため、様々な啓発を行っており、避難訓練は防災に対する意識を高める意味から特に重要です。しかし、訓練実施を事前に周知してあるためか、訓練は形骸化しており、緊張感に欠けているものと考えられます。突然起こる災害に冷静に対応するには、様々な手法の避難訓練を取り入れたり、事前に周知しない避難訓練を実施することは非常に効果的であると思うので、実施する考えはあるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

避難訓練の実施については、各小中学校ともおおむね学期に1回程度、様々な状況を想定して訓練を実施しており、児童生徒、教職員が緊張感を持って訓練に取り組んでおります。今年度の実施状況について小中学校に確認いたしましたが、事前に周知しない、いわゆる抜き打ちの訓練は実施しておりません。日本は自然災害が多く、大きな地震や風水害などが毎年のように発生しています。しかし、現在の科学では、いつ、どこで、どのような災害が発生するのかを予測することはできません。そこで、平時より、いざ災害が起きても適切な対応ができるように、学校内での火災や地震発生を想定した訓練、特に避難訓練を毎年欠かさず実施しております。

議員ご指摘の事前に周知しない訓練について、詳細な時間を事前に告知することなく、緊急放送などで学校に火災や地震が起こったことを伝える手法を取り入れている学校もあるようでございます。訓練を抜き打ちで行う場合であっても、具体的にどのように行動するかについて、訓練実施前までに授業等で一通

り学習をしておく必要があります。また、実施後には振り返りカードなどにより、学習内容を再確認しております。

いずれにしましても、避難訓練の重要性を正しく学ぶことで、本当の災害が起きた際にも、児童生徒全員がすぐに的確な行動を行い、安全かつ冷静な対応が図れるよう防災教育や訓練の実施方法などを含め、校長会議などを通じて各学校において取り組んでいけるよう進めてまいります。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○議長（岩田 務君） それでは、時間が近づきましたので、皆様ご起立ください。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（岩田 務君） ありがとうございます。

○議長（岩田 務君） 引き続き会議を進めます。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 実施訓練が緊張感に欠けているって言ったのですけれども、子供たちが学校行くときに、今日は避難訓練があるのだって言うのにこにこしながら行くのを聞いているものですから、だから、ああ、そうなのかと思ったけれども、今は抜き打ちでやっているのですしたら申し分ありません。これで大丈夫ということになりますよね。

〔「抜き打ちはしていないです」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 抜き打ちはしていない。

〔「はい」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） それだけでも……

〔「大丈夫」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 大丈夫ということだよ。はい、分かりました。では、それでいいです。

次に、3に行きます。長瀬町郷土資料館の収藏品について、教育次長にお願いします。博物館や民俗資料館等が後世に残すために収集した貴重な資料や物品を収める収蔵庫が満杯になり、収納が困難になっていることが全国的に問題になっております。収藏品が適正に管理ができないため劣化が進むことが懸念されることから、町が運営する長瀬町郷土資料館に所蔵されている貴重な民俗資料や出土品、出土物等の保管及び収納状況について伺います。お願いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

現在長瀬町郷土資料館に所蔵されている民俗資料や遺跡から出土した遺物につきましては、常設展示として郷土資料館や旧新井家住宅での展示に活用しているもののほか、資料館内の部屋や中央公民館の倉庫に保管しているものがございます。

なお、展示やほかに使用できるスペースといたしましては、既にほぼ余裕がない状況でございます。そのため、基本的には所蔵資料を増やさないう、資料寄贈の申出があった場合には詳しい方に相談をさせていただいた上で、採納可否の判断をする等慎重に対応させていただいているところでございます。今後も町の貴重な民俗資料等を後世に引き継げるよう、引き続き適正な管理に努めてまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 郷土資料館の収蔵品については、前にも何回も言ったのですけれども、いつの間にやら機織りの機械というのは横山工房さんに持って行ってもらったということで、それから入ってすぐのところ、少し左側にありますよね、あそこの2階とか何かには何があるのでしょうか、本ではなくて違うものが置いてあるわけなのですか。そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。本だったら違うほうに持っていてもいいのですけれども、そこのところと、あと見てもそちらのほうにということになってくると違うこともあると思いますので、そこのところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

2階というのはちょっとよく分からなかったのですけれども、郷土資料館の左にある部屋については、遺跡で発掘してきた石器とか土器であるとか、あとは唐沢の獅子舞の獅子頭であるとか、そういうものが今あそこに置いてあります。古い本とか行政資料のようなもの、樋口村のものでしたとか、そういうのは公民館の裏に幾つかある倉庫の中にしまっています。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、郷土資料館収蔵品については、まだまだ長瀬町ではどうか満杯にはならず、捨てるということもなく今処理されているということなので、安心しました。

次に、4のこども食堂について、健康こども課長にお願いします。こども食堂は、民間発の自主的、自発的な取組であり、運営を支援する公的な制度はあまり整備がされていない活動であります。現在日本全国には1万か所以上が活動しており、今後も増加することが見込まれております。町では、こども食堂の設置の状況や実態について調査しているのか。また、こども食堂に対して支援等を考えているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員のこども食堂についてのご質問にお答えします。

こども食堂とは、県のホームページの紹介によれば、こどもの居場所づくりの取組の一つで、地域の人々が主体となり、子供が安心して利用できる、無料または低額の食堂とされております。また、運営者の創意工夫により、体験や学習機会を提供している場所も増加しているとされております。

県内のこども食堂については、一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワークが組織されております。同ネットワークが作成した子ども食堂マップによれば、長瀬町には現在のところ加入団体はないところでございます。町には、個別の団体からこども食堂運営の構想のお話も届いております。こども食堂の運営希望がある方や団体から町に具体的な相談があった際には、埼玉県や県社会福祉協議会の助成金等の情報提供や関係機関へつなぐなどの支援を行ってまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） こども食堂というのは前やっていたような気がしましたので、交番の前の奥に入

ったところ、天理教さんですか、そこでやっていたのですけれども、今聞きましたら何だか少しお休みしているということなのです。だから、またそれができるようになりましたら、また町のほうにでもいろいろ協力を仰ぎに来ましたら誠心誠意やっていただきたいと思いますので、ではそのように。ないのではしようがないから、いいです。ありがとうございます。

○議長（岩田 務君） 以上で、通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時10分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会において町長から提出された議案は、議案第1号から議案第22号までの22件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って、議事に入ります。

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,558万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を38億3,769万8,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））につきましてご説明いたします。

国の令和6年度補正予算（第1号）の閣議決定を受け、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯に対する給付金を支給するため、緊急に予算を調製する必要が生じたことから、令和7年1月16日付で地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計予算を専決処分で補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回2,558万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億3,769万8,000円としたものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額2,558万7,000円は、低所得世帯に対する給付を行うに当たり、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に執行するため増額したものでございます。

次に、歳出の補正でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額2,558万7,000円は、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を、また当該支給対象者の世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円を支給するために必要な経費として計上しております。

以上で議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、支出のほうで、物価高支援給付金対応に伴うシステム改修業務委託料21万6,000円、これは分かるのです。その上に、電算処理業務委託料52万円入っているのですが、電算処理は庁舎内で行うのではなくて、どこかに委託しなければならないことなのかなということで、どこに委託するのかというこの電算処理の方法についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質疑にお答えいたします。

予算書にのっております電算処理業務委託料でございますが、こちら対象世帯およそ750世帯ありますけれども、システム改修を2月末に終えまして、これから対象世帯の抽出をしまして、そのデータを税務情報のシステムが入っています株式会社TKCのほう、そちらに送りまして、そこで申請に必要な確認書等の作成をいただきまして、それを納品していただく費用になっております。そのほかに封筒ですとか、あとは印刷物の印刷と封入封緘まで含めて全部、それを3月の期日までに納めていただくということで早急な事務が生じますので、その対応のために委託料を取らせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 内容は分かりました。ちょっと処理だけでそれだけ業者に行くのかなと思ったのですが、ただ、今郵便料金というのが非常に値上がりしているというふうなことで、そのお金もここに入っ

てしまっているということで考えていいのですか、そのことについて。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

郵送料につきましては、役務費の通信運搬費のほうにのっております31万8,000円、こちらが発送したり、あと確認書を返信いただいたりする費用等が入っておりますので、電算業務のほうには委託料に含まれておりません。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されたことにより、関連する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

条例改正の概要といたしましては、各種条例の条文に規定されている懲役や禁錮等の文言を拘禁刑に改めるものでございます。なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第2号新旧対照表により、主な改正点について説明させていただきます。

参考資料1ページ目、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分になります。長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の第53条から55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料2ページ目、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。長瀬町個人情報保護法施行条例の附則第3条第5項及び第6項中の規定中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料の3ページ目、新旧対照表（第3条関係）を御覧ください。長瀬町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の第17条の規定中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料4ページ目、新旧対照表（第4条関係）を御覧ください。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の第5条の規定中、禁錮の刑を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料5ページ目、新旧対照表（第5条関係）を御覧ください。町長等の諸給与条例の第6条の2第3号及び第4号、第6条の3第1項第1号、6ページ目になりますが、第6条の3第3項第1号の規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料7ページ目、新旧対照表（第6条関係）を御覧ください。職員の給与に関する条例の第14条の5第3項第4号、第14条の6第1項第1号、8ページ目になりますが、第14条の6第3項第1号の規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料9ページ目、新旧対照表（第7条関係）を御覧ください。長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の第4条第1号の規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、参考資料の10ページ目、新旧対照表（第8条関係）を御覧ください。長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第6条第1号の規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、2ページ目を御覧ください。附則でございますが、附則第1条は、条例の施行期日を定めたものでございます。この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日でございます令和7年6月1日から施行するものでございます。

続きまして、附則第2条は、罰則の適用等に関する経過措置を定めたものでございます。まず、第1項ですが、この条例の施行前にした行為の処罰については、改正前の条例等を適用することが必要かつ相当であることから、なお従前の例による等の経過措置を設けたものでございます。

次に、第2項ですが、この条例の施行後にした行為に対して、この条例の改正前に条例等が改廃等された際に設けられた、なお従前の例による等の経過措置が適用される場合、一部改正後の刑法の規定による処罰が適用となる読替規定でございます。

続きまして、附則第3条は、人の資格に関する経過措置を定めたものでございます。この条例の施行後において、この条例の改正前に条例等が改廃された際に設けられた人の資格に関する、なお従前の例による等の規定について、拘禁刑に処せられた者でなく、旧刑法による懲役等に処せられた者も資格制限等の対象とできるよう経過措置を設けたものでございます。

続きまして、附則第4条及び第5条は、附則第2条及び第3条で規定した経過措置の刑に処せられたこと以外の事由を根拠としている条文の規定のある町長等の諸給与条例、長瀬町の職員の給与に関する条例

について、個別に経過措置を設けたものでございます。内容としましては、どちらの条例も、この条例の施行前に禁錮以上の刑に起訴された者の規定が適用される場合に、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなすものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと文言で説明をお願いします。

懲役とかそういうのは分かるのだけれども、拘禁刑というのが意味が分からないので、ちょっと教えてください。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の質問にお答えさせていただきます。

刑法の中に定められている刑罰の中に懲役、禁錮という、今までの旧刑法にはそういった罰則が規定されていたのですが、実際の懲役に関しては労役がある罰則、禁錮については労役のない罰則でございまして、今まではその区別がしてあったのですが、禁錮を受けている方も、なかなか牢の中にいるだけということは実際としてはなく、実際は労役に就いているというのが実態として多かったということがございまして、実態に合わせて刑法のほうを改定して、禁錮と懲役を単一化、一本化して拘禁刑という刑にするということになりますので、実態としては牢屋に入ってお過ごししていただく刑だというふうにご理解していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（染野和明君） それでは、議案第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講じたいため、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第3号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。まず、第8条の4の規定でございますが、この規定は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する場合の取扱い等を定めたものでございます。

同条第2項では、子を養育するために職員が時間外勤務の制限を請求した場合は、任命権者は原則として時間外勤務をさせてはならない旨を規定したものでございます。現行では、3歳に満たない子のある職員が対象であったものを、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員を対象とするよう改正するものでございます。

また、同条第4項は、条例第15条で規定する介護休暇について準用するための読替規定でございますが、先ほどの第2項の改正に伴い、併せて改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページ目を御覧ください。第14条第2項第5号に第5号の2を追加する改正は、妊娠中の女子職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務をすることが著しく困難な場合に、7日の範囲内において必要と認められる期間を特別休暇として取得できるようにするものでございます。妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受け、母性健康管理指導事項連絡カードが発行された場合、男女雇用機会均等法の規定により、事業主は必要な措置を講じなければなりません。町ではこの措置に対する休暇等の取決めがなく、年次有給休暇などを利用してもらい対応しておりました。国家公務員の休暇に関する法律にもこのような休暇の規定がなかったため、町でも条例に規定しておりませんでした。男女雇用機会均等の観点からも、このたび新たに特別休暇として加えるものでございます。

次に、第14条第2項第15号ですが、子供を養育する職員が、その子の看護のために取得できる休暇について定めているものでございまして、現行では取得できる職員の範囲が小学校の始期に達するまでの子を養育する職員であったものを、9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育する職員に改め、現行では子の疾病の世話等のみで認められていた取得理由も、学校の臨時休業等に係るその子の世話

や学校行事への参加も取得理由として認められるよう改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページ目を御覧ください。第15条でございますが、この後に説明します新規に追加する第19条の2第1項において同様の用語を用いる必要があることから、略称規定を追加するものでございます。

次に、第19条の2を新規に追加する改正でございますが、まず第1項は、職員が配偶者等が職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、その職員に対して介護両立支援制度について知らせるとともに、制度の利用意向等について、面談等の措置を講じなければならない旨を規定したものでございます。

次に、同条第2項ですが、第1項で規定した事項について、職員が40歳に達した年度において、その職員に知らせなければならない旨を規定したものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページ目を御覧ください。第3項は、第1項の規定により申出をしたことによって、職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない旨を規定したものでございます。

次に、第19条の3を新規に追加する規定でございますが、任命権者は介護両立支援制度の利用に係る請求が円滑に行われるようにするため、研修、相談体制の整備、勤務環境の整備等の措置を講じなければならない旨を規定したものでございます。

最後に、附則につきましてご説明を申し上げます。議案書にお戻りいただき、議案書を御覧ください。議案書裏面の附則でございますが、この条例の施行期日は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 資料のほうで3ページ目、配偶者等が介護をうける等が入っているわけなのですが、非常に明確でないで、これ民法上の一親等とかそういう規約があるのか、それとも例えば親とか等ってなると、どこまでかというのが非常に分からないので、その規定とか読み違いとか、そういうところがあるのかどうかについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員の質問にお答えさせていただきます。

同じ資料の3ページ目の第15条を御覧いただければと思います。19条2の上、第15条です。こちらの中で、介護休暇は、職員が要介護者、この辺ちょっと長くなるのですが、（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者を配偶者等という）ということになっておりますので、実際はここに書いてある配偶者だけではなく、父母、子、配偶者、配偶者の父母が条例上としては配偶者等ということに当たるということでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。改正法の施行に伴い、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の条文を引用していた箇所について条項ずれが生じたので、これらの条項を引用している条例の規定について改正を行うものでございます。

説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第4号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。規定の中で、その規定の直前の条を引用する場合は、前条と指示することが適当であることから、第3条6号中第2条の4とあるのを前条に改めるものでございます。

次に、引用法令の条文ずれに伴い、第20条第3項中第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に改めるものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第11、議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員や他団体の議会議員の期末手当の引上げに準じ、議会議員の期末手当について改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員の期末手当の引上げ及び職員の給与制度改正に準じ、所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。国の特別職や他団体の議会議員の期末手当引上げに合わせて議会議員の期末手当についても改正を行いたいため、この案を提出するも

のでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第5号新旧対照表により説明させていただきます。参考資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。第1条関係は、第5条の期末手当に関する規定の改正でございます。第5条第2項中に規定しています期末手当の支給率を、12月に支給する場合において100分の170から100分の175に改め、年間の支給率を100分の345とするものでございます。

次に、参考資料2ページ目、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。第2条関係は、第1条関係の改正と同じく、期末手当の支給率を改正するものでございます。第5条第2項中、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175を100分の172.5とし、年間の支給率は100分の345のまま、6月と12月を同じ支給率に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書を御覧ください。第1項は施行期日でございます。この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、第1条の規定は、令和6年12月1日に遡及し、今年度の期末手当から支給適用できるようにするものでございます。

次に、第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号の説明をさせていただきます。議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。国の特別職の期末手当の引上げ、職員の給与制度改正に準ずるため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第6号新旧対照表により説明させていただきます。参考資料1ページ目、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。第1条関係は、第6条の期末手当に関する規定の改正でございます。第6条第2項中に規定しています期末手当の支給率を、12月に支給する場合において100分の170から100分の175に改め、年間の支給率を100分の345とするものでございます。

次に、参考資料2ページ目、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。第2条関係でございますが、第1条関係の改正と同じく、まずは期末手当の支給率を改正するものでございます。第6条第2項中、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175を100分の172.5とし、年間の支給率は100分の345のまま、6月と12月を同じ支給率に改めるものでございます。

次に、第7条を第8条とし、第6条の4の次に新たに第7条を加える改正でございますが、支給地域の広域化により長瀬町も地域手当の支給対象となったことから、給料の月額に100分の4を乗じて得た額を地域手当として支給できるよう規定を定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書を御覧ください。第1項は施行期日でございます。この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、第1条の規定は、令和6年12月1日に遡及し、今年度の期末手当の支給から適用できるようにするものでございます。

次に、第3項につきましては、改正前に支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払い

とみなすものでございます。

最後に、第4項でございますが、新たに支給される地域手当は、本来であれば給料の月額に100分の4を乗じて得た額を支給するものでございますが、令和7年度は100分の2、令和8年度は100分の3を乗じて得た額とする激変緩和措置を設けたものでございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第12、議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。人事院勧告により、給料月額の見直し、期末手当、勤勉手当の支給率の引上げ、その他各種手当に関する見直し等が勧告されたことに伴い、これに準じた改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第7号新旧対照表により、主な改正点について説明させていただきます。参考資料1ページ目、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。初めに、第14条の4でございますが、こちらは期末手当に関する規定の改正でございます。第14条の4第2項中に規定している期末手当の支給率を、12月に支給する場合には100分の122.5から100分の127.5に改め、年間の支給率を100分の250とし、年間0.05月分を引き上げるものでございます。

また、同条第3項において規定している再任用職員の期末手当の支給率を、12月に支給する場合には100分の68.75から100分の71.25に改め、年間の支給率を100分の140とし、年間0.025月分引き上げるものでございます。

次に、1ページ目から2ページ目にかけての第14条の7でございますが、こちらは勤勉手当に関する規定の改正でございます。第14条の7第2項第1号に規定している勤勉手当の支給率を、12月に支給する場合には100分の102.5から100分の107.5に改め、年間の支給率を100分の210とし、年間0.05月分引き上げるものでございます。

また、同条同項第2号において規定している再任用職員の期末手当の支給率を、12月に支給する場合には100分の48.75から100分の51.25に改め、年間の支給率を100分の100とし、年間0.025月分引き上げるものでございます。

これらの改正規定は、令和6年度分の期末勤勉手当を合わせて一般職員については年間0.1月分、再任用職員においては年間0.05月分の引上げで、12月の期末勤勉手当として遡及適用して支給するものとなります。

次に、2ページ目から8ページ目にかけて、別表第1の行政職給料表ですが、初任給をはじめ若年層に重点を置き、他階級に向けて改定率を低減させる形で、全ての級において引上げ改定されております。全体の平均改定率は3.0%となりまして、1級が11.1%、2級が7.6%、3級が3.1%、4級が1.3%、5級、6級が1.2%の引上げになります。また、改定に伴い高卒者初任給が2万1,400円引き上げて18万8,000円、大卒者初任給を2万3,800円引き上げて22万円とするものでございます。給料表の改定につきましても、期末勤勉手当と同様に令和6年4月1日に遡及して適用することとなります。

続きまして、参考資料9ページ目、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。第2条関係では、主に

令和7年4月1日より施行される内容について改正を行うものでございます。まず、第2条は、支給区域の大きくくり化により長瀬町も地域手当が支給対象地域となったことから、給料ではない手当として列記されている条文の中に、地域手当を加えるものでございます。

次に、第7条でございますが、こちらは扶養手当に関する規定の改正でございます。配偶者を扶養手当の対象としていた第7条第2項第1号を削り、配偶者の働き方等の社会状況の変化を鑑み、配偶者に係る扶養手当を廃止するものでございます。

また、9ページから10ページにかけての同条第3項及び第4項の改正については、子を有する職員に対する生計費の補填を充実できるよう、現行では子1人につき1万円であった手当を子1人につき1万3,000円とするため、字句等の改正を行うものでございます。

次に、第4項の次に第5項を加える改正でございますが、現行では条例第8条で扶養親族の数の変更等に伴う事項等を定めておりましたが、これらの事項については規則に委任して定められるようにするものでございます。このため、条例第8条は不要となりますが、その空いた箇所地域手当に関する規定を定めるよう条文を全部改正いたします。全部改正後の第8条を御覧ください。第1項では地域手当を支給することを定め、第2項では地域手当の月額給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とすることを定めております。

続きまして、11ページ目を御覧ください。先ほど第7条第2項第1号を削ったことにより、同号に規定していた配偶者に関する定義規定も削られてしまったことから、第8条の3第1項第2号において、配偶者との文言の後に同様の定義規定を加えるものでございます。

続いて、12ページから15ページにかけてになりますが、第8条の4は通勤手当に関する規定でございます。こちらは、改正する箇所が多岐にわたり条文の説明ですと改正趣旨が分かりづらいため、改正の概要を説明させていただきます。現行では、普通交通機関等を利用する場合の通勤手当の上限を5万5,000円としつつ、異動等に伴い新幹線等を利用する職員については、これに加えてその利用に係る特別料金等の2分の1に相当する額の2万円を上限に支給することとしております。このため、異動等による転居等を回避するため、新幹線等の利用が余儀なくされる職員には自己負担が生じてしまうケースがあることから、このような経済的負担を軽減し、勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止を図るため、通勤手当1か月当たりの支給限度額を15万円に引き上げ、この範囲内であれば新幹線等の特別料金が全額支給できるようにするものでございます。当町においては、あまり想定はされないかと思いますが、他団体からの派遣職員を受け入れる際など、こうしたケースが生ずることもあることから、国の制度改正と同様の改正を行うものでございます。

続いて、15ページの中段を御覧ください。第8条の5は、単身赴任手当に関する規定でございます。国においては、民間人材等の採用促進や採用試験の合格有効期間の延伸等の取組が進む中、採用時から単身赴任を余儀なくされている職員が生じていることから、異動だけでなく採用に伴い支給要件を満たした者にも単身赴任手当が支給できるようにしております。このため、先ほどの通勤手当の改正と同様ですが、町においても国の制度と同様の改正をするものでございます。

次に、16ページ目を御覧ください。14条の2は、管理職員特別勤務手当に関する規定でございます。管理職員特別勤務手当は、時間外手当が支給されない管理職員が週休日等、または平日深夜に処理を要する臨時、または緊急の業務に従事した場合、支給される手当でございます。近年は、災害への対応など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を行う実態もあり、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を

確保する観点から、現行では午前零時から午前5時までであった支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時までに拡大し、一定の勤務については手当額を5割増しとする改正を行うものでございます。

続きまして、17ページから18ページ目にかけては、この改正条例第1条により遡及して引き上げた令和6年12月の期末手当、勤勉手当の支給率を令和7年度以降適用される支給率について、6月期、12月期を同率にするよう改正するものでございます。まず、17ページ目の第14条の4の期末手当でございますが、第2項中、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を100分の125に改めるもので、この改正条例第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

また、同条第3項は、再任用職員に係る支給率でございます。100分の122.5を100分の125とし、100分の68.75と、100分の127.5とあるのは100分の71.25を100分の70に改め、同じく改正条例第1条で引き上げた0.025月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

続きまして、第4項及び第5項でございますが、地域手当が支給されることになったことに伴い、期末手当基礎額及び役職加算を積算する際に、地域手当を加えて算出するよう字句を加えるものでございます。

次に、18ページの第14条の7の勤勉手当でございますが、第2項第1号中、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を100分の105に改めるもので、この改正条例第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

同じく、同項第2号は再任用職員に係る支給率でございます。6月に支給する場合には100分の48.75を、12月に支給する場合には100分の51.25を100分の50に改め、同じくこの改正条例第1条で引き上げた0.025月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

また、同条第3項では、地域手当が支給されるようになったことに伴い、勤勉手当基礎額を積算する際に地域手当を加えて算出するよう字句を改めるものでございます。

次に、第14条の9の規定でございますが、こちらは再任用職員に適用しない規定を定めているものでございまして、今回の改正で再任用職員に支給しない扶養手当に関する事項を定めていた第8条を全部改正し、この第8条を再任用職員にも支給する地域手当に関する規定としたことにより、第8条の規定は適用除外とはならないことから、条文を改めるものでございます。

続きまして、18ページから19ページにかけては、第16条は退職者の給与に関する規定でございます。第2項から第4項までの規定は、職員が疾病等を理由にして退職となった場合に給料を減じて支給する規定となりますが、その減額する給料に地域手当も含める改正をするものでございます。

次に、附則第11項ですが、こちらは字句の修正でございます。第14条第7項を第14条の7に改めるものでございます。

次に、19ページから26ページにかけての別表第1の行政職給料表ですが、若手、中堅優秀者の早期昇格時の給与改善を行うため、3級から6級までの初号近辺の号給をカットとし、初号の額を引き上げるものでございます。

続きまして、参考資料の最後の27ページを御覧ください。新旧対照表（第3条関係）となります。この改正条例第2条で改正した内容に伴い、令和4年12月9日に公布しました長瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして一部改正をするものでございます。

附則第21条は、暫定再任用職員に適用しない給与条例の規定を定めているものでございまして、今回の改正条例で再任用職員に支給しない扶養手当に関する事項を定めていた第8条を全部改正し、第8条を再

任用職員にも支給する地域手当に改正する規定にしたことにより、第8条の規定は適用除外の規定とはならないこと、第8条の3で定めている住居手当については適用除外から外れることから、条文を改めるものでございます。

最後に、議案書の13ページ目を御覧ください。附則でございますが、附則第1条は条例の施行期日を定めたものでございます。公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条、第3条及び附則第4項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項については、第1条の改正後の給与条例は令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3項については、第1条改正後の条例を適用する場合には、第1条改正前の給与条例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

次に、第4項については、この改正条例第2条で改正した給料表は、初号近辺の号給をカットとして号給を引き上げているため、改正前の号給のまま改定後の給料表を適用して昇給させることはできないことから、この附則の最後にあります別表により号給を切り替えるものでございます。

次に、第5項については、第4項の規定による切替日前に職務の級を異にする異動をした職員に対する調整規定でございます。

次に、第6項については、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置でございまして、本来であれば子1人につき1万3,000円となるところを来年度は1万1,500円とし、支給が廃止となる配偶者手当に係る手当は、来年度のみ3,000円とするものでございます。

次に、第7項については、地域手当に関する経過措置でございまして、本来であれば100分の4が支給割合であるところ、令和7年度は100分の2、令和8年度は100分の3とするものでございます。

次に、第8項については、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置でございまして、改正後の規定は、令和7年4月1日より前に給料表が適用になった職員も適用となるというものでございます。

最後に、第9項については、この条例の施行に関し必要な事項は規則に定める委任規定でございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。今回の給料改正、官民格差解消ということでございます。若手職員の給与改正ということで、働く意欲を増進させるということで本当にいいことだと思っておりますが、今回初任給が大卒2万3,800円アップの22万円、高卒が2万1,400円アップの18万8,000円ということですが、県内の23の町村の中で長瀬町の給与水準というか、どのくらいの位置、程度なのかということと、あと秩父地域の4町1村の中でもどの程度なのか、分かたらお伺いをします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初任給の水準につきましては、近隣の秩父郡市1市3町のほうをちょっと調べているので、こちらのほうを回答させていただければと思うのですが、大卒の初任給については、1市4町全て同じとなっております。また、高卒の初任給につきましては、皆野町だけ上乘せしておりますが、ほかの団体は同じとなっております。

また、全体の給料の水準としましては、ちょっとすみません、今手元の資料がないのですが、ラスパイ

レス指数というものが公表されておまして、県内でもあまり高いほうではないのですが、こちらは初任給が原因というわけではなくて、中堅職員等も含めた同年代の職員の給与水準が他団体と比べてどういう率になっているかというものになりますので、初任給を改正したからといってラスパイレス指数がすぐに改善するというものではございませんので、ご了解いただければと思います。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第13、議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町職員に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行い、令和6年4月1日まで遡及適用させるとともに、令和7年4月1日より支給する地域手当に関して所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。会計年度任用職員の給与等は、先ほど議案第7号で改正しました町職員の給料表を準用しているため、併せて給料表を改正し、地域手当

の支給を行うため、所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第8号新旧対照表により説明させていただきます。参考資料1ページ目、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。初めに、1ページ目の第7条、第10条及び次の2ページ目の第17条は、引用される条例名の略称や定義の整理を図るものでございます。

続きまして、2ページから3ページにかけての別表を御覧ください。この別表は、行政職給料表でございます。給料表については、一般職員の給料表を準用しているため、令和6年人事院勧告を受けて、議案第7号で一般職員の給料表の改正が行われたことにより改正を行うものでございます。会計年度任用職員の給料表の1級は、一般職行政職給料表の1級の5号給から25号給まで、2級は一般職行政職給料表の2級1号から21号までの給料月額を準用しております。

続きまして、4ページ目、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。第3条は、会計年度任用職員に支払う給与の種類を定めるものでございますので、常勤職員に準じて地域手当が支給できるようにするため、給料の次に地域手当を加えるものでございます。

次に、第7条の2を新たに加える改正規定でございますが、会計年度任用職員に支給する地域手当については、職員の給与条例第8条を準用するよう規定したものでございます。

次に、第15条ですが、第1項は時間外勤務手当等の1時間当たりの額を算出するための規定でございます。算出に当たり地域手当も含めて算出できるよう改めるものでございます。

同じく第2項は、第16条の規定に基づき、欠勤等した場合に減額する1時間当たりの額を算出する際に、地域手当も含めて算出するよう改めるものでございます。

次に、5ページ目を御覧ください。第17条第4項は、パートタイム会計年度任用職員の報酬額等を算出するための規定でございます。パートタイム会計年度任用職員には手当を支給することができないため、基準月額に地域手当の支給割合と同率の100分の4を乗じて得た額を加算した額を報酬額とできるよう改正するものでございます。

次に、5ページ目、第22条、6ページ目の第22条の2は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤労手当に関する規定でございます。先ほどの議案第7号で改正しました職員の給与条例の規定を読み替えて適用している条文について、給与条例の改正により書きぶりが改正された箇所を改めるものでございます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、3ページ目を御覧ください。附則でございますが、附則第1項は、条例の施行期日を定めたものでございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項については、第1条の改正後の給与条例は、令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3項については、改正後の給与条例を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

次に、第4項及び第5項につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る経過措置でございます。地域手当に準じて乗じる加算割合を地域手当の経過措置と同様に、令和7年度は100分の2、令和8年度は100分の3とするようにするものでございます。

最後に、第6項につきましては、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める委任規定でござい

ます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第14、議案第9号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図り、地域手当の支給を実施するため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第9号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。町職員の給与改定に準じ、令和7年4月1日より会計年度任用技能労務職員につきましても、地域手当の支給を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第9号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。技能労務職員に支給する給与の種類を定めている第3条第1項の中で、扶養手当の後に地域手当を加える改正を行うものでございます。

次に、会計年度任用技能労務職員に支給する給与の種類について定めている第5条第1項の中で、給料の後に地域手当を加える改正を行うものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第15、議案第10号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

内閣府令で定める栄養士の配置を求めている規定について改正があり、町の基準条例についても同様の改正が必要となることから、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、健康こども課長の説明を求めます。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 議案第10号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、内閣府令で定める基準の改正が行われ

たため、町の基準条例についても同様の改正が必要となり、今回提出するものです。

参考資料、新旧対照表を御覧ください。改正案の第17条第1項第2号中の栄養士の次に、または管理栄養士を加える改正となります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第16、議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

秩父地域統一の方法で実施しているひとり親家庭等医療費支給制度において、他の市町の条例との整合性を図るため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。第2条の改正は、第8項の現物給付の定義において、他の市町との条例との差があり整合性を図るとともに、同項を第9項に繰り下げまして、第8項として医療機関等の定義を新たに追加するものでございます。

第3条第3項、裏面に移っていただきまして、第4条第1項及び第1号及び第2号、第7条第4項の改正規定につきましては、字句等の整理をするものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、下のほうの附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第17、議案第12号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第12号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。非常勤消防団員に対する退職報償金については、消防団員等公務災害補償等共済基金が、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に定める基準に従い、その支給に要する経費について町が支払うこととなっております。このたび、この政令に定める基準が一部改正されたことに伴い、町が条例で定めている退職報償金の支給額等について所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第12号新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。別表中、勤続年数30年以上を30年以上35年未満に改め、新たに35年以上の項目を設け、それぞれの階級に応じた退職報償金の支給額を定めたものでございます。これにより、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、長年勤続していただいた団員に対し、退職報償金の支給額を手厚くするものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。まず、第1項の施行期日でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項の経過措置でございますが、この条例による改正後の退職報償金の支給に関する別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員等については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第18、議案第13号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,173万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を38億4,942万8,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第13号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,173万円を追加いたしまして、総額を38億4,942万8,000円にするものでございます。

第2条、第3条は、それぞれ第2表、第3表でご説明させていただきます。第2条、繰越明許費補正につきましては、6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございますが、令和6年度中に完了できない事業につきまして、令和7年度に繰越しをさせていただくものでございます。

第2款総務費、第2項企画費の物価高対策会計年度任用職員雇用事業、物価高対策住宅等防犯対策補助事業、物価高対策自転車用ヘルメット購入費補助事業及び物価高対策生活者支援事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度当初に迅速に実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費の物価高支援給付金事業（住民税非課税世帯）及び物価高支援給付金事業（こども加算）につきましては、令和7年1月16日付で長瀬町一般会計補正予算（第6号）で専決処分したところでございますが、令和7年度も引き続き事業を実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

その他の項目につきましては、工事の遅延などの不測の事態が発生したことなどにより、年度内に完了することが困難となったため、繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、第3条の地方債の補正につきましては、7、8ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございますが、橋梁長寿命化事業債、道路新設改良事業債は、各事業において事業費が当初の見込額を下回ったことから減額するものでございます。その結果、補正対象の地方債の限度額を合計1億7,480万円から640万円を減額し、合計1億6,840万円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の13、14ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額517万8,000円、第2目法人、補正額80万円は、それぞれ現年課税分が当初見込額を下回ったことなどにより減額するものでございます。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額619万3,000円は、それぞれ現年課税分が当初見込額を上回ったことなどにより増額するものでございます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額6,983万円は、国の令和6年度補正予算（第1号）において地方交付税が増額され、普通交付税の追加交付が行われたことから増額するもの

でございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額1,259万6,000円の減額のうち、1ページおめくりいただきまして、第4節児童手当国庫負担金、補正額895万9,000円の減額は、児童手当の支給対象児童数が当初の見込みを下回ったことにより、児童手当の支給額が減額となったため減額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額1,708万2,000円の増額のうち、第1節企画総務費国庫補助金1,705万4,000円の増額の内訳につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額4,079万3,000円の減額は、令和6年度補正予算（第2号）で補正した定額減税補足給付及び令和6年度個人住民税非課税世帯等に対する給付事業の完了並びに令和6年度補正予算（第6号）で補正した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯に対する給付事業の組替えに伴うものでございます。また、物価高対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額5,697万8,000円の増額は、物価高支援給付金事業などについて、物価高対応重点支援地方創生臨時交付金の活用に伴うものでございます。

第4目土木費国庫補助金、補正額2,038万円の減額のうち、第2節道路維持費国庫補助金、補正額1,974万6,000円は、道路メンテナンス事業国庫補助金が当初予算額を下回ったため減額するものでございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額624万7,000円の減額のうち、1ページおめくりいただきまして、第2節社会保険費県負担金252万7,000円の減額は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減額措置分などが当初の見込みより下回ったことから減額するものでございます。第3節児童保育費県負担金310万円の減額は、保育園などへの途中入所数などが当初の見込みを下回ったことにより、保育園などへ支払う委託料が減額となったため減額するものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額467万円の減額のうち、第2節児童福祉費県補助金325万3,000円は、少子化の影響により補助対象児童が減少したこと等により、当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第4目農林水産業費県補助金、補正額213万6,000円は、産地パワーアップ事業費補助金の事業実施について入札を行った結果、事業費が減少したため減額するものでございます。

19、20ページを御覧ください。第21款町債、第1項町債、補正額640万円の減額は、起債対象事業において事業費が減額となったことや借入れを見直したことなどにより減額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、補正額1,946万6,000円は、当初予定していた基金の取崩しが不要になると見込まれることから減額するものでございます。

21、22ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額320万9,000円は、人事院勧告を踏まえた給与改定による増額等が生じたものの、共済組合負担金や扶養手当等が当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第4目財政調整基金費、補正額7,845万9,000円は、歳入の増加分及び歳出の減額分を財政調整基金に積み立てるため増額するものでございます。

23、24ページを御覧ください。第2項企画費、第1目企画総務費、補正額3,568万円は、物価高対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民への商品券の配布や自宅への防犯カメラ等の設置費用補助、自転車用ヘルメットの購入補助を実施するなどの理由から増額するものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額305万6,000円は、物価高騰に伴う支援として実施した低所得

者支援及び定額減税補足給付事業の完了により、当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第5項選挙費、第13目衆議院議員総選挙費、補正額186万4,000円は、衆議院議員選挙に係る費用が当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

25、26ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金、補正額1,114万3,000円の減額のうち1,215万円は、物価高騰に伴う低所得者支援として実施した物価高騰対応給付支給事業の完了により、当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第3目社会保険費、補正額996万2,000円の減額のうち、第19節扶助費、補正額281万1,000円は、重度心身障害者医療給付費の執行見込額が予算額を下回る見込みであることなどにより、減額するものでございます。また、第27節繰出金、補正額715万1,000円は、県支出金などが減少したことなどにより、国民健康保険特別会計への繰出金額が当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第4目老人保険費、補正額236万4,000円の減額及び1ページおめくりいただきまして、第5目介護保険費、補正額265万1,000円の減額は、各特別会計への繰出金が確定したことなどにより、当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額3,244万9,000円の減額は、保育園及び認定こども園への施設給付事業並びに民間保育所への補助事業、放課後児童クラブ事業、児童手当支給事業において、事業執行見込額が予算額を下回る見込みであることなどにより、減額するものでございます。

第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額32万8,000円は、がん検診事業において各種がん検診の受診希望調査の実施時期を変更したことにより、当該調査に要する経費の支出見込みがないことから減額するものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農林振興費、補正額283万6,000円は、長瀬町産地パワーアップ事業費補助金の事業実施について入札を行った結果、事業費が減少したため、また農林振興支援事業費補助金の対象者から承認申請の取下げ等があったことから減額するものでございます。

29、30ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費、補正額410万8,000円の減額は、地域おこし協力隊の募集を見送ったことにより減額するものでございます。

第8款土木費、補正額2,300万円の減額は、各事業で工事内容の変更や入札差金等が生じたことなどにより減額するものでございます。

第9款消防費、第9項消防費、第3目消防施設費、補正額125万7,000円は、秩父広域市町村圏組合が配水管布設替え工事に伴い実施する消火栓を更新する費用、1件分の負担金を同組合へ支払う必要があるため増額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額190万3,000円は、人事院勧告に基づく職員手当等の増加により、当初の予算額の見込みを上回ったことなどによる増額があるものの、次の31、32ページの第12節委託料に係る入札差金等の発生及び第14節工事請負費に係る事業費の確定等により減額するものでございます。

第2項第一小学校費、第1目学校管理費、補正額181万円の減額のうち、第12節委託料、補正額158万4,000円は、学校水泳指導業委託事業の額の確定に伴い減額するものでございます。

第6項保健体育費、第3目学校給食費、補正額139万4,000円は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員

の給与等の増加等により増額するものでございます。

33、34ページを御覧ください。第12款公債費、第1項公債費、補正額190万円は、元利償還金の確定により、当初予算を下回ったことから減額するものでございます。

以上で議案第13号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと3点ばかり質問をいたします。

初めに、物価高対策生活者支援事業、なぜ観光課でやるのかなという質問と、これ商品券ですよ、以前も言ったけれども、この商品券を発行する総事業幾らなのか、ちょっと言ってください。印刷代が幾ら、郵送費がさっき出た郵便がかなり上がっているのです、そういう経費を使って1世帯これだけという1つ目。

2つ目は、その下の物価高対策住宅等防犯対策補助事業という項目で711万円、これ物価高対策で防犯対策やるのに、物価高で困っていると、この防犯対策まで普通の家庭、手が回らないのではないのですか。物価高で困っているときに、防犯カメラのほうに手が行く状況でない家庭がかなりあると思うのです。今の質問。

もう一つは、同じく物価高対策で自転車専用ヘルメット購入補助事業、これも例えば大体小中学生あたりの子供たちは、自転車に乗る子はもうヘルメットがどうのこうのといったときに、多分用意もされているのだろうと思うのだけれども、物価高対策でヘルメットを買うのだという話、これちょっと理解ができませんので、この3点についてちょっとお伺いをいたします。



◎会議時間の延長

○議長（岩田 務君） ここで議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、関口議員の質疑に対してお答えします。

まずは、生活者支援事業をなぜ観光課でやるかということなのですが、今回の事業は商品券事業でありまして、いろいろ企画財政課であったり総務課でやっていたのですけれども、コロナの頃も元々は産業観光課でやっていたので、今回は産業観光課で実施したいと考えております。

続いて、2つ目の質問、総事業費についてですが、今回の総事業費は2,192万1,000円となっております。印刷費については、商品券や商品券を送る際の封筒などの印刷代を110万円、郵送費は商品券の輸送や事業者への振込通知書などの郵送費を全部含めて160万1,000円で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、防犯対策事業とヘルメット補助事業について、物価高で困っている人が手を出さないのではない

かというご質問だったかと思うのですが、こちらにつきましては、物価高で困っている方が消費の押し上げの部分もあるかと思えます。それとまた、買いたいだけでも、ちょっと全額出すのは大変だということである方なんか、補助があれば購入したいというふうに考えるのではないかとということで上げさせていただきました。

補助率としましては、住宅等防犯対策事業のほうにつきましては購入費の3分の2、上限2万円までというふうに考えております。ヘルメットのほうにつきましては購入額の2分の1の2,000円を補助するというふうに考えておりますので、購入を迷われている方に購入を促進していただくというような意図でやっている事業ですので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁だと、私率先してこれ賛成という声を上げるわけにいかないと思うのです。ヘルメットと防犯カメラですか、これ総務課長の話でいくと、そういうのがあればいいというようなニュアンスで、かなりリクエストが多いというのであれば、また別なのだけでも、私が見ていても、物価高で今本当に消費に困っているという住民多いと思うのです。テレビやラジオで聞いていても、それは私も感じる。特にこの秩父地域は私感じるのであって、先着何件になるわけですよ、これは生活に困窮している人が迷って最終的に手を挙げたときに、足りなかったらどうするのだろうか、大体余裕のある人から手を挙げて買ってしまおうと思うのです。この2つの事業についてはそういう感じがするので、本当にこれでいいのかどうか、もう一度お聞きをします。

それから、商品券について経費がかかり過ぎると、もう何回も商品券発行しているたびに私は同じ発言をしています。経費がかからない方法は何かないのかという質問をしています。今回これ見ても、本当に財源は国や県から来たからそのまんま投げればいいやで、アイデアがなさ過ぎると私感じるのです。そういうことで、この商品券の話と防犯カメラ、ヘルメット、困窮対策に本当になるのか、ちょっともう一度答弁をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

住宅等防犯等対策事業補助金のほうにつきましては、防犯カメラだけではなく、例えば防犯フィルムですとか人感センサー、モニター付インターホン、防犯性の高い鍵の付け替えですとか、あとは防犯用の砂利とか、そういったものも対象にしようというふうに考えておりますので、比較的金額的にも安いものからも対象とする予定でございますので、そういった方の少しでも一助になればというふうに考えております。また、この防犯に関しては、国のほうの重点対策支援交付金の推奨メニューの中にも、この交付金は防犯に使っていただきたいというようなメニューの中に一つ入っておりますので、上げさせていただいているところでございます。

また、ヘルメットにつきましても同様の理由ですけれども、お子さんとかの自転車用のヘルメットを買いたいけれども、ちょっと二の足を踏んでいるような方等が、補助がつくことによって買いたいというふうになっていただければというふうに思っておりますので、物価高対策にはなっているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、関口議員の再質疑に対してお答えします。

今回の交付金についても、現金の一律給付などはできない事業でございます。そのため、商品券であれば多くの住民の方に利用いただける事業であると考えて実施する予定であります。

以上であります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） もう一度、では最後にお願いします。

商品券については、経費が本当にかかり過ぎて、丸々国からの予算で何か方法がないのか、やっぱり現金で配っては駄目だという縛りがあるのはよく分かります。商品券以外、配る方法が考えられなかったということで、私はそれ理解しました。

それから、総務課の物価対策で、防犯補助事業で課長の答弁、今さっき砂利でもいいというお話が出たから、防犯対策用の砂利でいいわけですね、最後にお願いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

砂利なのですけれども、何の砂利でもいいというわけではなくて、防犯対策用の砂利といいまして、今ガラス繊維が入っているような、歩くと音がキシキシ鳴るような防犯用の砂利が売っておりますので、そういうものであれば対象にさせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

〔「最初からそういうふうにやってもらえない、途中から砂利が出てきて、回数これあれじゃ困るよ」と言う人あり〕

○総務課長（染野和明君） 防犯用の砂利というふうにお答えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、28ページのところで、産地パワーアップ事業の補助金のほうが213万6,000円減額になっています。これは、多分ブドウ農家にというふうなことだったと思うのですけれども、事業を実施して、これだけ少なかったのが減額ということでよろしいわけですね。

あと、農業振興支援事業補助金、多分総額200万円だったような気がしたのです。その中で、いや、立候補したのだけれども、やらなかったというふうなことで減額ということでよろしいわけですか。その点についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑に対してお答えします。

産地パワーアップ事業補助については、事業実施に当たって入札を行いました。これは、秩父地域再生協議会というところが実施したのですが、その入札によって総事業費が下がったため、補助金の総額も下がったものです。それに伴う減額となりました。

もう一つの農業振興支援事業費補助なのですが、2人の方から使いたいという話に来ていたのですが、1人の方は規模拡大で使いたいと、もう一人も規模拡大のうち農作物を利用した加工品ということで相談を受けていたのですが、年度末になって1人が取下げ、もう一人は相談はあったのですけれども、具体相談がなくて、2人とも年度内の実行は見込めないため、今回減額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。補正予算書の30ページですが、上から中段まで3点伺います。

一番上のほうから、商工費の委託料、地域おこし協力隊委託料の410万8,000円の減額補正、この減額の理由を教えてください。

その下、土木費、工事請負費の橋梁長寿命化修繕工事の2,100万円の減額補正の理由をお願いします。

また、その下になります。消防費、負担金、補助及び交付金の消火栓新設負担金125万7,000円ですが、消火栓の新設工事というのは秩父広域のほうで工事を発注し、工事費等は各市町で持つのでしょうかということ、工事費の1件が計上漏れだったということでございますが、秩父広域の怠慢としか思えません。町には陳謝等あったのかどうか伺います。そして、今回の消火栓の新設、場所等について伺います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、鈴木議員の質疑に対してお答えします。

地域おこし協力隊の減額の理由なのですが、今回長瀬観光を振興するに当たり、新たに観光に特化した地域おこし協力隊を採用し、協力隊員の視点と考えから長瀬観光を盛り上げ、観光協会をサポートしてもらい、移住者だから発見できる町の隠れた魅力や資源を見い出して活用することで、町の活性化を図ることを考えておりました。

受入れ隊員については、まずは長瀬観光の要であります観光協会の業務を担ってもらい、観光協会の人材の底上げを図っていただく予定でおりました。あわせて、隊員からの新たな視点と考えから、長瀬の隠れた魅力を見い出して新たな観光支援へつなげていき、長瀬観光及び観光協会を盛り上げることを予定しておりました。ただ、観光協会とこのことについて協議した結果、募集条件など観光協会では受け入れることが難しいということが分かりました。観光協会とは、数回にわたり調整や協議を行ったのですが、最終的には観光協会では受入れはやっぱり難しいということになり、今年度の受入れは見送ることとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員の橋梁長寿命化修繕工事の減額理由についての質疑に対しましてお答えさせていただきます。

こちらは、当初国庫補助金を利用して事業を計画しておりまして、当初計画した内容で補助申請を行っていましたが、国庫補助金が申請した額まで交付されなかったため、今回歳入のほうも1,997万7,000円の減額のほうをさせていただいておりますが、申請した額まで交付されなかったため、計画した内容を変更しまして事業を実施した結果の減額でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、消火栓の新設負担金でございますが、議員のおっしゃるとおり水道の工事費については水道事業でございますので、広域が負担すべきものでございますが、消火栓につきましても各市町村が管理すべき

ものとなっておりますので、水道工事に伴う消火栓に係る部分の負担につきましては、町のほうで負担をしているというものでございます。その中で、このたび当初予算の計上をする際に、秩父広域のほうからこの工事箇所があってこのぐらいかかるということが毎年度、その工事があるときにはそちらのほうから通知が来るのですけれども、それが今年1件漏れておりまして、このたび3月補正に上げさせていただいたところですよ。

また、この点につきましては、広域の水道局長、また皆野・長瀬事務所長のほうからも謝罪がございまして、二度とこのようなことがないように予算管理を徹底させていきますというお話をいただいておりますし、町としましても、引き続き注意をお願いしたいというふうなお願いはさせていただいているところでございます。

また、場所につきましては、2か所というふうにお話をさせていただきましたけれども、当初予算計上されていたのは、白鳥橋の滝の上区側のほうの丁字路のところにある古い配水管を新しい配水管に替えたところに新しく消火栓を付け替えたところと、今回計上漏れしていた場所は町道矢那瀬27号線といいまして、場所は矢那瀬下郷区のエナーゼ産業さんがある辺りの前の通りになるのですけれども、そのところの消火栓の更新工事の2か所でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 鈴木です。ありがとうございます。

1点だけ地域おこし協力隊の関係で、観光に特化した人、観光協会のほうへいろいろ相談してやったら観光協会が今回は要らないということを行ったというのでよろしいのでしょうか。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 鈴木議員の質疑に対してお答えします。

観光協会が要らないというわけではないのですが、今回は条件面が折り合わなかったという形です。あと、職員としても今観光協会の職員が充足しているということの話をいただきましたので、見送ったものになります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 重複しているかもしれないのですが、28ページの農林水産業費の負担金、補助及び交付金で産地パワーアップ事業費補助金が213万6,000円減額、次に農業振興支援事業補助金が取下げで200万円のうち70万円がということと、それから次に30ページの委託料の地域おこし協力隊委託料410万8,000円というのですけれども、これ何だかすごく地域おこしというとなのだらうねって言って、それでどんな人がやっているのかなという、東京から、向こうから転入者とかなんとかなんていうのが多いのですけれども、そんなこと言っては悪いのだけれども、本当に長瀬町に来てたくて来ているのかな、それとも向こうでもあれだから、長瀬町に来て、そして委託料でももらって協力隊になっていけば、それでいいのだからというのでやっているのかなという、そういうあれをするのですけれども、審査とか何かというのは町でやるわけではなくて、今言っていたように商工課ではなくて観光協会で行っているとかなんとかということで、この補助金とか委託料というのを丸投げで取ってしまうのですか、ちょっと教えてほしいのですけれども。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 大島議員のご質疑に対してお答えします。

地域おこし協力隊の委託料のことでよろしいですか。

「[「そうです」と言う人あり]

○産業観光課長（常木真人君） これは丸投げであげるということではなくて、地域おこし協力隊の方とは委託契約を結びまして、そこで委託費として支出をするものになります。

地域おこし協力隊の方には、地域活動に対する対価として月額幾らと、あと地域活動に必要な経費としてまた月額幾らというので決まっていますので、それを業務を行ってもらったことによって支払いをするという形になっています。これは、特別交付税措置がございまして、こういった制度になっているものでございます。

以上でございます。

「[次のことなのだけれども、28ページの下の産地パワーアップ事業費補助金、ブドウのほうと、それから農業振興の取下げで70万円、これは補助金だとかなんとかというのは町でちゃんと……]」と言う人あり]

○議長（岩田 務君） 手挙げてもらって。

「[「だって、何だか分かんないような説明するから]」と言う人あり]

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 負担金補助とかなんとかというのについては、町は別に構わなくて、出てくれば無審査みたいな感じでどんどんやってしまっというので、そうしないと213万6,000円とか70万円という、確固たる信念を持って申請している方ではないような感じも受けるのです。

それから、委託料の地域おこし協力隊員というのも410万円、金額がちょっと20万とかなんとかというならいいのだけれども、こんなにすごい金額が要らないからと言われたから、はい、そうですかって、違約金を本当に取りたいぐらい普通の民間ならするのですけれども、そのところについてはどう思っているのですか、お聞きします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、大島議員の再質疑に対してお答えします。

まずは、28ページの産地パワーアップ事業のほうは、ちゃんと申請した方に対しての支払いになっています。今回は、入札して総事業費が下がったため減額という形になっています。

もう一つの農業振興支援事業補助金については、使いたいという申入れが2件あったのですけれども、その2人が今年度は難しいという形になったため、その分を減額としているものです。

地域おこし協力隊に関しては、今回受入れを見送ったため、相手が要らないと言ったことではなくて、これは支出は全くないという形になっていますので、そういったご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 32ページなのですが、第一小学校費、学校管理費の12節、水泳指導料業務委託料が158万4,000円の減額になっております。これは、当初395万9,000円見込まれていたの金額ですから、実際には243万5,000円で済んだのかなというふうに思うところでありましてけれども、これは利用回数とか利用

時間数が減ったのか、何でこの158万4,000円見込みよりも減ったのかについてご説明をお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

今年度の支払額は237万4,884円で、5月から7月までに各学年3回の授業を実施しました。当初予算要求の段階では、各学年5回実施できるよう予算を確保いたしましたが、統合初年度ということもありまして、予算計上時よりも少ない回数となったことから、予算のほうを減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ということは、ここは7年度の審査場所ではないのですけれども、7年度も同額になっているのは、結局同じように今度は7年度は5日間やる予定で進んでいく予定なのですね。はい、了解しました。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論がございますので、まず本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、先ほど物価高騰対策の質問をいたしました。物価高支援給付金事業、こういう項目の内容は町にとってすごくいいことだと思いながら、物価高対策生活者支援事業、商品券並びに物価高対策で住宅防犯対策補助事業、物価高対策自転車用ヘルメット購入の補助事業、大変本当に物価高といいながら、予算を使い切るための効果なしだと私は思います。町が本当にやりやすいだけで、住民の物価高というものは反映されていないと、ここで質問をしながら感じました。無駄な経費が多いため、これを見直してほしいということで反対意見を述べさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私は、商品券については本来なら米券でもそんなふうなのをすればよかったのかなという感じはしていますが、現在の物価高騰を非常に見据えて、だからそれをどういうふう商品券をつくるかということは着目したいと思います。

あと、防犯カメラとヘルメットについては、ヘルメットをしていない大人って非常に多いのです。これが物価高になるかどうかというふうなことなのだけれども、購入するというのにお金がかかると。それから、防犯カメラも本当は町で随所に設置するのが、まず先かなとは思いましたが、非常にテレビ等のニュースを見ていると、田舎まで事件が入っているというふうなことを考えると、防犯カメラもいろいろな値段があります。高いのは5万8,000円ぐらい、数千円からあるのだけれども、設置したくてもできないというふうな家庭もあろうかなというようなことで、これは実施したほうがいいのではないかなという観点で賛成します。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（岩田 務君） 次回の日程をご報告いたします。

明日12日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。



◎散会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後5時22分

令和7年第1回長瀬町議会定例会 第2日

令和7年3月12日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、採決

1、議案第22号の説明、採決

1、議員派遣の件

1、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	染野和明君
企画財政課長	橋本明身君	会管理者兼計 会務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	枋原秀樹君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康子ども 課長	福島陽子君	産業観光課長	常木真人君
建設課長	村田和也君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	前沢克之	書記	横山和弘
------	------	----	------

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(岩田 務君) 皆さん、おはようございます。

本日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。上着の着脱はご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中にやむを得ず席を離れ議場外へ退出する場合は、挙手の上で議長の許可を得てから行うようお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(岩田 務君) 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(岩田 務君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承を願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長(岩田 務君) 日程第1、議案第14号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第14号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,141万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億7,857万8,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(岩田 務君) 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第14号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条ですが、歳入歳出予算それぞれ4,141万円を減額し、予算の総額を7億7,857万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、予算説明書よりご説明させていただきます。6ページ、7ページを御覧いただきたいと思っております。まず、歳入でございますが、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は663万円の増額で、当初の試算よりも総所得額及び資産税額の増加に伴い調定額が増額し、併せて収入額も増加する見込みであることから増額するものでございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は68万2,000円の減額で、歳出の保険事業費の減額に伴い減額するものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は715万1,000円の減額で、歳出の総務費の人件費及び保険給付費等の減額に伴い減額するものでございます。また、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険財政調整基金繰入金は4,020万7,000円の減額で、国民健康保険税の増額に伴い、基金から取り崩す必要がなくなったため減額するものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は77万4,000円の減額で、人件費の実績等により減額するものでございます。

次に、第2款保険給付費は4,108万1,000円の減額で、被保険者数の減少及び過去の実績等を勘案して減額するものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分は、国民健康保険税の増額により財源の組替えを行うものでございます。

次に、第5款保健事業費、10ページ、11ページに移りまして、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費は107万4,000円の減額で、被保険者数が減少したことに伴い、当初に見込んだ受診者数も減少したことから減額するものでございます。

次に、第6款基金積立金、第1項基金積立金、第6目国民健康保険財政調整基金積立金は130万5,000円の増額で、国民健康保険税の増額により増額するものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第1目保険給付費等交付金償還金は36万2,000円の増額で、特別交付金の保険者努力支援分及び市町村特別調整交付金につきまして、令和5年度の額が確定し、超過分をそれぞれ返還するため増額するものでございます。

議案第14号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第2、議案第15号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,326万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,902万6,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第15号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,326万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8億4,902万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。歳入につきまして、6、7ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は1,537万9,000円増額で、第1目第1号被保険者保険料の現年賦課分が当初予算額と比較し多くなる見込みとなったため増額するもので、補正後の額を1億7,523万2,000円とするものでございます。

次に、第2款国庫支出金は871万3,000円の減額で、補正後の額を1億8,242万5,000円に、次に第3款支払基金交付金は3,483万6,000円の減額で、補正後の額を1億7,721万4,000円に、次に第4款県支出金は452万8,000円の増額で、補正後の額を1億2,688万8,000円とするもので、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金の交付決定に伴い、それぞれ補正するものでございます。

次に、第6款繰入金は962万6,000円の減額で、補正後の額を1億1,405万4,000円とするもので、第1項一般会計繰入金は、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金を減額するもの、第2項基金繰入金は、保険給付費等の実績見込みが減額するため、介護保険給付費支払基金から繰入れする必要がなくなったことにより、繰入額を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして、8、9ページを御覧ください。第2款保険給付費6,982万円の減額でございますが、10、11ページにかけて御覧ください。各目の費用実績見込みに合わせて増額、減額するものでござ

ざいます。

第4款地域支援事業費、第2項一般介護予防事業費40万円の減額でございますが、実績見込みに合わせて補正するものでございます。第3項包括的支援事業・任意事業費28万4,000円の増額でございますが、人事院勧告に基づく給与等改正により、地域包括支援センター職員の給与等を補正するものでございます。

12から13ページを御覧ください。第5款基金積立金3,666万8,000円の増額でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に当てるため、介護保険給付費支払基金への積立てを増額するものでございます。

なお、8から11ページまでの補正額がゼロの科目の補正額の財源内訳につきましては、歳入の繰入金等の補正に伴い、財源内訳の組替えを行うものでございます。

以上で議案第15号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第3、議案第16号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億3,500万円にしようとするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（柝原秀樹君） それでは、議案第16号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号) についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条ですが、歳入歳出予算それぞれ173万1,000円を減額し、予算の総額を1億3,500万円とするものでございます。補正内容につきましては、予算説明書よりご説明させていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。まず、上段の歳入でございますが、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は173万1,000円の減額で、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の減額に伴い、一般会計からの繰入金も同様に減額するものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、第1款総務費、第2項徴収費、第1目徴収費は、督促状等の作成費用に不足が見込まれるため、電算業務委託料を1万5,000円増額し、通信運搬費を減額するものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金は173万1,000円の減額で、保険基盤安定負担金の額の決定に伴い減額するものでございます。

議案第16号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の説明は以上でございます。

○議長(岩田 務君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(岩田 務君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(岩田 務君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(岩田 務君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長(岩田 務君) 日程第4、議案第17号 令和7年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第17号 令和7年度長瀬町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

令和7年度長瀬町一般会計予算、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。総額は、歳入歳出予算それぞれ40億6,953万円となり、前年度予算と比較し7億5,926万5,000円、22.9%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、各所属長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、議案第17号 令和7年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

令和7年度長瀬町一般会計・特別会計予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ40億6,953万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただきますものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。6ページの第2条、債務負担行為でございますが、総合振興計画等策定業務、その下、固定資産税基礎資料作成・航空写真撮影業務、その下、長瀬町障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務、その下、第10期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務は令和8年度まで、それぞれ限度額を770万4,000円、1,985万5,000円、408万9,000円、357万4,000円を設定するものでございます。

その下、中小企業経営対策資金利子補助の令和6年度融資分は、令和8年度から令和17年度まで、限度額212万1,000円を設定するものでございます。

次に、7ページ、第3表、地方債でございますが、起債の目的ごとにそれぞれ限度等を定めるものです。庁舎施設整備事業債2,380万円、社会福祉施設整備事業債90万円、上水道生活基盤施設耐震化事業出資債1億220万円、保健センター整備事業債380万円、通学路安全対策整備事業債5,580万円、道路新設改良事業債2,080万円、防災対策事業債3億2,320万円、社会教育施設整備事業債1,590万円、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円、以上により合計限度額5億8,140万円を予定しております。

次に、133ページをお開きください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄を御覧ください。左から、令和5年度末現在高は25億2,263万4,000円で、令和6年度末現在高見込額が23億8,693万円となっております。令和7年度中の起債見込額が5億8,140万円、元金償還見込額が3億2,175万1,000円ですので、その結果、令和7年度末現在高見込額は26億4,657万9,000円となり、令和5年度末に比べ1億2,394万5,000円の増となる見込みでございます。

なお、1、普通債の(7)、過疎対策債及び(10)、消防債は、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金の70%が、3、減税補填債、5、臨時財政対策債につきましては、その元利償還金の全額が算入される地方債でございます。

それでは次に、お配りしておりますA4縦の資料になります、令和7年度当初予算の概要の1ページをお開きください。1、予算規模でございますが、一般会計は40億6,953万円で、前年度と比べて7億5,926万5,000円の増額、22.9%の増となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計は57億2,391万4,000円で、前年度と比べ6億5,019万円の増額、12.8%の増となっております。

次に、2ページを御覧ください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。まず、1、町税、予算額7億9,180万円は、定額減税等の影響の減少及び入湯税の徴収開始により、前年度と比べて1,525万6,000円の増額、2.0%の増となっております。

2、地方譲与税から12、交通安全対策特別交付金は、主に令和6年度までの決算見込額、令和7年度の地方財政計画などから推計し、予算額を計上しているものでございます。そのうち、2、地方譲与税の予算額2,588万8,000円は、森林環境譲与税の交付額が増加する見込みであることから、前年度に比べて31万2,000円の増額、1.2%の増となっております。

また、11、地方交付税の予算額12億5,706万円は、地方財政計画における地方交付税の増額等を勘案し、前年度と比べて2,706万円の増額、2.2%の増となっております。

13、分担金及び負担金、予算額1,314万1,000円は、保育園保護者負担金や学校給食費の教職員負担分などを計上しているものであり、前年度と比べて4万9,000円の減額、0.4%の減となっております。

14、使用料及び手数料、予算額2,386万5,000円は、町営住宅使用料や各グラウンドの使用料、戸籍住民基本台帳発行手数料などを計上しているものであり、前年度と比べて122万6,000円の増額、5.4%の増となっております。

15、国庫支出金、予算額4億3,351万4,000円は、国庫補助対象工事費が増えることなどから、前年度と比べて6,505万9,000円の増額、17.7%の増となっております。

16、県支出金、予算額2億3,225万円は、参議院議員の選挙費兼委託金が皆増となることなどから、前年度と比べて2,742万9,000円の増額、13.4%の増となっております。

20、諸収入、予算額1億22万3,000円は、地方公共団体情報システムの標準化及び共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金が増えることなどから、前年度と比べて4,746万9,000円の増額、90.0%の増となっております。

21、町債、予算額5億8,140万円は、庁舎施設整備事業債、防災対策事業債の対象工事が皆増となることなどから、前年度と比べて4億660万円の増額、232.6%の増となっております。

22、繰入金、予算額3億4,546万7,000円は、歳入と歳出との不足額に充当するため、財政調整基金、減債基金を繰り入れるものであり、前年度と比べて1億6,823万3,000円の増額、94.9%の増となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要につきましてご説明申し上げます。4ページをお開きください。まず、目的別の歳出でございます。1、議会費、予算額3,722万5,000円は、前年度と比べて11万4,000円の増額、0.3%の増となっております。

2、総務費、予算額9億3,371万7,000円は、地方公共団体情報システムの標準化及び共通化に係る委託料の増加などにより、前年度と比べて1億7,906万3,000円の増額、23.7%の増となっております。

3、民生費、予算額10億1,928万9,000円は、介護、障害者関係の給付費の増加や児童手当の拡充などにより、前年度と比べて3,609万5,000円の増額、3.7%の増となっております。

4、衛生費、予算額5億5,031万7,000円は、生活基盤施設耐震化事業出資金の増加などにより、前年度と比べて3,085万4,000円の増額、5.9%の増となっております。

6、農林水産業費、予算額1,960万6,000円は、久喜市との森林環境譲与税活用連携事業を実施することなどにより、前年度と比べて419万9,000円の増額、27.3%の増となっております。

7、商工費、予算額3,491万5,000円は、周遊観光促進事業が完了したことなどにより、前年度と比べて324万1,000円の減額、8.5%の減となっております。

8、土木費、予算額2億3,845万3,000円は、道路法の規定に基づき5年に1度実施する橋梁点検事業が

皆増となることに加え、一定の工事量を確保したことなどにより、前年度と比べて5,814万1,000円の増額、32.2%の増となっております。

9、消防費、予算額5億2,640万5,000円は、役場庁舎内に設置する防災行政無線の操作卓及び町内各地に設置する子局の更新工事が皆増となることなどにより、前年度と比べて3億4,068万9,000円の増額、183.4%の増となっております。

10、教育費、予算額3億7,492万1,000円は、小中学校の児童生徒及び教職員に配付した情報端末機器の更新などにより、前年度と比べて1億524万3,000円の増額、39.0%の増となっております。

12、公債費、予算額3億2,935万5,000円は、前年度と比べて801万3,000円の増額、2.5%の増となっております。

次に、5ページを御覧ください。性質別の歳出の主なものにつきまして、概要をご説明いたします。1、人件費、予算額7億5,826万9,000円は、一般職給料や会計年度任用職員報酬の増などにより、前年度と比べて6,259万5,000円の増額、9.0%の増となっております。

2、物件費、予算額6億2,000万2,000円は、地方公共団体情報システム標準化及び共通化に伴う標準準拠システム関連業務委託料の皆増、町道の維持管理に係る委託料の増加などにより、前年度と比べて2億2,078万6,000円の増額、55.3%の増となっております。

3、維持補修費、予算額2,892万円は、道路の不具合箇所の修繕工事などの道路維持関連費用の減などにより、前年度と比べて136万9,000円の減額、4.5%の減となっております。

4、扶助費、予算額6億167万7,000円は、障害者関係の給付費の増加や児童手当の拡充などにより、前年度と比べて4,354万3,000円の増額、7.8%の増となっております。

5、補助費等、予算額8億9,600万7,000円は、踏切道拡幅工事の負担金の皆増などにより、前年度と比べて9,976万1,000円の増額、12.5%の増となっております。

6、普通建設事業費、予算額4億5,787万2,000円は、公共施設LED照明化工事や防災行政無線操作卓等の更新工事の皆増により、前年度と比べて3億2,754万7,000円の増額、251.3%の増となっております。

8、公債費、予算額3億2,935万5,000円は、借入金の元金、利子の償還費用であり、前年度と比べて801万3,000円の増額、2.5%の増となっております。

9、積立金、予算額2,760万円は、公共施設整備基金やふるさと長瀬応援基金等への積立てに関する費用であり、前年度と比べて44万3,000円の増額、1.6%の増となっております。

10、投資及び出資金、予算額1億4,610万8,000円は、秩父広域市町村圏組合水道局が実施する上水道事業への出資金の増により、前年度と比べて1,134万8,000円の増額、8.4%の増となっております。

11、貸付金、予算額100万円は、入学準備金及び育英奨学金の貸付金の費用であり、前年度と比べて96万円の減額、49.0%の減となっております。

12、繰出金、予算額1億9,767万6,000円は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の減少により、前年度と比べて1,244万7,000円の減額、5.9%の減となっております。

以上が令和7年度の一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課の主な事業につきまして、令和7年度長瀬町一般会計予算説明書によりご説明いたします。最初に、企画財政課で所管しています主な事業につきましてご説明いたします。

まず、予算書の40ページ、41ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算額385万7,000円は、前年度と比べて47万7,000円の増額となっております。こちらは、「広報な

がとろ」の発行に係る費用や、公式マスコットキャラクターの新規イラスト制作費用、児童生徒による子ども広報紙の作成に係る費用を計上しているものでございます。

第3目財政管理費、予算額113万5,000円は、前年度と比べて6,000円の減額となっております。こちらは、財政関係の図書の購入費や統一的な基準による財政書類等を作成するために必要となる連結財務書類作成システム使用料、町が所有する財産を管理する固定資産管理システム利用料を計上しているものでございます。

第6目財産管理費、予算額6,313万4,000円は、前年度と比べて2,480万5,000円の増額となっております。当該目で計上している予算は、庁舎の光熱水費や保守点検などの維持管理、公有財産及び物品管理などに係る経費でございます。

42、43ページを御覧ください。第14節工事請負費3,058万2,000円は、秩父警察署長瀬交番裏の本野土地内にある井戸の取壊し、庁舎内高圧ケーブルに係るP A S 開閉器の交換、定期点検で交換が必要とされた空気調和機の修繕工事を新たに実施するものでございます。

第14節工事請負費の下から2番目、庁舎前駐車場整備工事58万5,000円は、庁舎前駐車場内の案内表示、駐車区分、停止線等の引き直し等を実施するものでございます。その下、公共施設L E D 照明化工事（庁舎分）2,650万5,000円は、令和9年末に控える蛍光灯の生産終了に対応するため、庁舎の照明灯をL E D 化する工事を実施するものでございます。

44、45ページを御覧ください。第11目減債基金費、予算額22万8,000円は、基金利子分を基金へ積み立てるものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、予算額1,678万7,000円は、ふるさと長瀬応援寄附金額から返礼品等の経費を除いた金額を基金に積み立てるものでございます。寄附金額を3,100万円で見込み、そのうち返礼品等の経費を1,424万5,000円で見込んだことから、基金利子3万2,000円と合わせて基金積立額を1,678万7,000円とさせていただきます。

46、47ページを御覧ください。第13目公共施設整備基金費、予算額1,000万円は、今後の公共施設整備に備えて基金へ積み立てるものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、予算額1億6,188万8,000円は、前年度と比べて7,172万円の増額となっております。当該目で計上している予算は、住民、税務、財務の基幹系システムや総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの管理費用や、ふるさと納税事業経費のほか、定住促進住宅取得補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などでございます。

第7節報償費1,052万円は、ふるさと納税返礼品代などでございます。

第11節役務費839万5,000円、手数料456万5,000円のうち348万5,000円は、ふるさと納税システムの利用手数料でございます。

第12節委託料5,922万7,000円のうち上から5番目、企業版ふるさと納税募集業務委託料40万円は、企業版ふるさと納税による寄附企業を募ることを目的に、成功報酬型業務委託を実施するものでございます。

その下、第6次長瀬町総合振興計画等アンケート調査業務委託料610万5,000円は、令和8年度末に期限を迎える第5次長瀬町総合振興計画の次期計画を策定するために、町民へのアンケート調査を実施するものでございます。

その下、標準準拠システム関連業務委託料4,063万8,000円及び中間サーバー次期システム移行作業委託料165万円は、いずれも地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年度中に情報

システムの標準化を実施する必要があることから、基幹事務処理に利用するシステムの標準化及び関連サーバーへの移行を実施するものでございます。

その下、旧長瀬第二小学校活用検討支援業務委託料553万3,000円は、旧長瀬第二小学校活用検討委員会の運営補助を中心に、旧長瀬第二小学校の活用検討に関する支援を導入するものでございます。

第13節使用料及び賃借料3,725万1,000円のうち、下から2番目、標準化システム利用料772万2,000円は、基幹系業務システムの標準化に伴い、新たにガバメントクラウドサービスを利用するための費用でございます。

その下、標準化サーバーリース料487万6,000円は、情報システムの標準化に伴い新たなネットワークサーバーを使用する必要があることから、サーバーのリースを開始するための費用でございます。

48、49ページを御覧ください。第17節備品購入費298万9,000円は、情報システムの標準化に係るガバメントクラウドと町のネットワークサーバーを接続するために必要なI P C O M等のネットワーク機器を購入するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金4,240万9,000円のうち、一番下の地域活性化起業人負担金560万円は、町の情報施策を推進するに当たり情報システムの標準化をはじめとした業務に従事してもらうため、地域活性化起業人として民間企業からの人材を受け入れるために必要な負担金でございます。

56、57ページを御覧ください。第6項統計調査費522万4,000円は、前年度と比べて276万4,000円の増額となっております。

第2目人口統計調査費、予算額518万9,000円は、国勢調査の実施に係る費用が主なものでございます。

少し飛びまして、122、123ページを開きください。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、予算額3億2,175万1,000円は、前年度と比べて785万2,000円の増額となっております。また、第2目利子、予算額760万4,000円は、前年度と比べて16万1,000円の増額となっております。これらは、説明欄に記載している各借入先に対して、町債の元金及び利子を償還するものでございます。

以上で令和7年度長瀬町一般会計当初予算の概要と企画財政課関係の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、総務課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算額5億6,483万4,000円で、前年度比3,344万5,000円の増となっております。

主な内容でございますが、第1節報酬の総務事務職員報酬は、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。障害者の雇用促進を図るため、1名の障害者を雇用していましたが、障害者の法定雇用率の引上げに伴い、さらにもう一名の障害者を雇用するものでございます。その他もう一名は、一般事務職員を雇用するものでございます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費は、町長、副町長の特別職給と一般職員66名、再任用短時間勤務職員2名の一般職給、その他各種手当や共済組合へ支払う負担金などでございます。なお、教育長と教育委員会事務局職員10名、再任用短時間勤務職員2名、特別会計一般職員5名分の給与については別途予算措置されておりますので、含まれておりません。

また、議会議員や一般会計特別職、一般職の給与等の明細につきましては、給与費明細書として予算書

の124ページから131ページにかけて記載してございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても各予算書の最後に記載してございますので、後ほど御覧ください。

第10節需用費は、公用車17台の管理経費として、燃料費や修繕費などがございます。

次の38、39ページを御覧ください。第11節役務費の通信運搬費は、行政文書の郵送料で、手数料は公用車の車検点検費用や任意保険料などがございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文点検業務及び適性検査業務委託料、職員健康診査業務委託料などがございます。新規としては、町長車運転業務を業者に委託する運転管理業務委託料、公文書の管理についてコンサルタントによる巡回指導等を実施するためのファイリングシステム維持管理指導業務委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料でございますが、各種ソフトウェアの使用料のほか、新規としまして人事関連業務の効率化を図ること及び正確性を確保することを目的とし、多様化する働き方への対応を促進するため、勤怠管理システムを導入するための使用料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金や特別職、一般職員の退職手当負担金のほか、加盟団体への会費負担金と共催後援事業補助金のほか、新規としまして郡町村会視察研修負担金、県町村会町村職員先進地視察研修負担金を計上しております。

次に、42、43ページを御覧ください。第8目交通安全対策費は、予算額71万6,000円で、前年度比11万1,000円の減となっております。主な内容は、交通指導員の被服費、委託料など活動経費のほか、交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体に対する会費補助金を計上してございます。

次に、44、45ページを御覧ください。第9目自治振興対策費は、予算額485万9,000円で、前年度比228万5,000円の増となっております。

第10節需用費の消耗品は、LED防犯灯の購入費用、光熱水費は防犯灯935基の電気料、第11節役務費の手数料は、防犯灯の交換費用、第18節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区が行う地域振興対策事業への補助金を計上してございます。

第10目諸費は、予算額738万4,000円で、前年度比12万6,000円の減となっております。

第12節委託料は、円滑な行政事務を推進するため、各行政区の正副区長への業務委託料及び区長回覧配付委託料及び町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金でございますが、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金、補助金を計上してございます。

第19節扶助費は、犯罪被害に遭われた被害者及びその遺族に対して支払う条例で定めている見舞金を計上してございます。

次に、52、53ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は、予算額47万1,000円で、前年度と同額となっております。通常選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトウェアの使用料でございます。

次に、54、55ページを御覧ください。第2目町長選挙費は、予算額948万9,000円で、6月29日執行の町長選挙に係る経費でございます。

次の56、57ページにかけてになりますが、第3目参議院議員選挙費は、予算額1,006万3,000円で、7月28日任期満了の参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、98、99ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は、予算額1億7,237万9,000円で、前年度比698万5,000円の増となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合への常備消防に係る負担金と、秩父消防署北分署の敷地代に係る皆野町への負担金を計上しております。

次に、第2目非常備消防費は、予算額1,376万6,000円で、前年度比97万4,000円の増となっております。非常備消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節報酬は消防団員への年額報酬のほか、火災、災害時に出動した場合に支払う出動報酬を計上してございます。

第7節報酬費は、退職団員への退職報酬金や消防団特別点検時の表彰記念品代で、第8節旅費は、火災予防活動等に対する出動警備手当及び訓練や講習会へ出席した場合の費用弁償でございます。

第10節需用費は、団員へ支給する手袋などや消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車や可搬ポンプの修理代など、第11節役務費は、消防車両の車検点検代の手数料や任意保険料など、第17節備品購入費は、消防車、可搬ポンプのバッテリーの購入及び新入団員へ貸与する活動服などを購入するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金、消防団運営のための交付金のほか、新規としまして消防車の運用を行うために必要な準中型免許の取得を促進するため、取得を希望する団員に補助金を交付いたします。

次に、第3目消防施設費は、予算額91万1,000円で、前年度比186万6,000円の減となっております。消防団詰所、コミュニティ消防センターや消火栓など消防施設の維持管理の経費で、第10節需用費は、各詰所などの光熱水費や修繕費でございます。

次の100ページ、101ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、消火栓の維持管理に係る経費を秩父広域市町村圏組合水道局に支払うものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算額3億3,934万9,000円で、前年度比3億3,459万6,000円の増となっております。

第10節需用費は、アルファ米などの食料や保存用飲料水、乳児用固形ミルク、液体ミルクなどの災害用備蓄品、防災行政無線機器の消耗品、電気料、施設修繕費などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、災害時優先電話や防災行政無線の専用回線使用料等でございます。

第12節委託料は、防災行政無線設備保守点検委託料のほか、新規としまして埼玉県からの緊急防災情報等を受信するための重要な設備である県の衛星系防災行政無線機器が再整備されるに当たり、今まで一体で利用していたJアラート用のアンテナを分離する必要が生じていることから、その分離業務に係る委託料を計上してございます。

第14節工事請負費は、新規としまして、大規模災害情報や緊急情報の発信手段である町の防災行政無線が老朽化により今後の保守管理が難しくなっていることから、故障等による情報伝達への支障を未然に防止するため、役場庁舎内の防災無線操作卓及び町内各地に設置する子局の全面更新をしたいため、更新に係る工事請負費を計上してございます。

なお、この工事請負費につきましては、先ほど説明しました埼玉県防災行政無線Jアラートアンテナ分離事業委託料と合わせまして事業費の全額に充当することができ、元利償還金の70%が交付税措置される緊急防災・減災事業債が活用できる事業となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、行政区の自主防災組織が行う訓練や資機材整備などに対する補助金

を計上しているほか、新規としまして埼玉県が実施する県の衛星系防災行政無線機器の再整備に係る費用について、町がその一部を負担する必要があるため、県より依頼のあった金額を計上しております。

以上で総務課関係の主な事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、税務会計課長、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、税務会計課関係の主な歳入歳出につきましてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算書の12、13ページを御覧ください。初めに、町税でございますが、第1款町税、第1項町民税、第1目個人は、予算額2億9,208万6,000円で、定額減税による影響も少なく通年どおりの予算が見込めることから、前年度と比較して1,665万7,000円の増額、6.0%の増となっております。

次に、第2目法人は、予算額2,635万1,000円で、製造業の一部法人について法人税割が減少傾向にあるため、前年度と比較して151万9,000円の減額、5.5%の減となっております。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税は、予算額4億531万円で、大規模償却資産の減価償却があるものの、新增改築による課税標準額の増加などにより、前年度と比較して34万5,000円の増額、0.1%の増となっております。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金は、予算額150万2,000円で、評価替えの基準年度の翌年、第2年度から県の交付金の算定に適用する固定資産税の価格が変更となります。主に県営住宅の土地、家屋と射撃場の土地の台帳価格が下落した影響により、前年度と比較して8万3,000円の減額、5.2%の減となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割は、予算額2,994万4,000円で、乗用の軽4輪において旧税率から税率の高い新税率への車両の買換えが引き続き増加傾向にあるため、前年度と比較して70万6,000円の増額、2.4%の増となっております。

次に、第2目環境性能割は、予算額156万6,000円で、燃費性能が高い車両への買換えが一定数あるため、前年度と比較して9万7,000円の増額、6.6%の増となっております。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税は、予算額3,354万7,000円で、健康志向が高まっており、前年度と比較して244万1,000円の減額、6.8%の減となっております。

次に、第5項入湯税、第1目入湯税は、地方税として法律に定められている法定目的税で、町内の温泉施設の事業所が入湯客から入湯税を預かり、町に納入するものでございます。予算額は149万4,000円で、4月から賦課徴収を行います。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。予算書の40、41ページを御覧ください。中段の第5目会計管理費は、会計業務全般に係る経費で、予算額159万4,000円、前年度と比較して12万4,000円の減額となっております。

第11節役務費の手数料131万7,000円は、公金の支出に関する振込データの伝送や振込手数料、電話料や光熱水費等の口座振替の利用料などの費用でございます。

少し飛びまして、48ページ、49ページを御覧ください。中段の第3項徴税費、第1目税務総務費は、税務事務の管理的業務のほか、e-Taxとの連携に係る利用料、各種税務関係団体への負担金や補助金等、税務業務全般に係る経費で、予算額125万3,000円、前年度と比較して24万2,000円の増額となっております。

す。

第2目賦課徴収費は、町税の適正かつ公平な課税と徴収を行い、安定した財源を確保するための賦課及び徴収に係る経費で、予算額3,610万1,000円、前年度と比較して562万8,000円の増額となっております。

第11節役務費の手数料134万2,000円は、口座振替手数料、軽自動車関係の情報提供サービス利用料、コンビニ収納手数料などの費用でございます。

50、51ページを御覧ください。第12節委託料の固定資産税基礎資料作成業務委託料521万4,000円は、次回の評価替えに向けた土地の評価に係る調査等を行うための費用でございます。新規の標準宅地鑑定評価業務委託料の491万3,000円は、次回の評価替えに向けた標準宅地の鑑定評価を行うための費用でございます。

その下の新規の個人住民税申告の電子化に係る導入支援業務委託料の33万円は、個人住民税の電子申告を円滑に行うためのシステム改修に要する費用でございます。

その下の新規のペイジー口座振替受付サービス導入事業委託料の110万円は、町税の口座振替申込手続を金融機関へオンラインで行うための費用でございます。

その下の新規の税務手数料の申告・申請手続のデジタル化に係る団体連動試験等委託料の22万円は、eL TAXによる固定資産税及び軽自動車税、国民健康保険税の申告や申請手続のデジタル化のため、当町の基幹系システムを連動させるための費用でございます。

その下の新規の住民税システム及び給付金システム改修業務委託料の51万5,000円は、令和6年度に実施した調整給付において給付額が不足した方に追加給付を実施するため、各システムの改修を行う費用でございます。

その下の新規の預貯金取引照会連携機能導入業務委託料の22万円は、滞納者の預貯金調査に関するデータをシステム連携するための費用でございます。

第13節使用料及び賃借料の1,129万円は、賦課及び徴収業務の効率化を図る上で必要不可欠な税目ごとのシステムをはじめ、法務局における登記情報を電子で取り込むためのシステム、地方税の電子申告や電子納税を受け付けるためのシステム、コンビニ収納システム等のソフトウェアの利用に要する費用でございます。

新規の家屋評価システムライセンス更新料の220万円は、家屋評価の算定に使用している家屋評価システムのライセンス更新に要する費用でございます。

税務会計課関係の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、町民課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の50ページ、51ページを御覧ください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費の3,344万1,000円でございますが、戸籍法及び住民基本台帳法等に基づく事務処理及び各種証明書の発行、マイナンバーカードの発行及び更新のほか、これらの業務を行うために必要なソフトウェア及びハードウェアに関する費用でございます。

第1節報酬、第3節職員手当の期末勤勉手当、第4節共済費及び第8節旅費の費用弁償は、マイナンバーカードの新規取得や電子証明書の更新などで窓口来庁者が増加することが見込まれるため、会計年度任用職員を雇用するための費用でございます。

次のページに移りまして、52ページ、53ページを御覧ください。12節の委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム等におけるハードウェアの保守委託に要する費用のほか、新規の戸籍法改正に伴う振り仮名通知書作成業務委託料252万9,000円は、戸籍法が改正され戸籍に振り仮名を追加し、その内容を戸籍の筆頭者に通知することとなったため、通知書を作成する業務を委託するものでございます。

同じく、新規の戸籍システム標準化 I P C O M 設定変更事務事業委託料は55万円で、戸籍情報システムを接続した際にネットワーク機器においてサーバーへの負荷分散機能を搭載した I P C O M の設定費用が必要となることから、当該業務を委託するものでございます。

同じく、新規の戸籍情報・附票システム標準化・共通化に係るシステム改修業務委託料899万8,000円は、令和8年度までに共通した仕様に基づいた標準化に移行する必要があるため、現在使用している戸籍クラウドネットワーク及び戸籍情報システムの改修を委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料1,258万5,000円は、戸籍クラウド及び住民基本台帳ネットワークなどのハードウェアのリース料のほか、戸籍クラウド、住民基本台帳、コンビニ交付サービスなどのシステムの利用料でございます。

次に、64ページ、65ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費の7,111万6,000円のうち、19節扶助費1,758万4,000円は、重度心身障害者及びひとり親家庭等に対して医療費の一部を支給するものでございます。

第27節繰出金5,281万4,000円は、国民健康保険財政を円滑に運用するに当たり、法定負担分等を国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

第4目老人保険費の1億2,390万9,000円のうち、次のページに移りまして、66ページ、67ページ上段を御覧ください。18節負担金、補助及び交付金9,232万7,000円は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定負担分に要する費用でございます。

第27節繰出金3,109万円は、法定負担分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、70ページ、71ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第2目児童扶助費の2,105万7,000円のうち、第19節扶助費2,032万1,000円は、乳幼児、児童及び生徒にかかった医療費の一部を保護者に支給するものでございます。

次のページに移りまして、72ページ、73ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費の253万7,000円でございますが、狂犬病予防注射、散乱ごみ及び不法投棄対策、ごみゼロ運動などに要する費用でございます。

第12節委託料の環境美化業務委託料190万円は、ごみの散乱が多い場所の清掃、不法投棄の見回り、廃棄物の撤去、ごみゼロ運動で回収されたごみの運搬などの業務を委託するものでございます。

第2目環境衛生費の1,302万3,000円のうち、18節負担金、補助及び交付金1,220万6,000円は、秩父広域市町村圏組合の火葬業務である秩父斎場の運営に要する町負担分の費用でございます。

次のページに移りまして、74、75ページを御覧ください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費の5,466万2,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集及び運搬処理業務に要する町負担分の費用でございます。

第2目し尿処理費の2億6,923万8,000円でございますが、皆野・長瀬下水道組合の下水道事業及び浄化槽事業及び秩父広域市町村圏組合のし尿処理事業に要する町負担分の費用のほか、新規の生活排水処理基本計画策定見直し業務委託料383万9,000円は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成28年3

月に策定した長瀬町生活排水処理基本計画の計画期間が令和7年度で終了することから見直しを行い、次期計画を作成するものでございます。

第3項上水道費、第1目上水道費の1億4,013万5,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合の上水道事業に要する町負担分の費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域水道局の職員の児童手当分、簡易水道の起債の償還に係る元金の利息分、令和3年度の料金改定時における激変緩和措置として令和7年度までの高料金対策分、令和元年の台風で被災した施設などの災害復旧事業債の償還に係る元金の利息分をそれぞれ補助するものでございます。

次のページに移りまして、76、77ページを御覧ください。第23節投資及び出資金は、施設の整備における工事費用分、簡易水道の起債に係る償還分、令和元年の台風で被災した施設などの災害復旧事業債に係る償還分に対して、それぞれ出資金として支出するものでございます。

町民課関係の主な事業は以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福祉介護課長、お願いします。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 続きまして、福祉介護課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費2億8,585万8,000円でございますが、障害者自立支援給付費事業、障害児入所等給付事業、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員活動費等団体への補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理などに関する経費でございます。

第1節報酬は、令和7年度に策定を予定している地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る事項を協議する健康福祉推進委員会委員15名分の報酬と、民生委員が改選を迎えることから民生委員候補者を県知事に推薦する民生委員推薦会委員7名分の報酬を計上しております。

第10節需用費の光熱水費は、世代間交流支援センターの電気、水道代を計上しております。

第11節役務費は、障害者自立支援給付に係る審査支払手数料や主治医意見書作成手数料などが主なものでございます。

第12節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料や手話通訳及び要約筆記者委託料、世代間交流支援センター警備業務委託料などのほか、避難行動要支援者名簿システム改修委託料、5年ごとに策定する地域福祉計画等策定業務委託料、令和8年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査業務委託料、障害者サービスの報酬請求コードの修正に伴うシステム改修委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、障害者福祉に関するシステム利用料、ひのくち館のAEDリース料、行旅

死亡人の手続に関わる火葬場等の使用料のほか、障がい者福祉システムWEL+（ウエルタス）利用料として、既存の障害者福祉システムを国が進める標準化に対応したシステムに切り替えてリースをするものでございます。

第14節工事請負費の公共施設LED化照明化工事は、世代間交流センターの照明器具をLED化するための工事費を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、次のページ、62、63ページにかけてでございますが、障害者自立支援給付費事業の介護給付費、訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、自立支援医療費負担金など障害福祉サービスを利用した際の給付費のほか、秩父都市1市4町で設置している相談支援事業、地域活動支援センター事業、基幹相談支援センター事業などの負担金や、障害者差別解消法事業負担金、自立支援審査会負担金、民生児童委員活動費等補助金、社会福祉協議会、シルバー人材センター、元気と安心お助け隊への運営費補助金や障害者等に支給する各種補助金などがございます。

新規としまして、医療的ケア児（者）受入支援事業補助金は、基準該当障害福祉サービス事業所における医療的ケア児者を受入れしやすい体制を構築するために、医療的ケア児者を受け入れた際に生活介護サービス費等の差額を事業所に補助する事業を秩父地域1市4町で足並みをそろえて始めるものでございます。

また、秩父地域登録手話通訳者派遣事業負担金は、聴覚障害者に秩父地域1市4町で設置した手話通訳者登録審査会において、試験に合格した秩父地域限定の手話通訳者を派遣するため、審査会に係る負担金を計上しております。

第19節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具給付や補装具費等を計上しております。

第2目老人福祉費679万4,000円でございますが、在宅高齢者等に対する事業、老人保護措置事業や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

64、65ページを御覧ください。第12節委託料は、緊急通報システム管理委託料や老人保護措置委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、緊急通報システム機器借上料と特別養護老人ホームながとろ苑の土地借上料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金、地域包括支援センター職員基礎研修負担金や、緊急通報システムの電話回線の入替えに伴う初期導入工事費用負担金などを計上しております。

66、67ページを御覧ください。第5目介護保険費1億1,476万7,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

第19節扶助費は、新規としまして、聴力が低下し日常生活に支障を来している高齢者に対し、よりよいコミュニケーションを確保し、社会参加を促進することを目的に、補聴器購入に対して1人3万円を上限に助成金を交付する高齢者補聴器購入費助成金を計上しております。

第27節繰出金は、介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分に係る繰出金で、1億1,377万2,000円を計上しております。

以上で福祉介護課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、健康こども課長、お願いたします。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君）　続きまして、健康こども課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書66、67ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億9,554万3,000円でございますが、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬の管理運営や児童手当などに関する経費でございます。

第1節報酬は、パートタイム会計年度任用職員である放課後児童クラブ指導員や子育て支援員、子ども家庭総合支援拠点支援員報酬や要保護児童対策地域協議会委員報酬などを計上しております。

第2節給料は、フルタイム会計年度任用職員である子育て支援員の給料を計上しております。

第3節職員手当は、会計年度任用職員の期末手当等を計上しております。

第7節報償費は、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

次に、68、69ページを御覧ください。第10節需用費は、多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費や施設修繕費などを計上しております。

第12節委託料は、説明欄2行目、保育所施設型給付費1億7,554万9,000円、認定こども園施設型給付費5,094万9,000円、民間委託している児童クラブへの委託料である放課後児童健全育成事業委託料828万円のほか、多世代ふれ愛ベース長瀬のシルバー人材センターへの土曜日の施設管理と清掃業務委託料57万5,000円などを計上しております。

産後ケア事業委託料につきましては、令和6年度まで衛生費の母子保健事業に予算計上していたものですが、7年度から子ども・子育て交付金の対象事業となり、民生費に組み替えております。

新規事業といたしまして、児童手当システム標準化に伴う改修業務委託料32万8,000円を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、子ども・子育て支援システム等の利用料、児童クラブ等のAEDリース料などを計上しております。

新規事業の子育て支援アプリ使用料でございますが、このアプリは令和5年度に導入し、無償で活用しておりましたが、ライセンス使用料が発生することとなり、新規事業として計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、延長保育や一時預かり事業費補助金、70、71ページに移りまして、説明欄1行目の子育て支援金などを計上しております。

新規として計上しております低年齢児保育促進・障害児保育事業費補助金でございますが、県の補助金である安心・元気！保育サービス支援事業費補助金の名称が変更となったことに伴うものです。

その下段の新規事業、妊婦のための支援給付金でございますが、出産・子育て応援給付金として衛生費の母子保健事業として計上しておりましたが、制度の名称変更と給付の対象内容の変更があり、出産の際の給付は妊娠している子供の人数に対応した給付金の金額とし、子ども・子育て交付金の対象事業となったことから、民生費に組み替えて新規事業としております。

第19節扶助費は、児童手当などを計上しております。

次に、72、73ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費2,428万7,000円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会負担金などに関する経費でございます。

74、75ページを御覧ください。第12節委託料の健康管理システム改修業務委託料でございますが、マイナンバー情報連携体制の整備のための改修が必要となり計上しております。

第14節工事請負費は、環境対策事業として、町公共施設LED照明化工事による保健センターに関わる工事費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金464万7,000円、ちちぶ医療協議会への負担金1,000万円などを計上しております。この負担金は、秩父地域の医療の充実のための負担金であり、救急医療、産科医療をはじめとする医師、助産師、看護師等の派遣事業や、救急医療病院への補助金として活用されます。

また、新規事業として、新型インフルエンザ行動計画策定委員会負担金がありますが、秩父地域1市4町合同で計画を策定し、専門的意見を聞くための委員会を開催するため負担金を計上しております。

76、77ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費4,643万5,000円でございますが、各種がん検診、人間ドック助成、妊産婦健診、乳幼児健診、各種予防接種などに関する経費でございます。

第1節報酬、第8節旅費については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わる専門職のパートタイム会計年度任用職員に関わる費用を計上しております。

第7節報償費は、事業実施に伴います医師、看護師、管理栄養士、理学療法士などへの謝金でございます。

第11節役務費は、各種がん検診の実施通知や検診結果通知の郵送料などを計上しております。

第12節委託料は、78、79ページにかけてとなりますが、各種がん検診、人間ドック、妊産婦健診、各種予防接種に伴う医療機関等への委託料や生活困窮者に対する健康診査業務委託料などを計上しております。

後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドックの補助額につきましては、2万5,000円から2万8,000円に増額しております。

また、新たに実施する男子HPVワクチン予防接種委託料や、7年度から定期接種として開始される带状疱疹予防接種委託料についても計上しております。男子HPVワクチン接種についてでございますが、HPVとは、ヒトパピローマウイルスの略であり、このウイルスに感染することで発症する子宮頸がんを予防するワクチンとなります。10代前半の男性にワクチン接種をすることで、男性のヒトパピローマウイルス関連のがんである肛門がんや咽頭がんなどへの予防に効果があり、男性を経由したウイルスの感染から女性への感染を守ることとなり、結果、子宮頸がんの予防にもつながります。こうしたがんを予防できるワクチンを任意接種として7年度から開始いたします。

第18節負担金、補助及び交付金は、人間ドックや予防接種などを契約外医療機関で受診した場合の補助金、不妊治療や不育症治療費補助金などを計上しております。

新規事業として、遠方の分娩施設で出産する必要がある方への交通費と宿泊費を支援する補助金についても計上しております。この事業は、自宅または里帰り先から最寄りの分娩施設までおむね60分以上の移動期間を必要とする妊婦に対して交通費を助成し、出産時の入院前に分娩施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合には宿泊費を助成することで、妊婦の経済的負担の軽減をする事業でございます。

第19節扶助費ですが、未熟児療育医療費を計上しております。

衛生費については以上となります。

次に、96、97ページを御覧ください。第8款土木費、第4項公園費、第1目公園管理費の第14節工事請負費129万7,000円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬にあります本野上地区公園に遊具を設置する工事費用となります。公益社団法人ライフスポーツ財団から子ども活動支援金をいただき、ブランコ、リ

ング遊具を新たに設置するものでございます。

次に、110、111ページを御覧ください。下段になりますが、第10款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、第18節負担金、補助及び交付金15万5,000円でございますが、幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援法の対象とならない認定こども園に移行していない幼稚園の施設等利用給付費を計上しております。

以上で健康こども課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、産業観光課長、お願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 続きまして、産業観光課関係の主なものにつきまして、お手元の予算説明書に基づきご説明いたします。

初めに、労働費関係でございますが、予算説明書の80、81ページを御覧ください。上段の第5款労働費、第1項労働者費、第1目労働諸費の予算額27万7,000円は、労働者の雇用の安定と拡大を図るための経費で、説明欄の労働関係団体への補助金や負担金等でございます。そのうち、新規の中小企業等奨学金返還支援補助金18万円は、全国的な人手不足が続く中、地域内企業の人材確保と若者の地元就職の促進及び負担軽減を図るため、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等に対し、補助金を支給するものでございます。

次に、農林水産業費関係でございますが、82、83ページを御覧ください。上段の第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算額394万円は、農業委員会の全般的な運営事業をはじめ、農地利用の最適化や農業者年金の加入促進などの受託事務、ふるさと農園の維持管理を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第1節報酬の239万8,000円は、農業委員13名分と農地利用最適化推進委員4名分の委員報酬でございます。

第13節使用料及び賃借料の11万円は、農業委員研修会時のバス借上料9万9,000円と、農業委員用のタブレット端末2台分のMDM利用料1万1,000円でございます。

第17節備品購入費の38万5,000円は、市民農園の管理のための経費で、自走式草刈り機1台と背負い噴霧機1台を購入するものでございます。

中段下の第2目農業総務費の予算額50万1,000円は、各種協議会等の活動の推進を図るための経費で、説明欄の農業関係団体への補助金や負担金等でございます。そのうち、新規の秩父地域農業再生協議会負担金5万5,000円は、秩父地域農業再生協議会が導入した水田の管理に必要なシステムの運用の負担金でございます。

下段の第3目農業振興費の予算額677万5,000円は、農作物の生産者や生産団体、新規就農者等の育成支援をはじめ、遊休農地対策や有害鳥獣対策など、町の総合的な農業振興を図るための経費でございます。

主なものといたしましては、第7節報償費の報償金3万円は、有害鳥獣対策に関する研修会開催に伴う講師謝金でございます。

84、85ページを御覧ください。上段の第12節委託料の190万円のうち、有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣の捕獲及び駆除を北秩父猟友会長瀬支部に委託するものでございます。

その下の宝登山地域周辺維持管理業務委託料150万円は、花の里や野土山、宝登山園地四季の丘の除草作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の13万9,000円は、花の里の敷地として借用している土地借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の452万5,000円のうち、説明欄中段の農業振興支援事業補助金の200万円は、地域農業の振興を図るため、新規就農、規模拡大、新規作物の導入、遊休農地の耕作再開をする方を対象に助成するものでございます。

説明欄の下の新規の新規就農総合支援事業費補助金の150万円は、次世代を担う農業者の育成確保に向けた取組を総合的に支援するものであり、令和6年度に続き、新規就農総合支援事業費県補助金の対象となる7名分の補助金を町を経由して交付するものでございます。

中段の第2項林業費、第1目林業総務費の予算額107万9,000円は、森林緑化事業や宝登山四季の丘の維持管理など、森林保全のための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の宝登山四季の丘管理業務委託料40万円は、宝登山山頂のロウバイ植栽地及び遊歩道の除草作業等を宝登興業に委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万2,000円は、宝登山四季の丘の用地として借用している共有林土地の借上料でございます。

第15節原材料費の工事材料費15万3,000円のうち13万6,000円は、緑の募金緑化事業を活用して植栽するロウバイの苗木代等でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の31万9,000円のうち、説明欄の最後の緑の少年団活動費補助金の17万円は、緑の少年団活動に参加する一小と中学校へ補助金を交付するものでございます。

下段の第2目農林振興費の予算額460万1,000円は、森林環境譲与税を主な財源として、森林の持つ公益的機能の向上と、木材利用の促進や普及啓発等を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の松くい虫予防薬剤注入業務委託料49万円は、野土山の松19本に松くい虫の予防薬剤を樹幹注入するものでございます。

続いて、新規の森林環境譲与税活用連携事業委託料174万円と、86、87ページを開いていただき、第14節工事請負費の139万9,000円のうち、新規の森林環境譲与税活用連携事業看板作成・設置工事66万円は、森林法、森林経営管理法に基づき、森林の持つ公益的機能の向上のため、都市部市町村の森林環境譲与税の活用連携により、町の森林整備及び都市部との交流を図るための事業であり、都市部の市町村と森林整備の協定を締結することにより森林整備等に必要な費用を負担してもらい、都市部の方が長瀬町を訪れて森林環境学習していただくものでございます。長瀬町といたしましては、令和6年12月に久喜市と長瀬町との森林整備に関する連携協定を締結しました。協定は令和11年度までであり、令和7年度は山林の下草刈り、植樹等のイベントを実施する予定でございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事73万9,000円は、前年度に引き続きロウバイ園内の遊歩道沿いにある腐食した木製土留めの改修工事を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の84万円は、秩父管内の各市町の森林整備のための補助金の交付事務等を行っている秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。

中段の第3目林道費の予算額270万9,000円は、町が管理する森林管理道5路線の維持管理を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の林道除草等業務委託料の40万円は、林道の除草作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

新規の林道葉原線・葉原支線側溝清掃業務委託料の218万7,000円は、林道葉原線・葉原支線の側溝清掃

を行うものでございます。

次に、商工費関係につきましてご説明いたします。88、89ページを御覧ください。上段の第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算額931万1,000円は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の消費生活相談業務委託料48万3,000円は、消費生活被害の改善、向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市へ委託するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の880万5,000円のうち、小規模事業指導費補助金の500万円は、補助金交付要綱に基づき小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業者の経営または技術の改善、発達に資する事業を行う商工会に対し、補助金を交付するものでございます。

その下の中小企業融資制度資金借入利子補給金の350万5,000円は、町内の中小企業が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を町が負担するものでございます。

説明欄最後のリノベーション等創業支援事業補助金の30万円は、町内にある建物を利用して、新規に事業を開始する法人または個人に対し、新築、増築または改修に要する経費の一部を助成するものでございます。

中段の第2目観光費の予算額2,560万4,000円は、観光施設の維持管理をはじめ、インフォメーションや観光団体への助成など、観光振興を推進するための経費でございます。

主なものといたしましては、第11節役務費の手数料62万円のうち54万4,000円は、北桜通りと宝登山並木参道の桜の危険木の処理作業に係る手数料でございます。

第12節委託料の1,283万9,000円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の356万2,000円につきましては、今までは観光用公衆トイレの清掃作業を観光協会を中心に委託しておりましたが、業務委託の見直しを行い、清掃業者に4か所、清心会に3か所の委託をするものでございます。

続いて、観光情報館指定管理業務委託料の390万円は、指定管理者である一般社団法人長瀬町観光協会に観光情報館の指定管理業務を委託するものでございます。

続いて、花の植栽業務委託料38万2,000円と、新規の花管理業務委託料36万6,000円につきましては、花の植栽について今まではシルバー人材センターに委託し、職員でも対応しておりましたが、業務の見直しを行い、主な植栽を業者に、除草作業等をシルバー人材センターへ委託するものでございます。

続いて、桜管理業務委託料の98万5,000円のうち8万5,000円は、町が管理している桜について樹木医による診断に係る費用でございます。北桜通りと宝登山並木参道の桜を対象としており、樹木医の調査診断をする予定であります。

地域おこし協力隊委託料の341万9,000円は、観光及び産業等に対して新たな知見やきっかけのために地域おこし協力隊員を募集し、隠れた魅力の発掘や産業振興への展開及び長瀬観光等の活性化を図るための委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万2,000円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料31万2,000円と、大型観光誘導看板3基分の敷地借上料18万円でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の740万円のうち、観光協会補助金500万円と船玉まつり実行委員会補助金200万円は、それぞれ団体の運営費を助成するものでございます。

以上で産業観光課関係の説明を終わります。

○議長（岩田 務君） 次に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長（村田和也君） 続きまして、建設課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。なお、説明の中でA3判の令和7年度建設課事業予定箇所一覧図を使って説明させていただきますので、あらかじめ用意しておいていただければと存じます。よろしく申し上げます。

令和7年度当初予算書の90、91ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費676万2,000円でございますが、前年度予算から94万6,000円の増額となっており、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費となっております。

第10節需用費418万8,000円のうち光熱水費352万5,000円は、道路照明灯140基分の電気料でございます。

第12節委託料153万9,000円は、土木積算や測量計算などに必要な各種システムの保守業務委託料でございます。

次に、第2目道路維持費1億3,784万7,000円でございますが、前年度予算から4,149万9,000円の増額となっており、道路の維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事、行政区からの要望に基づき行う原材料支給や町道未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業など、町道等を維持していくための経費でございます。

第12節委託料2,731万1,000円は、町道の除草、除雪業務、道路愛護保全管理業務、道路台帳補正業務、通学路安全対策事業、橋梁点検業務の経費でございます。

新規事業の橋梁点検業務委託料1,529万2,000円でございますが、道路法により5年に1回道路橋の定期点検が義務づけられ、令和7年度から3巡目の定期点検の実施時期となることから、37橋の点検を委託により行うものでございます。

次に、92、93ページを御覧ください。第14節工事請負費4,157万7,000円でございますが、まず町道補修工事800万円でございますが、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい箇所の補修工事や舗装の打ち替え工事等を実施するものでございます。

交通安全施設整備工事316万1,000円でございますが、道路反射鏡、転落防止柵等の交通安全施設の設置工事を実施するものでございます。

生活関連道路整備工事236万7,000円でございますが、住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることを目的として、未舗装町道の簡易舗装工事を実施するものでございます。

新規事業の通学路安全対策推進整備工事2,804万9,000円でございますが、通学路安全点検において、小中学校から対策を要望された大字本野上地内町道本中7号線の歩道整備工事を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金6,010万4,000円でございますが、本中7号線の歩道整備工事に伴う踏切道拡幅のための負担金でございます。なお、道路維持費の大幅な増額は、本中7号線歩道整備工事及び踏切道拡幅のための負担金や橋梁点検業務が大きな要因でございます。

工事箇所等につきましては、令和7年度建設課事業予定箇所一覧図にてご説明いたしますので、一覧図を御覧ください。まず、図面左上から3番目でございますが、生活関連道路整備事業舗装工事予定箇所でございます。2か所でございますが、まず大字長瀬地内、幹線5号線からしあわせの森に斜めに向かう町道長瀬63号線、次に大字矢那瀬地内、矢那瀬八幡神社脇の町道矢那瀬31号線の簡易舗装工事を予定しております。

次に、茶色で表示しております箇所でございますが、交通安全施設整備事業実施予定箇所でございます。

まず、図面中央上に記載がございます交通安全施設（ガードレール）設置でございますが、大字矢那瀬地内の令和6年度に廃止した波久礼ナンバー6踏切の閉鎖のためにガードレールを設置する予定でございます。

次に、図面中央上から2番目に記載がございます交通安全施設（転落防止柵）設置でございますが、大字中野上地内、本中36号線の荒川側の路肩に転落防止柵を設置する予定でございます。

次に、図面中央上から4番目に記載がございます交通安全施設（道路反射鏡）設置でございますが、大字本野上地内、長瀬第一小学校プール脇の町道長瀬82号線から幹線24号線に出る場所など3か所に道路反射鏡を設置する予定でございます。

次に、緑色で表示しております箇所でございますが、通学路安全対策推進整備事業実施予定箇所でございます。図面左上に記載がございます本中7号線歩道整備でございますが、長瀬中学校校庭横の国道140号の手押し信号機から町営袋団地方向に向かう町道で、延長95.8メートルの歩道整備工事、踏切道拡幅事業に伴う負担金、分筆登記業務、用地購入、物件補償を予定しております。

では、一度予算書の92、93ページにお戻りいただきたいと存じます。第3目道路新設改良費4,170万4,000円でございますが、前年度予算から838万円の減額となっており、町道の新設改良工事等を行うために必要な経費でございます。

第12節委託料932万5,000円でございますが、幹線27号線用地測量業務委託料と長瀬49号線物件調査業務委託料でございます。

第14節工事請負費2,699万8,000円でございますが、長瀬50号線道路改良工事及び幹線1号線道路舗装工事の2路線の工事でございます。

第21節補償、補填及び賠償金538万1,000円でございますが、改良工事に伴います物件の補償金でございます。

工事箇所につきましては、令和7年度建設課事業予定箇所一覧図でご説明いたしますので、恐れ入りますが、再度一覧図を御覧ください。この地図にお示ししてございます赤い表示が道路新設改良事業予定箇所でございます。まず、図面左上から2番目に記載がございます本中117号線道路改良でございますが、電柱の移転補償を予定しております。

次に、図面左上から4番目に記載がございます幹線1号線道路改良（舗装）でございますが、幹線2号線との交差部から長瀬方面へ向かう延長60メートルの舗装工事を予定しております。

次に、図面左下に記載がございます長瀬49号線道路改良でございますが、延長134メートルの物件調査積算業務委託を予定しております。

次に、図面中央の幹線27号線道路改良でございますが、県道長瀬児玉線から長瀬町商工会方面へ向かう町道で、延長119メートルの用地測量業務を予定しております。

最後に、図面中央下に記載がございます長瀬50号線道路改良でございますが、延長94.8メートルの改良工事、物件補償を予定しております。

では、再度予算書の92、93ページにお戻りいただきたいと存じます。次に、第4目まちづくり推進費2,993万6,000円でございますが、前年度予算から2,923万8,000円の増額となっており、建築確認進達業務、道路後退に基づく用地購入、地籍調査業務、宅地耐震化推進業務を行うために必要な経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費、第8節旅費は、地籍調査事業の実施に伴い会計年度任用職員を雇用するためのものがございます。

第12節委託料2,581万6,000円でございますが、新規事業の大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査業務委託料1,623万5,000円は、令和4年度に策定した第二次スクリーニング計画に基づき、町営住宅塚越団地において大規模盛土の安定性を評価するため、二次スクリーニングを実施するための経費でございます。

同じく新規事業の地籍調査業務委託料958万1,000円は、国土調査法第10条第2項の規定に基づく委託により、地籍調査事業を実施するための経費でございます。

1枚おめくりいただいて、94、95ページ、上段の第18節負担金、補助及び交付金41万円でございますが、新規事業の道路後退用地分筆登記補助金38万円は、道路後退部分の用地を購入するために分筆登記を行う必要がありますが、業務委託から補助金へ変更するものでございます。なお、まちづくり推進費の大幅な増額は、令和7年度から本格的に実施する地籍調査事業及び第二次スクリーニング調査業務委託料が大きな要因でございます。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費797万4,000円でございますが、前年度予算から244万5,000円の減額となっており、河川の維持管理、水路の整備を行うために必要な経費でございます。

第14節工事請負費282万円でございますが、河川改修1か所の工事費で、恐れ入りますが、再度建設課事業予定箇所一覧図を御覧いただきたいと存じます。この地図にお示ししてございます青い表示が河川改修事業予定箇所でございます。図面左下から2番目に記載がございます大字長瀬地内、小路沢護岸補修は延長8メートルで、練り石積み護岸の崩落部分の補修工事を予定しております。

何度も申し訳ございませんが、予算書にお戻りいただき、95ページの中段を御覧いただきたいと思えます。第18節負担金、補助及び交付金475万4,000円のうち、急傾斜地崩壊対策事業負担金463万円でございますが、これは令和4年度から埼玉県が行う事業で、大字野上下郷宿本地区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された危険箇所の災害対策事業に、法定分の負担割合を負担するものでございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費1,045万8,000円でございますが、前年度予算から260万9,000円の減額となっており、町が管理しております町営住宅の維持管理を行うために必要な経費でございます。

第10節需用費280万4,000円のうち施設修繕費180万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋や新規に入居する際の部屋等の修繕費でございます。

第12節委託料142万3,000円でございますが、新規事業の分筆登記業務委託料30万6,000円は、令和6年度に建物を解体した町営蔵宮団地の敷地を用途廃止するために行う分筆登記業務を実施するための経費でございます。

第13節使用料及び賃借料501万5,000円でございますが、県営白鳥団地、町営塚越団地敷地の借上料でございます。

第17節備品購入費33万8,000円でございますが、塚越団地の入居希望があった場合において、浴槽、給湯設備を町で設置するための経費でございます。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費377万2,000円でございますが、前年度予算から10万8,000円の減額となっており、地区公園及び蓬莱島公園の維持管理を行うために必要な経費でございます。

1枚おめくりいただいて、96、97ページの第12節委託料119万5,000円につきましては、各公園の除草作業及びトイレ清掃をそれぞれ業務委託により行うものでございます。

以上で建設課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 続きまして、教育委員会関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の102、103ページを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で3億7,492万1,000円を計上しており、前年度に比べ1億524万3,000円、39%の増でございます。

初めに、第1項教育総務費、第1目教育委員会費53万7,000円でございますが、教育に関する事務を管理執行するための教育委員会の円滑な運営などに関する経費でございます。

第1節報酬は、教育委員4名分の報酬を計上しております。

次に、第2目事務局費2億2,055万2,000円でございますが、教育委員会事務局の運営と、学校運営が円滑に行われるための事務等に関する経費でございます。

第1節報酬は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく委員報酬及びそれ以外の報酬は会計年度任用非常勤職員の報酬を計上しております。

第2節給料から第4節共済費までと104、105ページの第8節旅費については、教育長及び再任用職員を含めた事務局職員の給料、職員手当等、共済組合負担金及び旅費、また会計年度任用職員の期末勤勉手当及び社会保険料などを計上しております。

104、105ページを御覧ください。第7節報酬費は、中学生学力アップ事業講師謝金などを計上しております。

第11節役務費は、学校におけるICT環境の年次更新手数料などを計上しております。

第12節委託料は、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、学校職員健康診査委託料、小学校スクールバス運行业務委託料、小中一貫教育基本構想・基本計画策定支援業務委託料などのほか、社会科副読本作成業務委託料を新たに計上しております。

第13節材料及び賃借料は、小中学校のコンピューターリース料、ウイルス対策ソフト使用料、校務支援システムリース料、コピー機借上料などのほか、学校徴収金等キャッシュレス化システム利用料を新たに計上しております。

第14節工事請負費は、第一小学校校舎外壁補修工事を計上しております。

106、107ページを御覧ください。第17節備品購入費は、児童生徒用タブレット端末入替えのための購入費を新たに計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、加盟団体への負担金のほか、小・中学校修学旅行補助金、英検、数検、漢検の検定料助成金、はつらつ！就学・通学応援金、はつらつ！こども応援金などを計上しております。

第19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費として、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費などを、また特別支援教育就学奨励費として学用品費などの支給を計上しております。

次に、第3目育英費110万円でございますが、経済的な理由により就学困難な者への奨学金の貸与等に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、長瀬町に在住し、就業している者への奨学金返済に対する利子助成金を計上しております。

第20節貸付金は、育英奨学資金と入学準備金を計上しております。

次に、第2項第一小学校費、第1目学校管理費1,534万5,000円でございますが、学校運営や維持管理の

ための事務等に関する経費でございます。

第10節需用費は、消耗品費、光熱水費や施設、物品修繕費を計上しております。

108、109ページを御覧ください。第12節委託料は、校務員派遣委託料、学校施設の保守点検委託料や学校水泳指導業務委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、駐車場土地借上料のほか、学校と保護者との連絡用アプリ利用料を計上しております。

次に、第2目教育振興費63万2,000円でございますが、教育課程を実施するため、必要な教材備品の整備に関する経費でございます。

第17節備品購入費は、児童用図書とデジタル教材購入費などを計上しております。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費1,217万2,000円でございますが、小学校同様、学校運営や維持管理のための事務等に関する経費でございます。

110、111ページにかけてでございますが、第10節需用費は、消耗品費、光熱水費や施設、物品修繕費を計上しております。

第12節委託料は、校務員派遣委託料、学校施設設備の保守点検委託料などのほか、小中学校を年度ごと順番に実施しております排水管高圧洗浄等業務委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、テニスコート用地借上料、学校と保護者との連絡用アプリ利用料のほか、デジタル採点システム使用料を新たに計上しております。

次に、第2目教育振興費406万9,000円でございますが、教育課程を実施するため必要な教材備品の整備に関する経費でございます。

第17節備品購入費は、生徒用図書購入費などのほか、教科用図書改訂に伴う教師用指導書やデジタル教科書購入費を新たに計上しております。

次に、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費47万7,000円でございますが、社会教育振興のための事務等に関する経費でございます。

112、113ページを御覧ください。第7節報償費は、家庭教育学級講演会講師謝金などを計上しております。

第10節需用費は、人権作文集作成のための印刷製本費などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、人権教育推進協議会や文化団体連合会補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費3,529万円でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター運営に関する経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費及び第8節旅費の費用弁償につきましては、会計年度任用職員を雇用するための費用を計上しております。

第10節需用費は、施設運営に必要な消耗品費、光熱水費や施設、物品修繕費を計上しております。

第12節委託料は、次のページ、114、115ページにかけてでございますが、施設設備維持管理のための各種委託料や、平日夜間と土日祝日の受付管理などの委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、中央公民館土地借上料などを計上しております。

第14節工事請負費は、非常誘導灯の更新及び照明のLED化工事を新たに計上しております。

次に、第3目文化財費617万3,000円でございますが、文化財保護審議会の運営、文化財の保存や旧新井

家住宅及び郷土資料館の維持管理などに関する経費でございます。

第10節需用費は、旧新井家住宅や郷土資料館施設維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設、物品修繕費を計上しております。

第12節委託料は、次のページ、116、117ページにかけてでございますが、旧新井家住宅、郷土資料館管理委託料などのほか、旧新井家住宅屋根の清掃消毒業務委託料を新たに計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、旧新井家住宅及び郷土資料館土地賃借料などを計上しております。

次に、第4目青少年健全育成費38万6,000円でございますが、青少年健全育成に係る事業に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、青少年健全育成長瀬町民会議及び青少年育成会連絡協議会への補助金でございます。

次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費207万円でございますが、スポーツ推進を図るための団体への支援などに関する経費でございます。

第1節報酬は、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、スポーツ協会やスポーツ少年団補助金などを計上しております。

次に、第2目体育施設費86万3,000円でございますが、総合グラウンド及び塚越グラウンド維持管理に関する経費でございます。

第10節需用費は、総合グラウンド及び塚越グラウンド施設維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設修繕費を計上しております。

118、119ページを御覧ください。次に、第3目学校給食費7,450万2,000円でございますが、安心安全な学校給食を提供するための経費でございます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、会計年度任用技能労務職として雇用する学校給食センター調理員の給料、期末勤勉手当、社会保険料等を計上しております。

第10節需用費は、学校給食センター維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設、物品修繕費及び食材購入費などを計上しております。なお、引き続き学校給食費無償化を実施いたします。

第18節負担金、補助及び交付金は、120、121ページにかけてでございますが、会計年度任用技能労務職退職手当負担金、関係団体負担金のほか、学校給食費無償化に伴い町外の学校に通う児童生徒に対する補助金などを計上しております。

第4目町民プール管理費9万8,000円でございますが、町民プール維持管理に関する経費でございます。

第13節使用料及び賃借料は、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料を計上しております。

以上で教育委員会関係主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 以上で各所属長の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。10項目ほどお伺いします。

まず、39ページ、予算書をお開きください。総務費、一般管理費、委託料、運転管理業務委託事業148万円についてですが、予算概要の中に、町長の運転業務を専門業者に委託し、公務の円滑な遂行を図るとありますが、今まで町長の運転手というような職員はいなかったのですかということと、専門業者とは具体

的にはどのような業者に委託をするのか、また町長の専用車が現在あるのかどうかを伺います。

次、47ページの企画費の企画総務費、委託料、旧長瀨第二小学校活用検討支援業務委託料553万3,000円ですが、事業内容を見ますと、委員会にて活用方法や協議をしていくとありますが、協議検討に500万も必要なのかどうかと、この検討支援業務の委託とありますが、具体的にはどのような業務をどこに委託するのか伺います。

次、65ページの民生費、老人福祉費、委託料の老人保護措置委託料761万円ですが、この老人保護措置委託料とは、ちょっと具体的な内容を教えていただきたい。また、昨年比マイナス250万円の減額という予算措置となっています。その要因をお伺いします。

あと、67ページの民生費、介護保険費の扶助費、新規の高齢者補聴器助成金90万になりますが、これが日常生活に支障がある高齢者の方に一部助成とあります。先ほど上限、これは3万円ということですが、高齢者とあります。昨日あたり町長の説明だと、65歳以上とか言っていたような気がするのですが、65歳も高齢者なのかなとは思っているのですが、五、六十代でも耳、ちょっと聴力が低下している方もおります。そのような方は、申請は対象外にももちろんなるかなと思うのですが、教えてください。あと、この申請方法はどのようにするのか、教えていただきたいと思えます。

あと、79ページ、衛生費、予防費の委託料、新規、男子HPVワクチン予防接種委託料90万円です。このワクチンについては、喉頭がん、肛門がん、陰茎がん等の予防を図るとありますが、対象が小6から高1までの5年間の方に限られているのはどういうことなのかということと、これが新規になりますが、周知方法は広報等で行うのか。また、1人の助成金は幾らになるのか。また、これも聞き慣れない予防接種なのですが、県内の状況、あるいは秩父地域では行っているのかどうかということを知りたい。さらに、町内に幾つか医院がございいますが、そこで接種等は受けられるのかどうか伺います。

91ページになります。土木費、道路維持費、負担金、補助及び交付金の樋口N o. 16踏切道の拡幅工事負担金6,010万4,000円になりますが、高額な事業です。場所は中学校東側の踏切のところですが、もう一度工事内容、またこれ工事請負費ではなく負担金となっておりますが、どこに負担金を出すのか。また、この工期の時期等は大体いつ頃になるのか伺います。

99ページになります。消防費の非常備消防費の負担金、補助及び交付金の消防団員の準中型自動車免許取得補助金27万2,000円ですが、これ消防車の運行に必要な準中型自動車免許と助成とありますが、今町内にある消防自動車、積載車ですか、それは普通免許では駄目なのかどうか。それぞれ該当する車両、1分団、2分団で五、六台あると思いますが、これ全車両が対象なのか伺います。

あと、105ページ、教育費、事務局費、使用料及び賃借料の学校徴収金キャッシュレス化のシステム利用料101万4,000円、この新規事業ですが、現金の紛失や盗難等の防止、また保護者、教職員の負担を軽減するためということですが、具体的な詳細な説明をお願いします。また、この事業はもちろん小学校、中学校全てが対象ということによろしいのかどうか。また、この利用料というのはどこに支払うのかお教えてください。

あと、107ページの教育費の負担金、補助及び交付金の中のはつらつ！就学・通学応援金152万円、もう一つはつらつ！こども応援金の383万円がございいますが、双方とも応援金、令和6年までは国庫補助で行っていたということですが、7年度から町単独ということによろしいのかどうか。また、双方の応援金、保護者の経済的な負担を軽減するための支給ということですが、これは両方とも応援金ですか、通算すると小学校1年生から高校3年生まで、全ての児童生徒が毎年1万円の対象ということによろしい

かどうか。あと、これは多分違うと思いますが、中学校を卒業し、就職してしまった場合の18歳までは、もちろん対象外でよろしいかどうか、お伺いをいたします。

一つちょっと忘れてしまったのですが、最後です。該当するページが分からないのですが、こっちの説明のほうに、新規で名勝及び天然記念物「長瀬」管理事業20万3,000円というのがございます。この事業を主管する課はどこになるのかということ、岩畳の清掃活動とありますが、これは観光客が多くいる時期、いろいろ実施する時期は難しいかなとは思いますが、今年はいつを予定しているのか。

あと、町民の方々にも呼びかけをしなければならないとは思いますが、あとは団体にも呼びかけが必要だと思いますが、どのような団体に呼びかけをするのかということ、この事業は本当に重要なことでありまして、継続していかなければならないと思えます。7年度から行うという予定でしょうが、年何回を予定しているのかということ、引き続きということ、7年度以降も実施はぜひ必要だと思えますが、それでよろしいかどうかお伺いします。

すみません、多くて。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、総務課関係ですけれども、町長運転管理業務委託料についての内容のご質問だったかと思えますが、そちらについてお答えさせていただきます。現在町長が都内へ出張等される際には、職員のほうが運転業務を対応してございます。現在職員が運転業務に携わっている時間が、待機時間も含まれますとおおむね例年400時間から450時間程度となっております。1日の勤務時間に換算しますと約50日から60日拘束していることとなっております。また、土日や平日夜間に及ぶこともございまして、職員の長時間勤務の要因ともなっていることから、委託により実施したいというふうに考えております。

また、町長の機動性の確保、安全面の確保といった面からも、専門の業者に委託したほうが円滑な公務の実施を遂行できるものと思ひ、予算要求させていただいております。また、これまでと同様、担当職員が随行するような業務ですとか近距離な業務については、今までどおり職員で対応して経費の節減に努めさせていただきたいというふうに思っております。また、現在町長車に使っている車種なのですが、車種についてはカムリが1台ございます。

続いて、予算書99ページの準中型自動車免許の消防団員の補助金に関するご質問だったかと思えますが、そちらのほうについてもお答えさせていただきます。道路交通法の一部を改正する法律が平成29年3月12日に施行されまして、新たに準中型自動車免許3.5トン以上7トン未満というものが創設されたことに伴いまして、同日以降に普通自動車免許を取得した人が運転できる車両は、総重量が3.5トン未満に限定されました。町で現在運用してございますポンプ車や積載車は4トンから5トンのものが主力でございまして、ここ最近普通自動車免許を取得した消防団員は、車両総重量3.5トン以上のポンプ自動車を運転することができず、将来的に消防団活動に支障が生じてまいります。そこで、団員の入団促進も兼ねまして、入団中の団員で普通免許のみで準中型免許を持っていない団員などを対象に、その取得費用の補助をするものでございます。予算的には、2名程度の団員を想定してございます。この補助金には、埼玉県からも町が助成した費用の2分の1を補助がいただけるとともに、町の助成分に対しても措置率0.5の特別交付税措置がされるものでございます。

なお、先ほどの道路交通法の改正以前に免許を取られた方に関しましては3.5トン以上の車の車両が運転できますので、特にこちらのほうに支障が生じているということはありません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

旧長瀬第二小学校活用検討委員会支援業務委託料について、検討に委託が必要なのか、どのような内容を委託するのか、どの業者に委託をするのかというご質問だったかと思えます。まず、どのような内容の委託になるのかということでございますけれども、主には活用検討委員会におきます委員の発言の取りまとめですとか意見の分析、あとは委員会に提示する資料の作成等を支援いただくことを考えております。

本当に必要なのかというお話なのですが、今回の活用検討委員会、委員が18名で構成されておりますので、発言を取りまとめるだけでも作業量がそれなりにあると見込まれることですので、支援委託を実施するものでございます。どこに委託するのかにつきましては、他の自治体での選定方法を参考にしまして、現在プロポーザルでの選定を検討しているところでございます。

続きまして、岩畳清掃活動についてのご質問でございますけれども、まず所管につきましては企画財政課を中心としまして全庁で取り組んでいるところでございます。時期につきましては、現在6月3日を考えているところでございます。

団体への呼びかけということで、どの団体にというご質問だったかと思えますけれども、岩畳の関係する県の出先機関、環境管理事務所ですとか県土整備事務所等の県の出先機関でございますとか、町の社会福祉協議会、あとは町内の観光関連団体、商工関連団体、文化関連団体、あとは経済関連団体の各種業界の団体の皆様に広くお声がけをさせていただきたいと考えてございます。

実施回数につきましては、令和7年度につきましては6月3日の1回を予定しておりまして、次年度以降の実施につきましては、岩畳一度にやるにはかなり広いエリアでございますので、複数年度にエリアを分けて実施することを考えております。現在の予定では、3年間をめどに3か所に分けてということで、次年度以降も実施を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 鈴木議員のご質問2つほどあったと思いますが、1つ目の65ページ、老人保護措置委託料の具体的な内容と、前年度と比較して減額した理由ということだったかと思えますけれども、この事業につきましては、65歳以上の方で虐待などによる緊急措置が必要になった高齢者ですとか、あとは環境上の理由や経済的理由により在宅で養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させるという事業です。

令和6年の12月まで、高齢者1人を小鹿野町の養護老人ホームのほうに措置をしていたのですが、自立度が下がりまして要介護認定を受けましたので、養護老人ホームでの生活が困難となりました。この

方が特別養護老人ホームのほうに入所することで措置が解除になりまして、この方1人分の予算が減額となっております。計上している予算につきましては、緊急な措置が必要になった場合のことを考慮しまして、1人分で3か月分を予算要求のほうさせていただいています。

それから、67ページの高齢者補聴器購入費助成事業についてということで、これが高齢者ということであるがということで、65歳以上の高齢者を対象にしております。50代、60代の方でも耳の遠い方がいらっしゃるということなのですが、今回の事業の目的が、高齢者の方が家族や社会とのよりよいコミュニケーションを円滑にして、人と会話することでひきこもり防止や認知症、フレイル、介護予防につながるということを目的とする事業ですので、50代、60代前半の方は対象にしておりません。

1人3万円、1回限り補助するということなのですが、こちらの申請方法につきましては、広報4月号で周知を図ったり、ホームページで周知をしていきたいと思いますが、まず、役場のほうに来ていただいて申請書の受け取りをするか、ホームページでダウンロードしていただきまして、申請書と一緒に耳鼻咽喉科の先生に書いていただく意見書というものがございますので、そちらを受診の際に意見書として先生に書いていただくことになります。それと同時に、補聴器販売店において補聴器の見積書をつくっていただいて、意見書と見積書がそろいましたら、役場の窓口にもそれらを添付して申請書を出していただくということで手続になります。交付決定を受けてから購入をいただいて、購入が済みましたら領収書を添えて役場のほうに請求いただくということになります。ですので、購入してからの申請ではないので、その辺だけ注意してやっていただくように周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員の男子HPVワクチン接種についてのご質疑にお答えいたします。

まず1つ目が、小6から高1とした理由についてでございますが、この男子のHPVワクチンは、9歳以上の者ということでワクチンが承認をされております。年齢の上限はありませんが、10代前半にワクチンを接種することで感染を防ぐことができるということから、このワクチンの目的として子宮頸がんの予防であったり、男性の肛門がん等を予防するというので、このウイルスに感染するのが性交渉で感染して発症につながるということになっております。そのために、女性の子宮頸がんワクチンの対象年齢と同様としましたので、現在子宮頸がんワクチン定期の接種では、女性に対しても小6から高1としておりますので、同年代で男性の場合にも小6から高1の方に接種をすることといたしました。

次に、周知の方法についてですが、広報、ホームページでお知らせをするほか、対象となっている小6から高1の方には、4月に通知を発送する予定でございます。

次に、助成金についてですが、このワクチンは接種費用が1万6,360円となります。接種費用全額を助成いたしますので、無料で受けられるということになります。ワクチンは、3回接種することになります。

県内の接種状況、秩父地域での接種状況についてですが、県内では今のところ熊谷市が任意接種として実施を行っております。郡内では今年度、6年度から秩父市と横瀬町が開始をしておりますが、7年度からは皆野町と小鹿野町も開始予定ということを知っておりますので、7年度からは秩父郡内1市4町が全体で接種を開始することになります。郡内で開始になりますので、県内ではとても早い時期での秩父地域の開始ということになるかと思っております。

町内の医療機関で受けられるのかということですが、まだ7年度については接種の医療機関は決

定はしていないのですけれども、今のところ町内は南須原医院で接種のほうを子宮頸がんワクチンは実施しておりますので、7年度も実施していただける予定というふうに考えております。参考までに、郡内では21か所で接種できる予定であります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

樋口N o. 16踏切道拡幅事業負担金の内容でございますが、こちらは本中7号線の歩道整備工事に伴いまして踏切道の拡幅が必要なため、踏切拡幅工事を実施する鉄道事業者の秩父鉄道に対し、負担金を支出するものでございます。

踏切道は、道路管理者、鉄道事業者双方が利用するものですが、改良する場合の費用の負担につきましては原因者が負担するものでございまして、今回は町道の歩道拡幅事業が原因となっておりますので、町が負担するものでございます。

踏切拡幅の内容につきましては、枕木の交換やゴムパネルの交換等を行う軌道工事、踏切警報器や踏切遮断器等の更新等を行う踏切保安設備工事となっております。時期につきましては、踏切前後の町道とのすり付け等が必要になりますので、歩道整備工事と同時に実施することとなります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校徴収金のキャッシュレス化事業についてでございます。簡単に言いますと、学校で徴収する集金袋をなくすというものでございます。現在小中学校における学年費等の徴収金でございますが、担任から集金袋を児童生徒に渡して、お金を保護者が入れて学校に持参して集金するという方法を取っております。この方法では、児童生徒が現金を持参するというので、紛失ですとかのリスクがある。また、保護者が現在日常の買物においてもクレジットカードですとかQR決済ですとか、キャッシュレスを結構多様しておりまして、その都度現金を用意するというような煩わしさがあるということになります。また、学校側としては教員が集金袋の作成をしたり現金の收受、それから未納者への支払い勧奨ですとか様々な要因がございます。これらを解決するために、このキャッシュレス化事業を実施するというものでございます。

具体的に申しますと、現在皆さんスマートフォンをお持ちだと思うのですが、スマートフォンのLINEというアプリを利用した決済システムを導入する予定でございます。この場合スマートフォン上から支払いをいただくというもので、学校にお金を持っていくというようなこともなくなるということで、その方法で進めさせていただきたいと考えております。

なお、決済システムの利用に係る経費につきましては、そこ予算計上してあるのが予定でございまして、保護者が費用を負担するということはございません。

それから、対象でございますが、小学校、中学校全てでございます。それから、利用料ということでしたが、このソフトを提供しております会社のほうに、このシステム使用料を支払うこととなります。多分今LINEというアプリ結構使っている方多いと思うのですけれども、この使い慣れたアプリ上から学校から請求書が届いて、そこからクレジットカードですとか、その場でお支払いをいただけるというものでございます。

次に、はつらつ！就学・通学とはつらつ！子ども応援金の関係でございます。これについては、議員おっしゃるとおり過去2年間につきましては、国の交付金を当てていた関係上、補正繰越しという形で2年間対応させていただきました。今年度、新となっておりますが、当初ベースでは新たな事業ということで新がついておりますけれども、内容につきましては従前と変わりはありません。ただし、財源の充当については一般財源を充当しているということでございます。対象につきましても、小1から中3まで、それから就学・通学が高1から高3までということで、現行と変わりはありません。また、中学卒業して就職した方は、就学・通学応援金の対象にはならないのは、議員お見込みのとおりでございます。

それから、先ほど企画財政課長が答弁しました名勝及び天然記念物の岩畳の管理の関係でございますが、予算につきましては、ちょっと分かりにくくて大変申し訳ないのですけれども、114、115ページの文化財費の中に溶け込んでしまっていますので、ピンポイントで出ているわけではないのですけれども、その中に需用費の消耗品費、燃料費、それから役務費の手数料、これ総額で20万3,000円を予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 各般にわたりありがとうございます。2点だけちょっとお聞きします。

最初は、一番最初に言った運転業務委託費なのですけれども、これ業者との委託ということになります。これから見積り等を取ると思うのですけれども、こういうのを対象とする業者というのは、タクシー会社とかいろいろあると思うのですけれども、どのような業者なのかということと、あとほかの町村でもこういう実績があるのかどうかだけお聞きします。

あと、今教育次長が言ったキャッシュレスの関係ですが、私は現金でなければ駄目だという方がいた場合は、どのような対応をするのかお聞きします。

以上。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

すみません、回答が漏れていて大変申し訳ございませんでした。タクシー業者ですとか運送業者さん、そういった運転業務を委託して実施していただける業者さんのほうにこれから見積りをいただいて、業者選定をさせていただく予定でございます。

また、他市町村の事例でございますが、ちょっと郡内の町では、皆野町、横瀬町では同じように運転業務を委託してやっているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

L I N E を使用していない方というのは、想定では、今学校と保護者の間でれんらくアプリというのをスマートフォンでやっているのですけれども、それで支障がある方はいないということで、L I N E を利用していない人がいるかないかの調査まではしておりませんが、仮にL I N E を利用していない場合は紙の請求書を保護者に渡して、それをコンビニとかに持って行って払ってもらうという形で、直接現金の授受をしないという形になります。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

初めに、町長に質問をしたいと思います。予算の配分の根拠をちょっとお聞きをしたいと思います。今回の予算を見ると、子育て支援は大変充実をしてきていると思います。それで、観光の予算のつけ方について、以前の質問で、観光業者は何社あるか分からないという答弁が執行部のほうから出ていたと思います。そこで、商工会と観光協会のバランスが私は悪いと思うのです。この観光費のつけ方についてお聞きをいたします。

続いて、小学校の統合後、第二小の経費がかなり多いように私は感じます。これは、統合を進めるに当たり、事前から想定どおりなのかお聞きをいたします。

それから、水道問題については、昨日議論、やり取りしましたが、今の秩父地域の人口減少が急速化しているという、こういう中でこれからの修繕、メンテナンスが無理とは感じていないのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

続いて、今度は総務課に行きます。総務課関係は、6月29日に執行される町長選挙、これに当たり、ちょっとこの件でお聞きをしたいと思います。井戸上郷区の投票所が変わるという話を区長から、先日の区の集会で発表がありました。これは、今まで井戸風布コミュニティセンター、中郷の集会所でやっていて、1番議員から駐車場が危険ではないかという質問が出ました。それで、地域の方々にどうやって変更を決めるのに同意をもらったのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。私は、個人的には上郷に住んでいますから上郷の集会所でいいのだけれども、そういうものではないと私は感じているので、例えば区長を通してどういう方法で民意を酌み上げたか。それと同時に、選挙の投票所になれば、コミュニティの助成金でエアコン代が全額長瀬町からつけてもらえるということも発表されました。私も1番議員もその場にいたのですが、この案件に反対をしたら、区民から相当非難を受けると思います。やつが反対したから、このお金が下りなかったではないかというのが出てしまうような感じがするのです。総務課として、この件についてお答えをお願いしたいと思います。

それから、次はページの47ページになります。第二小学校活用検討委員会の報酬とありました。私は、この活用委員会の案件、1人だったと思うのだけれども、反対をしました、メンバーがどうだか分からないというので。そのメンバーが、さっき1番議員の質問では18名という答えでしたけれども、20名の募集だったと私は思っています。そして、数名の方から手を挙げて、小学校、中学校、高校、大学から結構時間がたつけれども、久しぶりに作文を書いたという方に出会いました。その方は見事に落選という結果をいただいて、すごくショックで、参ったという話をしておりました。なぜ20名という人数の中に18名に減らして、公募で手を挙げた方が落ちる方がいたのか、この審査をした責任者は誰だったのか教えてください。

続いて、第6次長瀬町総合計画作成事業、これはどういうメンバーで作成するのか、業者に委託をしていくのかどうか、これもお願いいたします。

それから、第二小学校活用検討支援事業委託金というのがあります。これは内容と、どこに委託をするのか教えてください。

それから、定住自立圏の包括支援負担金ということでもあります。かなりのお金が出されている中で、我々この議員は、いつも秩父市役所に集合ということで説明を聞いてきます。ただ説明聞いて帰ってくる

だけ。以前にも私はこの質問しましたが、定住自立圏で、医療、外国人観光客誘致事業、ジオパーク活動、雇用対策の実施、結びつきネットワークの強化、水道問題、このことだけでも私いろいろ意見言いたいだけでも、その言う場所がないと。以前のお話で、長瀬町で職員がワークショップに出る前に、こういうことでこういうふうにするのだという話、打合せも必要ではないかと思って以前発言しましたが、いまだ何もなし、結果だけ知らされるだけ、これについてお聞きをいたします。

それから、51ページ、ペイジー口座振替受付委託料、これって本当に必要なのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、次は63ページ、お助け隊補助金、これは町でも人員の講習会をやったり何だりしているというのは以前お話を聞きました。何人ぐらいそういう講座を受けて、人員を派遣できたのがあるのかお聞きをしたいと思います。

それから、この80万円が変わらずなのですけれども、この物価高騰で燃料費もどんどん上がっている、お助け隊はボランティアだから給料ではないからいいのかもしれませんが、そういう物価高騰対策というものを考えての80万円だったのかどうかお聞きをいたします。

それと、心身重度障害者のところで、先日やっぱり上郷の障害者を持っている父兄の方から聞いた話で、急遽私ここ入れたのですけれども、学校に行っているときには、その学校から医療ケアつきの放課後児童クラブというか、そういうところには入れたと、その学校を卒業してしまって今自宅で見ているのだけれども、預けるときには親がそこまで連れていく交通費がもう出ないというお話を聞いたので、そういうのは検討しているのかどうか、ちょっとお聞きをいたします。

続いて、65ページ、緊急通報システムの利用方法と広報、これどうなっているかを利用者がみんな分かって、ああ、私はこれ利用したほうがいいのだなというのが、意思疎通ができていのかどうかをお聞きをいたします。

67ページの補聴器はいいです、さっき聞きましたから。

5歳児の健診というのがちょっと具体的になかったもので、健診のところで聞くのだけれども、長瀬町は5歳児の健診というのはあるのかどうかお聞きをいたします。

続いて、今度は85ページ、宝登山地域周辺維持管理委託料、これは場所どこなのかなと思いながら、私はなぜこれを取り上げたかという、これは観光課が所管しているかどうか分からないのだけれども、宝登山のロウバイ園に中学校卒業者が記念で植えたロウバイが今全滅になっていると、これ町長よく聞いておいてもらいたいです。記念の看板はあるのだけれども、ロウバイが全て全滅、あれは記念樹を植えた子供たちが楽しみで登って行って、見たらがっかりするよという話を聞きましたので、この宝登山地域周辺維持管理業務委託料でできるのかどうかをお聞きいたします。

それから、森林環境譲与税活用委託料で内容と、いろんなやり方を教えてください。と同時に、看板作成というのがありますけれども、これは場所はどこなのかお願いいたします。

続いて、89ページ、地域おこし協力隊委託料、これは昨日でしたか、観光協会と合わないので減額したというのがありましたけれども、なぜまた今回すぐこの予算書に地域おこし協力隊が載っているのかどうか、お願いいたします。

101ページに飛びます。行政無線操作更新工事、あるいは埼玉県衛星防災無線云々、ほかにも行政無線ありました。これは、こんなに多額の金額が毎年出ているように私感じているのです。だったら、こんな大きな工事をしないで、各家庭にラジオにするとかコンパクトにしていく方法を取ったほうがいいのでは

ないかと思ってこれ質問をしました。この中で1個、Jアラートの不気味な放送がたまに点検で出てきます。以前聞きました。以前の答えは、あれが鳴ったら窓際から離れろという話でした。今でもそのとおりなのか、Jアラートが鳴ったときに、窓際から離ればいいのかどうかをお聞きをいたします。

続いて、今度は103ページ、教育委員会の関係に行くので、次長がもし答えられなかったら教育長が答えてもらいたいと思って、私はこれからいじめ問題の質問をさせてもらいます。いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、その下にいじめ問題専門委員の報酬というのがありました。昨日の村田議員が質問したときに、いじめは36件とか、それはもう解決済みだという話を教育長がしていたので、本当かなと私は思っています。それは、ある子供が、先生はもう信頼できないとまで言っています。あの子が学校に毎日嫌でも通っている、大したものだと私は思っているの、このいじめ問題の、特に専門委員報酬、僅かしか金額のっていないから、もっと増やすべきでないかということで、この質問をいたします。

それから、103ページ、やっぱり金額は少ないのだけれども、中学生学力アップ教室運営委員報酬、これについてどういう活動をして、どういう子供がこれに参加できるのかも教えてください。

それから、小中一貫教育基本構想計画を委託するという話ですけれども、どこにどんな委託をするのか。

ちょっと少なくてもあれだったのだけれども、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員からのご質問にお答えさせていただきます。

私に対する質問は4点でしたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 予算配分についての根拠というお話でございました、一番最初は、これにつきましては、昨日の施政方針でも申し上げましたとおり、人口減少、少子高齢化対策という歴史的な課題に直面している中で、キーワードとして次世代につなぐ施策ということで、子供の希望をつなぐというのをまず第一に挙げさせていただきました。ですので、一番の子育て支援、学校教育、子供さんを念頭に予算を組ませていただいておりますけれども、その中でまた、前回の議会でも申し上げましたけれども、サマーレビューというのをやりました。予算を組む前に職員たちと話し合いをして、その中からこれは令和7年度に予算化して早速始めたほうがよろしいというような事業につきまして、そちらも予算化させていただいておりますので、そうした中で、やはり子育てのところに力が入っていると思います。

それから、2番は観光の予算が多いというお話で、商工会と比べたときにというお話でございませけれども、関口議員もご承知だと思いますが、今国では観光振興にすごい力を入れております。やはり観光で国を潤わせるというのですか、そうした中で私個人といたしましては、長瀬町も観光立町、観光立町と言っている割には、観光の予算はむしろ少な過ぎるといつも思っております。議会の中で皆さんにご理解いただいて、これからはどんどんもう少し観光に力を入れて、お金をもっと配分したほうがよろしいのではないかなと私は思っているところでございまして、決して今現在多いとは思っておりません。

それから、3の広域水道のお話でございませけれども、メンテナンスがこの先大丈夫かというお話でございませけれども……

〔「3番目は小学校の総合の」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 3番目がそれでは、1つずれました。二小の経費が多いというお話でございませけれども、二小も今現在閉鎖しておりますけれども、体育館のほうは使っております。ですので、その維持管理にお金がかかっているわけですが、300万円弱がかかっております。その中で、多分関口議員は活

用の検討委員会のほうのお金も全部まとめて見られているのではないかと思うのですが、活用検討委員会のほうから答申いただいて、活用が決まりましたならば、そのお金はなくなるわけでございますので、そこまではちょっとお金がかかるかなと思っております。これは一時的なものでございますので、今現在そのような状況でございます。

それから、水道でございますけれども、メンテナンスが大丈夫なのかというお話でございますが、広域の水道局しっかりと計画を立ててやっていただいておりますので、そちらは大丈夫だと私は思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、選挙関係のご質問でございますが、井戸上郷区の集会所のほうに投票所を移すことに関する周知方法についてでございますが、まずは投票所の入場券に必ず投票所のほうは記載しておりますので、そちらのほうには記載させていただきます。また、そのほか今回の予算が成立しました後には、正式に上郷区のほうに投票所を移動させることの準備をさせていただきたいと思っておりますので、5月号広報、6月号広報には町長選挙に関する記事も載せさせていただく予定でございますので、そちらのほうにも載せさせていただく予定でございます。また、地域には区長回覧等でも周知ができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、各地区の方等に同意が取れているのかというご質問でございますが、4区の区長さんのほうにはお話をさせていただきました。特に一番心配なのは、下郷のほうが遠くなるということでございますので、下郷の区長さんのほうにもご相談させていただきましたところ、もともと中郷区は危ないと思っていたので、上郷区に行くことには特に異議はないということでお答えをいただいているところでございます。また、最終的に投票所を決定するのは選挙管理委員会のほうで決定するわけございまして、この後の選挙管理委員会を開いて正式に決定するわけでございますが、これも必ず一度ここに変更したからずっとそこというわけではございませんので、もし万が一上郷区に移転したことによって何か不都合等があるようであれば、また住民の声を聞きながら変更することは可能かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、エアコンの設置が、もし反対された場合につかなくなってしまうのではないかということのご質問だったかと思うのですが、昨年度から上郷区の区長さんのほうからはエアコンをつけたいということでご相談いただいて、町のほうから2分の1補助が出る地域振興対策事業補助金のほうのご相談に乗っていたところだったのですけれども、今回投票所を変更するというところでございますので、参議院選挙のほうの選挙経費のほうで予算を措置させていただいて、そちらであれば選挙経費で見れますので、全額国のほうの交付金を使って活用できるので、そちらのほうの方が有利だということで、こちら予算措置をさせていただいております。万が一否決ということございましたら、2分の1の地域振興対策事業補助金のほうに組み替えて補正予算を取らせていただくなり、また別途ご相談させていただくことになるかと思っております。選挙については以上でございます。

続いて、防災無線のほうでございますが、毎年計上されているのではないかというお話ございましたが、こちらの予算につきましては、予算のほうでも説明させていただきましたが、今役場庁舎内にある親局と各町内に25局ある子局と再送信設備2局の27局の全面的な更新工事でございます。耐用年数が過ぎて、業者のほうのメンテナンスのほうができなくなってきて、聞こえなくなってしまってから修理するという

ことですとかなり大切な情報等が漏れてしまうこともありますので、そうなる前に更新をさせていただくというものでございますので、ご理解いただければと思います。

また、その工事費かけるのであれば、コンパクトなものを渡したほうがいいのではないかというふうなご質問だったかと思うのですが、防災無線を自宅のほうで受信できる戸別受信機のほうは、コロナの交付金のほうで買わせていただいて、今まではちょっと年齢制限等で条件をつけて配布していたのですが、まだ幾らか在庫がございますので、今はそういった年齢制限等を設けず、聞こえづらいということであれば戸別受信機のほうの貸与はしておりますので、そういったものをご活用していただければと思います。

また、Jアラートが鳴ったときの対応ということでございますが、Jアラートが発令したときの対応について、国のほうでは、先ほど議員がおっしゃられているとおり、屋内にいる場合はできるだけ窓から離れるか、窓のない部屋に移動し頭部を守る。屋外にいる場合には、速やかに近くの建物、頑丈な建物に避難をする。車に乗っている場合は、車を安全な場所に止め、近くの建物に避難する。屋外にいて近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守るというふうな行動を取ってほしいということの指針が示されております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、関口議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

3点でしょうか、二小の関係、あと第6次総合振興計画の関係、あと定住自立圏の関係だったかと思えます。まず、旧二小活用検討委員会のメンバーと委員の選考についてということだったかと思えますが、条例上、委員は20名以内ということでさせていただいております。その上で、地域や町民を代表する者、学識経験者及び有識者、その他町長が必要と認める者ということでメンバーを構成させていただいております。その上で、公募につきましては募集の段階から2名以内という形で募集をさせていただいております。募集するに当たっての作文、皆様に書いていただきましたけれども、その審査につきましては、私、企画財政課長、副町長、町長、この3名で採点をさせていただいております。採点の指針につきましては、立地状況を含めた二小の状況をよくご存じであるかどうか、あとは個人の意見だけでなく、町全体を俯瞰した町のことをよく考えていらっしゃるような内容であったかどうかというところを審査基準とさせていただきました。

続いて、委託内容とどこの業者に委託するかということでございますけれども、先ほど鈴木議員のご質疑にもご回答させていただきましたが、内容につきましては、活用検討委員会での発言の取りまとめですとか、その意見の分析、委員会で提示する資料の作成等の支援ということを今想定しているところでございます。

どこに委託をするのかということでございますが、先ほどの鈴木議員へのご回答で、ちょっと一部訂正という形になるのですが、他の自治体の選定方法を参考にしつつ、プロポーザル、もしくは入札、どちらがいいかというところを現在検討しているところですので、その上で業者を公平な形で選定して、お願いをしていきたいというふう考えております。二小については以上です。

第6次総合振興計画の作成過程についてというご質問だったかと思えますけれども、こちらは前回の総合振興計画を策定したときと同じような形で、令和8年度に企画財政課を事務局とした総合振興計画の策定委員会を組織させていただきます。その上で、外部の総合振興計画審議会等の諮問、答申を行いながら、

計画案の検討、策定を進め、議会へご報告する流れというものを想定しております。この作成過程の中で、業者の力を一部お借りするようなことで、委託ということを8年度以降考えているところではございます。また、前回同様、住民の皆様の参加の形ということで、関係団体へのヒアリングですとかパブリックコメントの実施というものも現在検討しているところでございます。

続きまして、定住自立圏の関係、意見についてご発言の場がないということのご質問だったかと思えますけれども、定住自立圏に関しましては、先日も2月にありました共生ビジョンの説明、1市4町議員向け説明会ですとか、あとは毎年8月頃に開催されております1市4町議員合同現況報告会、こちらで議員の皆様、事務局である秩父市のほうからご説明をさせていただいているかと思えます。その場でそういった場が用意されておりますけれども、もしそのほかに発言する場がない、改善されていないということでありましたら、いただいたご意見を事務局である秩父市のほうに私から報告させていただきたいと思えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

3つあったかと思えますが、1つ目、お助け隊の補助金についてということですが、お助け隊に町でも講習会を開いていると聞いたとあるのですが、これは恐らく運転ボランティアの養成講座のことを言っていると思うのですが、それでお答えさせていただきます。この運転ボランティアの講習につきましては、高齢者の生活支援ボランティアの養成ということで、社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業の中で養成を行ってまいりました。平成29年度に運転ボランティアの養成講座を開催しましたところ、15名が参加しまして、登録は15名の方がしていただいたと聞いております。

それから、80万円がずっと変わらないということなのですが、令和3年度から補助金アップしたのと、令和5年度、一番最後の時期なのですが、3月に補正予算を取らせていただきまして、物価高騰対策として福祉事業を実施する町内の公共団体に対して、安定した事業継続が図れるようにということで、商工会には50万円の補助金を交付しております。そういったところで事務費なども、人件費などの高騰にも多少は貢献できたのではないかなと考えております。

2つ目が、重度心身障害者からのご意見があったということなのですが、現在は特別支援学校に通っているということで、そこに通うには保護者の送迎、または学校のスクールバスになると思うのですが、ちょっと個人的なことになってしまうので、どちらかされていると思うのですが、それにつきましては、その状況なのですが、今度18歳になった場合、恐らく学校を卒業してからは生活介護という障害者のサービスを使うようになると思うのですが、生活介護と、あと日中一時支援事業というのを使って、一日いろんなことをして過ごすことになると思うのですが、そこに行く手段として移動支援という手段もありますので、そういったサービスを使っていただいても行きます。これから卒業ということですので、担当者のほうとよくその辺を話を詰めてもらって、どういうふうに卒業してからのサービス使うかというのを相談していけるようにしたいと思っております。

3つ目が、緊急通報システムの利用方法について広報したり、あと利用したい人とその辺の意思疎通ができていくかということなのですが、この緊急通報システムは、高齢者であれば誰でも使えるということではなくて、身体上の慢性的疾患などがあって日常生活を営む上で常時注意を要する方というのが条件でございます。同一敷地内ですとか、同一の建物の中に通報する人がいない方というのが基本的な対

象になっておりまして、この通報システムを入れて緊急のときにボタンを押すと、消防本部のほうに直接つながるようになっておりますので、そこで救急車が出たりということになりますので、どなたでも対象ということではないのですけれども、ただ独り暮らしで不安を抱えている方も有料に、自己負担出てしまうのですが、使うことはできなくはありません。こちらのシステムを利用するに際しましては、民生委員さんが関わって、その方の状況を把握して申請してくるというのが原則になっておりますので、もしそういった方がいるようでしたら、気軽に地域の民生委員さんにお声かけしていただくとか、民生委員さんが見守りの中でもそういった方を見つけていくということもできますので、そこで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員の質疑にお答えいたします。

ペイジー口座振替が必要なのかということだと思いますが、こちらのペイジー口座振替でございますが、今の口座振替の申込みの手続きにつきましては、役場におきまして手続きをしていただく際に、紙の口座振替申込書に記入をしていただいた上で、銀行印を押して金融機関のほうに提出をしております。その際に、今通帳のほうに銀行印とかが押されていないというのものもあるかもしれませんが、手続きをしていただいたときの印鑑と金融機関に登録されている印鑑が違ってしまうということも役場のほうに戻ってきまして、何回かやり取りをしていただくという方も多くいらっしゃいます。それで、ペイジーのこの口座振替につきましては、役場の窓口で端末を使ってキャッシュカードを読み取りまして、それに暗証番号を入力していただくことでオンラインで金融機関とのやり取りが完了しますので、非常にスムーズに手続きができるということでございます。

また、国保税についてなのですが、県の運営方針によりますと、令和8年度までに国保税については原則口座振替にしてくださいと、そういう定めがございますので、口座振替の申込みを増やす取組としてペイジー口座振替という例が挙げられておりますので、町としてもぜひ導入したいというふうを考えております。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員のご質疑にお答えいたします。

5歳児健診を実施しているかということについてでございますが、現在5歳児健診は実施しておりません。現在行っているのは、母子保健法に定められています乳児期の健診、あとは1歳半と3歳児健診になります。近年5歳児健診については、就学前の発達障害などを診る検査としてとても重要というふうに言われております。国のほうでも、令和6年度からこの健診についての補助事業が開始されたところがございます。

実施するかについては、今年度も検討はしているところであります。郡内でも、いつ頃から始められるかということで検討はしているのですけれども、小児科の先生が郡内にはとても少ないということで、どうしても健診には小児科の先生に来ていただくということで、郡内で何か所かすると1年には何回か健診をすることになりますので、そういった小児科の先生の派遣の問題ですとか、実施方法についても、どのようにやっていくかという検討を行っています。7年度は、まだ実施の予定ではないのですけれども、5歳児健診については、今後実施方法など検討しながらやっていく方向で考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、関口議員の質疑に対してお答えします。

3点あったと思うのですが、まず1つ目の宝登山口ウバイ園についてですが、宝登山地域周辺維持管理業務委託料の一部を使ってロウバイ園の一部の管理をしています。中学生が植えたロウバイが全滅したという話なのですが、ロウバイ園は町が管理している部分と宝登興業が管理している部分がありますので、ちょっとその確認が今この時点ではできませんので、調べて後ほど報告をさせていただきたいと思えます。

2つ目の譲与税活用推進事業の件なのですが、こちらは久喜市と長瀬町との森林整備に関する連携協定を結びまして、それに基づいて実施するものになります。場所は、宝登山中腹にある約1.05ヘクタールの森林において下草刈りなどを実施いたします。そして、またイベントとして、その地区内において植樹活用や既存木に巻きついたつる切り、丸太切りなどを体験として久喜市民に実施していただく予定でございます。その場所に看板を2基立てる予定であります。町としては、管理する山林の下草刈りや植樹により森林の環境が改善でき、久喜市が埼玉県森林CO₂吸収量認証制度に登録することでカーボンオフセットにも貢献でき、環境学習等の地域交流により町を訪れる方の増加が期待できるものであります。

3点目の地域おこし協力隊についてですが、議員のご指摘のとおり昨日、6年度分は減額補正をさせていただきました。7年度分については、今回計上させていただいた地域おこし協力隊の委託料については、6年度で行う予定でいた内容を見直して新たに募集する予定でございます。実際に地域おこし協力隊にやっていただきたい業務としては、長瀬町の観光に関するプロモーション業務を主に実施してもらいたいと考えております。そして、観光に対する理解を深めてもらうため、地域住民や観光協会、観光業者等に積極的に関わっていただき、町の作業にも携わってもらいたいとも考えております。また、産業及び農林業における部分もサブ任務というか、副任務としても頼んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、いじめ問題連絡協議会の件だったと思います。いじめ問題につきましては、町ではいじめ防止基本方針というものを定めておりまして、いじめはあってはならない、絶対に許さない、起こさないよう未然防止、早期発見につきまして校長会議や教頭会議で指導しております。また、専門的な知識や経験を兼ね備えましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから町の健康こども課等と連携を図りながら、教育相談など組織的に対応しているところでございます。

なお、専門委員会につきましては、学校全体の調査では重大事態への対応ですとか、発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合に招集するものでありまして、問題が起きた段階で開催するための最低限の経費を確保しております。回数が増えれば、必要に応じまして補正等の対応をしてみたいと考えております。

次に、中学生学力アップについてのご質問でございます。中学生学力アップにつきましては、学習習慣の確立、それと数学、英語の基礎学力の定着を目指して、毎年中学校3年生を対象に開催しているものでございます。開催につきましては、年間10日ほど行っております。基本的には、保険料とテキスト代だけを自己負担していただきまして、講師の謝金ですとかは町が負担しているという事業でございます。

それからもう一つ、小中一貫教育検討の委託の内容という質問であったかと思えます。小中一貫教育の

検討につきましては、今年度から開始しているところでございます。特に資料作成であるとか会議の開催支援ですとか、それから専門的なことも多々出てくるということで業務量も多いことから、専門の業者に委託をしているものでございます。

来年度につきましては、特に2年目ということで、今年検討した中間報告が出ましたけれども、中間報告以降、今後具体的に校舎を新しく造るのか、あと既存の校舎を改修するのか、それから義務教育学校になるのか、小中一貫の形になるのか、そういう問題を具体的に検討してまいりますので、工事費などの具体的な試算であるとか、専門的な知識を含めた形での委託を考えているところでございまして、委託先については建設のコンサルタントを考えているところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ではもう一度、全部とはいいませんけれども、お聞きをしたいと思います。

町長にまず聞きたいのは、観光の業者数分かっていないのですよね。今までの答弁で、観光業者は何社あるか分かっていないという話で、今までどれだけどういう納税があってという話で、どういうバランスを取っているのかと私は見ていました。町長の答弁については、国が観光を目指してやっているから、長瀬町も観光を目指してやっていくのだ、その気持ちはよく分かりますが、この長瀬町を振り返ってみて、観光が盛り上がるのはいいです。その反面、どんどんほかの地域が疲弊しているのです。町長は、うえたん号が回っていくから大丈夫だとか、そう思っているのかもしれないけれども、私が感じるのは、もっと観光ではなくやっていったほうがいいと。昨日の一般質問でも、町全体が観光の地域なのだという話も誰か出ていたのを私もぼおっと聞いていたのだけれども、確かにそのとおりで、町長は私と同僚議員に、今度は何々さんちのほうに公園造るのですよって言って、その方はああそうかと言って座ったことを今でも覚えています。だから、観光は大字長瀬のほうにだけはお金かけているのは私もよく分かります。けれども、違うほうへ行ったら全然なっていないと。商店はどんどん、どんどんやめていってしまう。これでは、卵が先か鶏が先かで話になるかもしれないけれども、私はずっと町長に一般質問なりで提言、あるいは教示もしていました、聞く耳持ってもらえなかったけれども。そういうので、観光の予算のつけ方がバランスが悪いという話しているのです、もう一度そこをお答えください。

それから、今度は総務課の選挙の、今度の6月29日の町長選は、井戸は上郷でやるけれども、違う意見が出れば、またほかに変えるという話ですけれども、それで大丈夫なのでしょうか。もう一度、その選挙のあれ聞きたいと思います。区長に話ししてあるからいいだろうという答弁だったけれども、区長からどれだけ住民にいつているか、私も本当にこの間の区の集会に出てぼおんと言われたので、たまげたぐらいなのです。私の家は近くなったからいいです。今度車で行かなくて、歩いていけばすぐなのだからいいのですけれども、ほかに困る人が出るのではないかなと思って、この質問をいたします。

続いて、今度は企画財政課、第二小学校活用検討委員会のメンバーを発表してください、決まったのだったら。私は、メンバーが心配だからって反対したのだから、メンバーが決まったのだったら、そのメンバーを議員にみんな、コピーでいいです。誰が委員長になって、誰が委員になって、3つありましたよね、公募は2人、それは分かります。だけれども、代表する者だとかなんとかにするものだからって5名ずつかな、5名ずつではない、何しろ20人にするのだという話だったから、そのメンバーを決まったのだったら発表してください。私は落ちた人から、1名の方から意見を聞いたので、これを質問させてもらっています。

それから、定住自立圏について、私は課長にもう一度言いますけれども、医療の問題だの、こういう観光の問題、ジオパークの問題、我々とも話しましょうよ、チーム長瀬で、ワークショップに行く前に。長瀬はこういうの希望する、それが一体化していなかったら、向こうに我々が行ったって、ああそうかいと言って帰ってくるだけ。何で我々の意見は聞こうとしないのか、そこが私分からないのです。例えばジオパークの活動周知、これを題材にして、この町の職員と議員で話したら、この間の100周年記念の観光パンフレット、あんなの作らないと思います。現に私言いに行ったのは、菊水岩がまず載っていない、甌穴が載っていない、どうしてなのって聞いたら、見せないようにしているのです。それでいいですか、ジオパークですよ。日本一の甌穴が第2位になったというのは私も聞きました。あれを掘った人からも話を聞きました。今の職員は、見せないようにしているから、わざわざあれを載せなかった。こういうことではまずいと思うのです。だから、どっちがどうではなくって、みんなで作り上げましょうよ、いい長瀬町を。そのために定住自立圏1市4町でやっていかななくては、いいジオパークなんてできないです。ぜひ課長、聞く耳持って、医療の問題もそう、外国人誘客事業もそう、私よく言うけれども、ビッグデータ長瀬で用意するといったときに、こんなにお金かけてやるのですかといって、使っていないのです。そういうもの含めて、外国人誘致どうにしてどうに動いたというのをビッグデータできちんと秩父市みたいに動きを見ましょうよ。長瀬で、まずは駅降りたら有名な長瀬の酒蔵行ったとか、そういうのをどんどん、どんどん公表しましょうよ、特産品どうのこうのとっているのだから。定住自立圏について、もう一度お聞きをします。

ページーについては分かりました。県が令和8年までにやれというのではなく、事業を全国でやるのでしょ。そのためにも先に手を打つという、私はそう理解しましたので、結構です。

今度はお助け隊の話、平成何年に15人の講習受けた人が、果たして何人商工会に行ってボランティア活動しているかどうか、課長もし分かったらいいです。分からなかったら分かりませんでいいですから、お助け隊の話、もう一度聞かせてください。

それから、緊急通報システム、これ私はよく散歩するので、そこの人と毎朝挨拶を交わすようになって、その方が、おたくはよく歩いてくるから、この時間になって家の戸が開いていなかったら通報してもらえませんかかって頼まれてそんな話になったら、ちょっと時間置いたらこういういいシステムありました、助かりましたってお礼言われました、私何もしないのだけれども。そういう方がいるのではないのかなと思ってこれ発言しているので、さっき私に言ったとおりに、もっと広く広報してください。広報使って、こういうのがありますよというのを分かっていない人がいるのだと思うのです。ぜひ、私が毎朝あそこの家行って、戸開いていなかったら通報しなくてはなんて、そこの家ずっと行っているわけにいけないので、ひとつお願いをいたします。

それから、今は観光のほうへ行きます。さっき課長は、ロウバイ園は鉄道がやっているのと町がやっているのがあるという話でした。私が質問したのは、中学生の卒業記念の植樹をした場所を言っているのです。それは、今の町長の前の町長、大澤芳夫さんがやった事業なのです。課長、だからこれでもうすぐ分かるでしょう、町の関係なのか秩父鉄道なのか。私にこれ言った方は、あれでは卒業した中学生がかわいそうだと、何年かたっているから、もう大人になっているだろうと言っていました。その方が久しぶりに宝登山登って、自分が植えたロウバイ見ようと思っへ行ったら、全然何もなくなってしまうのでは、この町捨ててまたよそ行ってしまいます。ぜひ観光をもっとPRするためにも、いい卒業記念の記念樹が植えてあるのだから、ちょっと見て大至急植え替えでもしてあげてやってください。自分が植えた

木かどうか分からないから、今でも植え替えておけば。そういうことで、その卒業記念のやつはお願いいたします。

それから、地域おこし協力隊員、ちょっと文言変えてもう一回募集し直しましたという話だけれども、そんなので来るような地域おこし協力隊員では要らないのではないですか。観光のをやってもらいたくて観光協会と同じように一生懸命やれる人間に来てもらって、一生懸命PRしてもらうために結構なお金出すのであって、これは国のお金がほぼですよって言われればそれまでだけれども、国のお金だって私たちの税金だから、ぜひ地域おこし協力隊員については厳選なる、選んで、しっかりした事業を行ってもらえるように、もう一度ここ89ページをお聞きをいたします。

それから、教育委員会に申し訳ないのだけれども、もう一回だけ言わせてください。いじめ問題で困っている子が先生に、誰々がやったって調べられたそうです。誰がやったあれがやったと言っても、やった子がやらないと言ったら、ああ、やっていない、これでみんな仲よくなさいと。いじめられた子供は、今でも先生はもう信頼できない、言っても何もやってくれない、そこまで言っているのです。ぜひそういう子供を一人でも、小さなこともやらせないとかなんとか言っているのだから、そういう子供が実際にいると、しっかり調査でもしてみてください。これがうそだとしたら、私にどういうあれしてもらっても結構ですから。そういう子供がいるので、ぜひ教育長に一肌脱いでもらいたいと思います。

では、数は少なくなったので、明快にまた答えてみてください。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

商工会員はたしか350業者ぐらいだったと思うのですけれども、はっきりした数字がちょっと手元にないものですから、申し訳ありません。その中で観光に関わっている、もうお店を持っていて本当に観光客で食べているお店というのではなくて、観光業というのは非常に裾が広いわけです。そうした中で、やはり長瀬町は昔からの歴史ある観光地のわけでございます。私も12年近くたつわけですけれども、この12年間、関口議員にはいろいろご教示をいただきました。その中で、聞く耳を持たない、聞く耳を持たないって昨日も言われましたけれども、私は関口議員以外には言われたことがないのです、実は。長瀬町も6,500人近くいるわけですけれども、その中の一人に言われているだけで、ほかの人に言われたことがないので、誠に申し訳ないのですけれども、その中で関口議員がそういうふう聞く耳を持つてというのは、俺の言うことを聞けと言っているのかなという感じが今日までできております。

その中で、今回も回答させていただきますけれども、今国は本当に人口減少が進む中で国が疲弊している中で、観光に力を一生懸命入れているわけです。今関口議員は、国が力を入れているからという話をしましたけれども、そうではなくて、長瀬町は先ほどもお話したとおり、昔から埼玉県が誇る観光地なのです。だから、チャンスなのです、今。観光にしっかりとお金をかけて、全町をしっかりと観光地化することは、今私はチャンスだと思うのですけれども、しかしながら、なかなか私にはそれだけの力がございませんでした。それで、後に続く人には、ぜひ矢那瀬、樋口、よいところがたくさんありますので、そういうところをつなげてこれから整備をしていただきたいと思いますところがございます。ですので、私は先ほども申し上げましたとおり、観光にお金をたくさん今現在使っているとは思っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、投票所の件でございますが、井戸上郷区の集会所を度々変えて大丈夫なのかというようなお話でございましたが、やはり選挙ごとに投票所を変えるということは余計な混乱を招くことではございますので、一度上郷区に決めたということであれば、当面は上郷区のほうで、第5投票所は井戸農村センターということではしていきたいとは思っているのですけれども、やっていく中であまりにも反対の声が多かったりですとか、困ったという人のほうが多いようでしたら、そういった変更等も検討できるということでお答えさせていただきますと思います。

また、区長さんのほうに話がしてあるだけで大丈夫なのかというようなご質問だったかと思うのですが、おっしゃるとおり区民全員の方にご意見をお聞きできればいいのですが、なかなかそれは難しいところですので、区の代表の区長さんのほうにご意見をお伺いさせていただきました。また、4月になりますと新しい区長さんになるところもあるかと思っておりますので、また新しい区長さん共々ご協力いただきながら周知のほうは進めてまいりたいと思っております。

また、変えてしまったことで困る人が出るのではないかとということでございますが、以前の一般質問での答弁でもさせていただきましたが、やはり何か所も設置できたりですとか、それこそ訪問して回ったりとか、そういったことができれば本当は一番いいのしょうけれども、なかなかそういった場合には人手も経費もかかることではございますので、この間の前回の議会のほうでも答弁させていただいたとおり、設置基準の範囲内の投票所の設置でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、関口議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

旧二小検討委員会の委員ということでございましたが、こちらでご説明させていただきます。まず、地域を代表する者ということで、4名の方に委員になっていただきました。辻区の区長小島様、小坂区の区長春山様、矢那瀬上郷区区長南様、大木小路区中井区長様が地域を代表する者でございます。町民を代表する者は8名ということで、スポーツ推進審議会会長でいらっしゃる大沢様、民生委員・児童委員協議会副会長でいらっしゃる大島様、社会教育委員委員長でいらっしゃる染野様、商工会の会長でいらっしゃる福島様、観光協会の会長でいらっしゃる村田様、ちちぶ農業協同組合常務理事でいらっしゃる堀口様、公民館運営審議会、勤労青少年ホーム運営委員会委員長でいらっしゃる宮崎様、長瀬町生活支援体制整備協議会委員でいらっしゃる林様、以上8名でございます。

学識経験者及び有識者につきまして、学識経験者はものつくり大学の田尻教授様で、経済の有識者ということで日本商工会議所の参与であられる栃原様、建築の有識者ということでNPO法人ちちぶまちづくり工房元代表理事でいらっしゃいます市川様、地域振興及び土木の有識者ということで秩父地域振興センター所長の根岸様、以上でございます。

その他公募の方ということで、町内にお住まいでいらっしゃる村田様と野村様、2名を選定させていただいたところでございます。

続きまして、定住自立圏の意見交換会ということでございましたけれども、定住自立圏は毎年度共生ビジョンを策定して、広域行政の運営をそれに基づいて行っているところでございます。そして、共生ビジョンは各町の町長ですとか議長がメンバーとなっていていらっしゃいます推進委員会の承認を経て策定をされているものでございます。また、事業予算につきましても、各町の関係課、あとは定住自立圏の幹事会のほうで査定をさせていただいております。

また、意見交流ということでございましたが、先日の秩父市で行われました1市4町の議員説明会でも議論にはなっておりましたけれども、長瀬町もちちぶ定住自立圏に関しては、負担金の予算を持っております。この状況で議員の皆様との意見交換会ということになりますと、これが地方自治法で禁止されている事前審査に当たるといった可能性がありますので、開催に当たりましては慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

お助け隊の15人のうち、今何人ボランティアをやっているかというのは、こちらでは把握はできておりません。ただ、7年度も移動支援のほうのサービスのボランティア養成をするという予定ではあります。また、そういった中から携わってくれる人が出てくれるように養成のほうを進めていきたいと思っております。

それから、緊急通報システムについてなのですが、先ほども申し上げましたように誰でも使えるということではございません。ですので、本当に必要な人に設置して使っていただく必要がありますので、民生委員さんなどにも対象者については周知を図っておりますが、その辺、必要な方というのは高齢者で独り暮らしですとか、支援の必要な方というのは包括支援センターのほうとの絡みもございますので、そこから申請になるケースもございます。また、議員さんにおかれましても、そういう方がいらっしゃいましたら遠慮なく窓口のほうにつないでいただければ、こちらとしても本当に助かります。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 関口議員の質疑にお答えいたします。

2点あったと思うのですが、中学生のロウバイに関しては、全滅はしていないと思われるのですが、先ほども言いましたとおり確認して報告させていただきます。

2点目の地域おこし協力隊について、選び方をきちんとしてもらいたいということなのですが、採用については書類審査や面接を通じて、よい人を採用できるようにしたいと思っております。ただ、応募があったからといって誰でもよいというわけではありませんので、無理に採用することはしない方針でございます。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） すみません、課長たちの回答の中でちょっと足りない、落ちている部分がありましたので、2点ばかり。

二小跡地活用検討委員会ですけれども、公募は8名ございまして、2名ということでございましたので、女性と男性1名ずつ選ばせていただきました。私もその中に入っただけでございますので、ご報告をさせていただきます。

それから、あと地域おこし協力隊、昨年度は募集はしておりません。観光協会とやり取りをして、観光協会とうまくやり取りの中で話合いができなかったものですから、昨年は募集を全くしなかったわけですので、今回改めて募集をするということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の質問にお答えいたします。

いじめ問題につきまして、関口議員からお話がありました。議員お話の中で、先生に相談をしてもうまく解決が図れず、教師への不信感が募ってしまったというお話を聞きまして、大変ショックを受けました。

いじめの被害を受けた子たちからのお話を聞く際には、被害者の心情に寄り添うことを前提として、各管理職にも会議等でよくお話をさせていただいているところでございます。また同時に、一人での対応ではなくチーム全体、学校全体でのチームがつくられておりますので、そういった組織の中での対応をもう一度きちんとしてきているかどうかについて、今後管理職について確認をさせていただきたいと考えているところでございます。

日頃から、全ての教職員が相談しやすい関係を持ち、相談しやすい関係を子供たちと一緒に築いていくということができるよう、改めて学校にも指導してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 関口議員、一つだけいいですか。熱い思いは伝わってくるのですけれども、どうしても徐々に質問になってしまっているのが、疑問点をたずねる質疑をお願いします。

○7番（関口雅敬君） 企画財政課長にメンバー発表してもらったのだけれども、名前書いても全部書き切れなかったのが、漢字がよく分からないので、メンバー表を決めたのを議員に配付を私は要求したいと思います。

それと教育長、本当に今の答弁ありがとうございました。ぜひそういう子供の意見、聞いてやってください。私も現認したことを校長に電話したこともあるのです。ある子供が後ろから帽子をぽんとたたかれて、水管橋のところのどぶ川に帽子を落とされ、私が車から降りて行って今何やったかといって言ったら、笑って終わり、先生に言うぞと言ったら態度がころっと変わって、すみませんという、もう大人なめられています。校長に私一応電話しておきました。子供には注意したのだけれども、一応校長にこれ耳入れとくという話しして、その後どうなったか私には返事も来ないから、ちゃんと解決したのかどうかも私は分からないうちに、あのグループだな、今度何かやらないかなと思ってパトロールで見えています。ぜひそれをお願いします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今までいろんな方からたくさん出ているので、なるべく要約してやりたいと思いますが、まずちょっとページが分からなくなってしまったので、申し訳ないのですけれども、屋外広告物の許可申請というのがありますよね、あれは3年だったのです。今回どこかに出ているのだけれども、見つからなくなってしまったのですが、あれは更新で、ちゃんと更新されているのかどうか、どこかに来年度の予算にあったと思うのですが、そのことについてちょっとお願いします。

それから、歳入のほうで予算書の31ページに、庁舎駐車場利用協力金24万8,000円あるのですけれども、これもそれだけでも上がっているということなのですが、これ平日に来られる方が非常に憤慨している人もいます。要するに、明らかに習志野であるとかそういうのが置いてあって、車を置くのに非常に不自由

していると。特に今なんか確定申告の時期であるし、今日午前中混んでいましたが、午後は比較的すいているのですが、土日だけに限定するとか、そんなふうな、要するに優先順位はどちらなのだからというふうなこともありますので、聞くところによるとお金を払っていかない人がいると、これは当然のことなのだけれども、そんなことにもなりかねないので、そのことについて。

それから、概要の5ページで人件費のほうなのですが、これは毎年質問しているのですけれども、人件費が9%増になっていると、人員等もこの予算書のほうから見ていくと計算できるのですが、今年は特に特別職が、選挙があったりとかいうことで予算が増えているということは分かります。ただ、職員のほうが多分2人プラスになっていると、会計年度職員のほうもプラス10人になっていると。これは、今の退職者の制度からいってやむを得ないかなということなのですが、そうなると会計年度の職員さんと再任用の方が増えていくと。なおかつ、新しい方が2人多分プラスになっていると。これは、どういうふうに説明責任ではないけれども、規模がだんだん縮小化している町の中で職員数が増えてしまっているということについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、運転業務は出たからいいとして、概要の7ページから10ページあたり、このところで予算書では47ページ、61ページですか、総合振興計画とか、福祉計画とか、介護保険計画とかで、この中で当然アンケートをやると思うのです。予算が出ているのだけれども、この中で幾らがアンケートかというのがちょっと分からないのです。これ計画立てる上にアンケートを毎回やっているのですが、多分同じような内容になると思うのです。これ業者委託しないで、職員の英知を結集した内容にできないのでしょうか。回覧で回すと、抜いてもらうとか、回収については出したい人は班長さんに出すとか、そんなふうなことが取れないのかどうか、何も業者委託しなくてもできるのではないのかなと思います。特に高齢者福祉計画なんかにつきましては、福祉計画ですか、本当に高齢者の思いを聞くような設問というのですか、役場の職員さんが前のを参考に作ればいいのかできるのではないのかなというふうなことで、それをぜひ予算削減の意味もあってやっていただけたらいいのではないのかなと。

あと、前後しますが、市民農園の除草作業、多分83ページです。これ5万6,000円、微々たるお金だと思いますが、この除草作業、あそこの管理というのはどこかには委託していないのですか、市民農園全体の管理とかいうこと、トイレを使うにどうするのだろうかとかいうこともありますので。ここで併せて、先ほど産業観光課長の答弁にもありましたが、草払い機と噴霧機を買うのに38万円とかいう予算が出ていたのですけれども、ううん、待てよ、いい草刈り機買っても我々では3万幾らとか5万円ぐらいで済むなど、噴霧機にしても電動のやつもあるのですが、あれは出過ぎてしまうのです、シャーシャー、シャーシャー。手動だと比較的調整できるのです。手動のでも2万円ぐらいで買えるのです。10万円でも高いのではないかなと思うのが、どうしてそんな高いのを予算化したのかなと。だから、その農園も含めて管理について。

それから、森林環境譲与税のことについて、あれはいいのですけれども、予算の概要のほうを見ると森林及び森林資源の活用促進を図るため、その次に森林整備及び木材利用の促進や普及啓発等を行うというふうなことがあるのですが、ここに木材利用の促進や普及という言葉は要らないのではないかなと。木材利用、あそこの地域で実際問題ってそこまでいくのかなと、景観美化とかそういうことなら分かります。木材の何でこういう目的がそこにうたわれているのかということ。

それから、概要の6、予算書では101ページです。これも出ていましたが、防災行政無線の操作卓等更新事業3億2,000万円ですか、これ再来年度にはということで、国のほうのことでやらなければならないことなのかどうか。これ独り言です。町民によっては、聞きにくい放送だなどという人もいます。あれは、

多分町民に分かるようにゆっくり発言してやっているのだと思うのですけれども、どうしても皆さん小学生のと比べます。えっとかいう人もたくさんいます。個人が特定されるので、大変言いにくいことなのですが、今あれが現在防災行政無線が使えないのかな、やっぱりそうではなく国の制度でやらなければしょうがないということであれば、もうこれやらなければなのですよということに答えていただければと思いますが、それでも高いですけれども。

あと、概要の7ページで、47ページ、これもたくさん出ましたけれども、旧第二小の検討のほうについて、支援員について委員報酬が23万1,000円と、先ほどメンバーも発表していただきましたが、検討支援業務委託料、これも何年がかりかというのはちょっと私も見させてもらいました。まだ先のような、計画でいくとちょっと先というふうを考えていると思うのですが、1年目でいわゆる業者委託というのが必要なかどうかということについて。

それから、概要の10ページですか、それから予算書の63ページ、レスパイトケア促進事業が来年度40万円ですか、多分昨年度は250万円だったと思うのです。これ私の間違いか分かりません。これは大変いい事業だと思うのですが、利用が多分少なくなったから減額ということだと思うのですけれども、せっかくのこういうレスパイトケア事業ですか、もっともっと広報して、そういう介護とかしている人の身になるようにできなかったのかどうかということについて。

それから、予算書では67ページかなと、概要では11ページかなと、臨床心理士による専門相談というところがあるのですが、多分これは山崎先生かなという気がするのですが、これ児童の相談なのかな、それとも幼児の相談なのかなちょっと分からないです。どこで相談をやっているのか、勤務を多分月2回だと思うのですが、どこに来ていてそういう相談業務をやっているのかというふうなことで、臨床心理士であればもう少しスクールカウンセラー的な資格を当然持っているわけですから、もう少し大きい年代の子の相談に乗っているのかどうか、多分不登校の子の相談に行ったというふうな話も聞いていますが、一応そのことについて。

あと、概要の11ページで、予算書の91ページ、多分これは今年度予算にも出されたと思うのですけれども、本野上地区公園遊具設置工事129万7,000円、あれは今年に出ただけけれども、また来年度も出るので、やらなかったからではなくてやるので、これについては私が言いたいのは、塚越団地の公園に遊具があるのです。あそこはあまり使われていないので、夏なんか草がぼうぼうになっていたりするので、何か先ほど産業観光課長の話ですと、どこかから頂けるようなお話だったような気がするのですが、ちょっと分からない。塚越団地でもし使わないのなら、ああいうのを移転するという方法もあるのではないのかなと、それ駄目なのならもうしょうがないかなと思います。

あと、概要の13ページ、予算書の89ページからですから、花の植栽業務とか、桜管理とか、花の管理業務委託とか、いろいろそこにあるのですが、このこと全体について、私は特に長瀬町は花の長瀬と言われていたと、それを多分自負していると思うのです。桜については前回議会でも言いましたが、この桜の桜道、桜新道とかいいましたが、再生が非常に難しい状況だと思うのです。早く見切りをつけて花の里に、もう桜、私は頭の中であそこ行ってみてもそうなのですが、広いところで、あそこに草刈りなんかもしてあれば、シートを敷いて桜見ができたりとか、そんなふうな本当に桜をめるといふようなことがあそこしかないのではないかなと。だから、こういう花を植えるとかいう予算を毎年毎年取っていくよりも、計画変更というか、ただ民有地があそこにたくさんあるというのは私も承知しています。だから、そういうのも何とかできるのかどうかというふうなことをやって計画しないと、いつまでたっても枯れた桜、そのの

間によきによき生えているジンダイアケボノですか、それではちょっと長瀬町民としては申し訳ない、恥ずかしいので、そのことについてそういう方向切りができるのか。

あと、予算書の87ページ、これはあまり行ったことないので分からないですが、林道葉原線の側溝清掃、清掃だけではなくて草刈りも含んでいると思うのです。218万7,000円ですよ、林道葉原線そんなに人が活用しているのかなということでもちょっと疑問を呈するので、いや、これはぜひやらないとまずいのだということであれば仕方ないと思います。

あとは、矢那瀬地区の地籍調査1,296万6,000円、これはもう矢那瀬に限ったことではなくて、国のほうの事業でこれがウン十年とか続いていくということで、1,000万円以上の金が毎年かかってくると。その地籍調査をしたことがどういうふうにな国に結びついていくのだとか、ちゃんとそれ来ているのかどうか、そうではなくて国からこういう予算が来て、これやれと言われたからやったというのではちょっと納得できないので、そのことについて。

あと、概要の15ページ、予算書では103と105ページ、小中一貫教育検討委員、これもたくさん出ました、委員報酬があったりとか。基本計画の策定支援業務委託で1,441万円、昨年度は1,300万2,000円だったのです。去年よりやや、100万円ぐらい増えているのです。これ小中一貫教育については、長瀬町として学校のあり方検討委員会から答申を受けたと。答申はあくまでも答申ですから、その答申を受け入れて、長瀬町ではもう小中一貫教育をやるのだというふうなことで決定しているのかどうか。もしそうであれば、小中一貫教育ということについては、義務教育学校と小中一貫教育の在り方とかいろいろあります。これについて非常に住民の理解は不足していると思います、はっきり言ってどういふのだらうと。大変内容的に難しいと思いますので、もう少しこういふことでやる予算取っているのであれば、本当にどういふ形でやるのだというふうなことを定めるのが先かなということ、そのことについて。

あとは、第二小学校の施設管理事業なのですが、先ほども出ましたが、今年度が285万4,000円なのですが、来年度は314万5,000円なのです。あれ使っていないのだけれども、ここで数十万までいかない、約30万円ぐらい予算が上がっているのだけれども、これどういふ理由なのだろうと。学校が統合するには、教育の水準を向上させるということと、経費削減というのが二大の柱だと思いますが、ちょっと維持管理にお金がかかっているのについて。

それから、ちょっと難しい内容になるのですが、学校運営協議会の委員報酬について、これはまず何人なのかと。年何回ぐらいこの協議会を開催しているのかと。昨日の質問で、学校応援団から選んでいるよという教育長の答弁だったのですが、いや、必ずしも学校応援団から選んでいないと思います。その部会の組織はどうなっているのかと、学校運営協議会の委員の部会が多くのところ3つぐらいできていると思うのですけれども、その部会ができていふのかどうかということについて、部会なしに進められないと思うので。

あと、公園管理事業ですが、97ページ、蓬莱島公園についてなのですが、年間3万人の集客を見込んでいたというふうなことで始まったのですが、あの蓬莱島を残すことは私反対しません、公園として残していいだろうと。ただ、経費をかけて草刈りとか、一体年間幾らかかっているだろうと。いや、30万円だから大したことないですよということか、それともあれをちょっと1年でも2年でも経費かけないでどうなるのか、できれば行く行く経費をかけないでも維持できれば、トイレ掃除はできないとは思いますが。

あと、中学校の配置相談員のことについて昨日も言いましたが、スクールソーシャルワーカーは学校教育指導員も元学校長であった人というふうなことであるから、その人はスクールソーシャルワーカーには

私当てはまらないと思うのです。スクールカウンセラーの要件が5つありますが、その中の一つに学校長経験者とかいう文言があるのですが、ちょっとそのところ教育委員会で把握している範囲でお願いしたいと思います。

そのくらいです。よろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からの質疑にお答えさせていただきます。

まず、人件費に関してのご質疑でございますが、主要事業の概要のほうで人件費が9%増している理由等でございます。まず、そちらにつきましては、若手職員等の給与改定等ベースアップがあったこと、また期末手当の額の増加、また地域手当の支給対象地域化等の増加理由により、増加になったものでございます。また、こちらにつきましては議員もおっしゃってございましたとおり、特別職の皆様の報酬等も入っておりますので、今年は選挙などございまして特別職の人数も増えていることもございまして、増加となっております。

また、職員の人数のお話でございますが、昨年度より2名プラスになっていて、会計年度も増えているということのご質疑でございますが、こちらの現在の町の職員数でございますが、町長部局の職員が66名、教育委員会の部局の職員が10名、国保3名、介護2名の特別会計が5名の計81名が来年度当初予算で要求している人数でございます。

また、定数管理外となる再任用短時間職員が、こちらも来年度予算上では4名取っております。前年度比では一般職で2名、再任用短時間で2名の増となっております。こちらにつきましては、要因としましては現年度、令和6年度につきましては職員数が79名であったわけなのですけれども、こちらにつきましては昨年度ももう少し本当は職員数が欲しかったのですけれども、採用の辞退等があったりとかしたため、なかなか採用ができなかったこともあって、実際は少なくなっていたというところもございまして。また、この職員の中には、現在埼玉県後期高齢者医療広域連合等に派遣されている職員も含まれておりまして、実際にこの町の庁舎の中で勤務している職員としては増加しているわけではございません。今後も彩の国さいたまづくり広域連合への派遣や、秩父広域のし尿処理の部分への派遣等が引き続きあることから、定年延長制度等も踏まえながら計画的に採用しているところでございます。

また、あと防災行政無線操作卓の件でございますが、こちらにつきましては国の制度でやらなければならないのかということでご質問であったかと思うのですけれども、国の制度でやるということではございませんが、町のほうで設置している防災行政無線でございますので、町のほうでやるべきものでございます。こちらにつきましては、前回の導入が平成21年でございまして、導入から15年が経過し、耐用年数が経過してしまってきております。このまま使えば使えないことはないのですけれども、耐用年数が過ぎたということで、メーカーさんの部品等の調達等もできなくなってきており、このまま置いておくと故障した際とかに修理等ができなくなり防災無線が使えなくなるということから、全面更新をさせていただくというものでございます。また、とはいえ国のほうも防災行政無線がなければ困るということで、国のほうからも事業費の全額に充当できる緊急防災・減災事業債が活用できる事業の一つとして位置づけさせていただいております。

また、防災無線が聞こえづらいというお話でございますが、今回入れ替える予定の防災行政無線の親局を入れ替えることによって、今回の操作卓につきましては直接音声入力だけではなく、音声合成機能が付与されるものの導入を検討しております。このため、イントネーションですとか、しゃべり方の速さです

とか、そういったことも操作卓上の機械上で操作等ができるので、聞こえやすい放送にできたりとか、また今までは子局ごとに、ハウリングとかの防止の関係で音量調整するためには、その子局に業者の方が行っていただいて調整等しなければいけなかったのですけれども、今度の入替えをすることによって、役場の庁舎卓の親局から子局の音量調整等もできるようになるので、そのハウリングの調整等も多少こちらのほうではできるようになるということで、聞きやすくなるのではないかとということで考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

3点ご質問あったかと思いますが、まず駐車場の協力金についてでございますが、まず車を止めるのに平日苦勞されている方がいらっしゃるということで、こちら対応としましては、来庁車専用駐車場に一部区画を分けるということで、コーンやバーなどを設置することで明示をさせていただいております。今まさに確定申告という時期でございますけれども、その辺については税務会計課とも協力をしまして、必要な台数が確保できるように努めているところでございます。

続いて、協力金を支払わない人がいるのではないかとということでございましたけれども、まず現在の対応としましては、協力金箱の表示、協力金箱という文字を出しているのですけれども、その文字を大きくすることで、少しでも気づいていただけるような工夫をしているところでございます。また、仮にですけれども、協力金等を強制という形にしますと、こちら駐車場条例等の策定が必要になります。そちらで罰則規定等を設ける必要が生じますので、そこについては慎重な検討が必要だと考えておりますので、現在はまだ議論ができていない状況でございます。

続きまして、第6次総合振興計画のアンケートの件で、幾らがアンケート費用なのか、また方法はどうかというご質問だったと思いますけれども、まず費用につきましては、令和7年度はアンケートのみの実施となつてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。また、方法につきましては、私のほうではほかの計画のアンケートの対象の取り方というのを承知していないので、ちょっと答えにくいところもあるのですけれども、少なくとも総合振興計画につきましては、町内在住の2,000名の方に住民意識調査ということで、住民基本台帳から無作為に2,000名の方を抽出させていただいて、アンケートを送付させていただきたいと考えているところでございます。

また、旧二小の検討委員会での委託についてでございますけれども、1年目に委託が必要かどうかというお話でございましたが、これまでもお答えしておりますけれども、意見の取りまとめですとか、その意見の分析、あとは議事録の作成ですとか、あと場合によってはほかの自治体の活用の失敗例、成功例含めた事例研究、また検討委員の皆様の議論のベースとなります、そういった情報をまとめた資料の作成というものが必要になると考えております。これらを職員の力のみで全てやり遂げるといふのは少し難しいかなというところで、委託という形を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質疑にお答えいたします。

1つ目が地域福祉計画・地域福祉活動計画と第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケートについてということだったと思ひます。このアンケートは委託しないできないのかというお話なのですけれども、地域福祉計画関係のほうは800人を対象にアンケートを行う予定でして、14ページ程度を予定し

ております。それで、これは地域福祉計画のほうは1年で計画の策定まで含めてということであるということになっておりますので、職員が一般的な例年の事務を抱えながらプラスアルファでやる計画策定になりますので、自前でということにはちょっと厳しいということで、策定の委託料のほうを計上させていただいております。

それと、アンケート調査の費用なのですけれども、仕様書を作って、ここにどのぐらい予算がかかるかということで見積りを取った結果で予算のほうを要求させていただいているのですけれども、アンケートだけで幾らというふうに見積りが出てきておりませんので、詳細はお答えすることができません。

それから、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画のほうは、令和8年度に計画策定をするものでして、アンケート調査だけ前倒してすることになっておりますので、アンケート調査に係る委託料につきましては予算上で253万1,000円を計上させていただいております。こちらの計画の内容について、職員が創意工夫をして高齢者の要望等を把握していったらいいのではないかというご意見ですが、こちら国のほうで質問項目を定められておまして、それを計画期間ごとに調査をしまして、それをデータ化して全国的に使える見える化システムというものに取り込みをしまして分析をして、計画策定に生かすというものになっております。ですので、創意工夫するというものではございませんので、ちょっとそれは致しかねるということになります。また、高齢者福祉計画のアンケート調査は1,000人を対象にしておまして、あともう一つ在宅介護実態調査というものもありますので、2種類のアンケート調査をすることになってまいります。

あともう一つ、レスパイト事業の減額についてということなのですけれども、こちらは今まで250万円計上させていただいていたと思います。この事業の対象になる障害者というのが障害児になりまして、重度の知的障害者であって、かつ重度の肢体不自由が重複していて、かつ医療的スコアといいまして、経管栄養や導尿などしている、そういうお子さんで状態が6か月以上続く方ということになりますので、こういう対象になる方が何人かいるのですけれども、その方が18歳になる年度の3月31日まで、年度末までこの事業費が補助できるわけなのですけれども、18歳になりますと大人の生活介護ですとか移動支援、日中一時支援事業等が使えるようになりますので、そちらに移行するために今回予算のほうが大分減ったことになっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質疑にお答えいたします。健康こども課関係は2点あったかと思っております。

1点目は、臨床心理士の山崎先生が来訪していただいて実施しております子育て相談についての内容でございますが、議員おっしゃるとおり月2回、基本第1と第3水曜日に来ていただいております。相談時間は、10時半から17時ということで実施しています。相談場所は適宜対応ということで、ふれ愛ベースで親御さんからのご相談を受けることもありますし、場合によっては保育園に出向いてお子さんの様子を見たり、保育園の先生たちからのご相談を受けたりということもあります。ここ何年かは小学校からも依頼がありまして、関わっているお子さんのことでもありますので、小学校にお子さんの授業を見に行ったりとか、その後先生たちとのご相談に応じたりとか、そんなことも行っております。17時までという時間は、お昼を食べる時間以外は本当にいろんな場所を回りながら相談を受けているような状況です。場合によっては、臨床心理士の方なので、発達検査を実施したり、その検査結果を親御さんにご説明したりというよ

うな幅広い相談に乗っていただいています。なので幼児から、本当に保護者の方から児童の対応まで幅広く対応しているのが現状でございます。

もう一点は、本野上地区の公園の遊具の設置の関係なのですが、これは健康こども課のほうでは7年度初めて予算のほうを計上しています。以前から、本野上のふれ愛ベースのところには遊具が増えたほうがいいのではないかというご意見もありましたので、ライフスポーツ財団からの子ども活動支援金100万円がいただける審査が通りましたので、7年度事業でブランコとリング遊具のほうを設置するものでございます。なので新規事業となります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑にお答えしたいと思います。

4点あったと思うのですが、まず1つ目の市民農園の管理についてでございますが、現在市民農園の管理については、農園の近くや駐車場等の除草作業は、基本的には利用者に区画の管理を行っていただき、空き区画については農業委員、推進委員を中心とした市民農園管理運営組合と、あと農業活性化事業者、これは地域おこし協力隊だと暮林さん、暮林夫妻が中心となって行っているところです。ただ、昨年は猛暑の影響により草の繁茂が著しく、管理運営組合等だけでは管理が非常に厳しい状況でありました。そのような状態になることが今後はずっと予想されるため、繁茂する時期に除草作業をシルバーに委託するものです。そして、その委託料だけではとても賄えないので、機具の購入を考えております。費用については、2つ考えているのですが、自走式草刈り機1台と背負い噴霧機1台を購入いたします。自走式草刈り機が37万3,000円、これがハンマーナイフモアと呼ばれるもので、手押しで草刈りをやっていくようなものです。背負い噴霧機は1万1,000円で見えています。これは手動で見ている状況です。

2つ目の概要の13ページの木材利用の普及や促進は要らないのではないかということなのですが、こちらについては定住自立圏の秩父地域森林林業活性化協議会や町から負担金を出している集約化分科会のほうで普及啓発を行っておりますので、そういったことでご理解をいただければと思います。

3点目の花の管理全体についてということなのですが、桜の再生などについてなのですが、桜の今後について、庁内役場内の関係3課で会議を開いて協議を始めております。その中で、令和7年は樹木医の診断を行おうということになりましたので、令和7年度には樹木医の診断をやっていただく予定です。これは、北桜通りと宝登山並木参道の桜を対象としており、樹木医等に相談した結果、抽出した本数で診断をする予定でございます。

4点目の葉原線の側溝清掃についてですが、これは人が活用しているのかということなのですが、これは寄居町に抜けることができる林道でもありまして、住民の方もいらっしゃいます。そのため、一定の利用はあると思います。この事業委託は令和6年度も実施しておりまして、令和7年度は岩根神社手前から葉原支線に入って終点付近、それまでを実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の建設課関係の質疑に対してお答えさせていただきます。

まず、屋外広告物の許可についてちゃんと更新をしているのかという質疑があったかと思いますが、こちらにつきましては許可期限が切れる時期に、町のほうから更新のお知らせを通知させていただきまして、更新の申請をしてもらうようにしております。既になくなった広告物等がある場合は、そちらには除却届

を出すように指導をしております。

続きまして、本野上地区公園遊具設置工事について、昨年度もあってやらなかったのかということでございますが、令和6年度ははつらつパークのほうにブランコを建設課のほうで設置をさせていただいております。先ほど健康こども課長のほうから説明があったとおり、令和7年度はふれ愛ベースのほうの公園に遊具を設置するものでございます。

続きまして、地籍調査の効果等についてなのですが、こちらにつきましては、地籍調査は国土調査法等の法令に基づく国土調査の一環として行う土地の調査でございます。土地の位置、形、地目、面積、地権者などを明らかにする目的で行う調査でございます。そのため、土地の地権者の調査ですとか境界の立会い、測量を行いまして、地籍図及び地籍簿を作成するものでございます。こちらメリットといたしましては、人口減少や後継者の不在などの影響で所在不明土地が増えていることや、調査が終了している地域で自然災害が発生した際は、境界が確定しているために迅速に復旧作業を開始することができる、また民間、公共を問わず開発や公共事業を行う際の境界確認作業が不要となり測量や手続がスムーズに進む、正確な面積による固定資産税課税の適正化、公平化が図られる等のメリットがございます。

町のほうといたしましては、令和5年度に全体計画を作成いたしまして、年間予算を2,000万円程度で、まずは矢那瀬地区から事業を実施していくというような方針で事業のほうを考えております。ちなみなのですが、費用負担につきましては、事業費の2分の1を国庫、4分の1を県費、残りの4分の1が町の負担となりまして、この町の負担につきましても80%が特別交付税措置をされるものでございます。

近隣の状況でございますが、秩父郡内につきましては、秩父市、小鹿野町、横瀬町は既に地籍調査のほうを実施、着手してございまして、皆野町につきましては令和7年度から実施するというところでございます。

続きまして、蓬萊島公園の年間の経費ということでございますが、7年度の当初予算でございますが、まずこちら蓬萊島公園単独で経費というのを抜き出すのはちょっと難しいのですが、委託料につきまして110万円予算計上させていただいております。こちらにつきましてははつらつパークと蓬萊島のトイレの清掃業務の委託料、建設課のほうで管理させていただいておりますはつらつパーク、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の4公園の除草業務ですとか、あと簡易な修繕等を行っていただく管理業務の委託料、こちらで110万円計上させていただいております。

続きまして、蓬萊島公園のトイレの光熱水費といたしまして約15万円計上させていただいております。あと、トイレの浄化槽の引き抜き料ですとか点検手数料といたしまして、こちらは蓬萊島公園のトイレとほかのトイレも含めてになりますが、17万円計上させていただいております。

最後に、蓬萊島公園につきまして、蓬萊島公園を愛する会に除草等を行っていただいておりますので、そちらの報償金として2万円の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校運営協議会についてでございますが、委員は16人、部会は小学校部会、中学校部会の2部会、そして会議といたしましては全体会議を2回、そして小学校部会、中学校部会それぞれが1回ずつ、延べにすると4回開いているという状況でございます。また、昨日地域学校協働推進委員とイコールではなくて、学校運営協議会委員の中には地域学校協働運営委員の方、つまり学校応援団の方も含まれていますということで、地域の代表として一緒に入ってご協議をいただいているということでご理解いただけるとあ

りがたいです。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましてですが、埼玉県スクールソーシャルワーカーの募集要項のほうでございますと、社会福祉士または精神保健福祉士のほかに、教育や福祉の分野に関して専門的な知識、技術を有し、過去に活動実績のある方ということでございますので、元校長につきましてはこの専門的な知識も十分備えておりますし、過去に活動実績と申しますでしょうか、子供たちの教育に関しての実績があるということで、埼玉県のほうではこちらのほう選考して合格を受けているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問、残りは小中一貫教育の委託の関係のご質問がありました。

令和4年4月に学校のあり方検討委員会の答申を受けまして、その後町のほうでは学校の適正規模・適正配置基本方針、基本計画を定め、それに基づいて第二小学校の第一小学校への統合、またその後小中一貫教育の推進という、その計画に基づいて現在進めているところでございます。

また、今回小中一貫教育検討委員会の関係も同様でございます。議会にお認めいただきました条例による設置の委員会でございます。今後諮問に対する答申を受けて、それを基に町の方針を決定していくという流れで進めてまいります。

また、住民の理解不足ではというようなご質問がありましたので、これについては現在も保護者への委員会だよりの配布ですとか回覧、それと会議資料のホームページへの公開ということはやっておりますが、引き続き皆さんに理解していただけるような方法を考え、周知をしてまいりたいと思っております。

それから、旧二小の管理事業の増となっている理由ということでございますが、これについては先ほど町長もお話ししたとおり、最低限の額は維持をしていくには必要であろうということでございまして、その最低限の中で体育館等を使っていただく関係もありますので、浄化槽がちょっと不具合が出ている関係で、その修繕に要する費用を少し多く計上しているということで、昨年度よりは増えているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、もう一回ぐらいで何とか答弁をいただければと思っておりますが、まず庁舎の駐車場については、私はお金をもっと取ったほうがいいのか、そういうことではなくて、利用した人がカラーコーンをぶつけてしまって潰してしまったとか、そういうふうな話をちょっと2件ばかり聞いたのです。多分壊れているのもあると思うのです。課長の責任ではないです。長瀬町見ていただければ、今日も上から見たら8番議員なんかすごい、こんな斜めに置いて、ごめんなさいね。あれ、あの隣には置きたくないとか、いやいや……

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） そんな状況も結構見受けられているのです。そんなところで、果たして平日にあそこによその人が来て、ハイキングだというふうなことで協力金を置いたからと行かれてしまって、本当に見込みがつかないですね、混むかどうか。例えば今日は会議がありますから駄目ですなんて看板を出したりとか、それは面倒くさい話です。ですから、やっぱり土日限定だけでやったりとか、そのほうがよかったのではないのかなということ。その場合には、もうしっかり看板を大きく、こちら側にも箱でも置

いて、協力金をお願いしますというようなことで置いていっていただくと、そうすると日本人のマナーを信じてやっているというふうなことにつながるのではないのかなと。だから、構わないって言えば構わないのですけれども、そういう声もあるので、あのポールを潰してしまったけれども、逃げてきたという人が1人、そんな声を2人聞きましたので、またよく見ていただいて、ぜひお願いしたいと思います。

あと、ページもう言いませんので、防災行政無線については、これ町独自でやっていくというふうなことなのですけれども、お金がかかることですから十分、管理を庁舎の中でできると言われたのですが、誰がやるのかなってちょっとそこが不安です。子局に行かなくても、こっちでも調整できたりするからというふうなものになると、かなり精度が高いものになってくると思うので、誰がそれを管理、総務課の中でどなたかがやるのでしょうか、お金をかけるのだから、ちゃんとやっていけるのかどうかということ。

市民農園については、今年度なんかは農業委員さんでやったりしていたのですけれども、先ほどのを聞くと、あそここのところに押して行って電気ではあってやる除草機を買うということです。有効活用して、あそこにぜひ草を刈らなくても済むように、市民農園を開設したのだから、多分私が見た限りまだ6区画ぐらいだったような気がするのです、使っている人は。なかなか難しいかな、そうではなくても自分ちの畑が草ぼうぼうになっているのだから、この事業は非常に難しいとは思いますが、ぜひうまく活用できるように工夫をするのがいいのではないかと。

あと、先ほど教育長に答弁してもらったのですが、部会組織ができていのかどうかという点がちょっと回答がなかったわけなのですけれども、学校運営協議会。これ学校運営協議会については、かなり昔の評議員会と違って、しつこいこと言いますが、3つの仕事内容があると。学校の人事に対しても、口を出すということはないけれども、そんなふうなこともできると、なかなかそこの人を選ぶのは16人って難しいと思うのですけれども、国のほうで打ち出しているのはそういう方針ですので、ちゃんとやはりそれだけの組織化というのは、もしできていないならしっかりやっていくのかどうかということ。

あと、第二、一小学校、ちょっと不明確だったので、スクールカウンセラーの方は有資格者なのかどうかという私の昨日の質問でうまく答弁いただいていたので、スクールカウンセラーの資格を持っていらっしゃる方が第一小学校に来ていらっしゃるのかどうかということについて質問します。

あと、いっぱい飛ぶのですが、産業観光のほうで、樹木医を招聘するということは予算の中でもお話がありました。これ秩父に1人しか樹木医いないということで、その人に委任するのですか、それともある程度桜の樹木をしっかりと見れる人というのを招聘するのかどうかということ。

あと、さっきの質問の中で、あそここの花の里をやがてはではないけれども、そんなふうな構想を持ってやっていくのか。それは、樹木医の判断を得てからそういうふうにするのか。樹木医に判断してもらわなくても分かると思うのですけれども、あの桜を切るのに20万も30万もかけて、これからって考えれば、もう明らかに観光の面でも向こうのほうがいいのではないかなと。

あと、観光については、これ町長が先ほど答弁されたのですけれども、長瀬町の観光立町ということ、これは私全然反対するわけではないのですが、インバウンドというふうなこと、これ国はインバウンド観光で、もうとにかく税金を目指すのだと言っています。何兆円規模でインバウンドによる歳入を見込んでいるのだと言っていますよね、インバウンド観光客の。これはいいのです。要するに明確になっているから、重要業績指標の目標が明確になっているのだから。ただ、長瀬の場合には、その明確なものがなくて、インバウンドも少しこうという話なのだけれども、我々日本国民にとって、本当にインバウンドが還

元されていいのかどうか、ちょっと話が町政とはずれるかもしれませんが、有名な観光地に行ってみると、ハンヒョン、ホアンチョ、ホンジョンとか何か分からないような言葉とかいっぱいしゃべる人いるのですが、とんでもないところまでいっぱいいるのです。これ私が数年前に泊まったある山の中の旅館なのですが、5,800円だったのです、1泊2食つきで。ここは有名なところなのですが、今年も行こうかなと思って調べたら2万4,000円なのです。要するにインバウンド観光客が来て、今度は日本でも本当に山の中の寂れたところを目指したいという人が来るわけです。そうすると、5,800円で泊まったのが間違いでしようけれども、同じところがそういう値段になっていると。ちょっと問い合わせたので。そうしたら、やっぱりそんなふうなことで外国人観光客が7割、8割。えっ、では我々はどうしたらいいのと。そうか、車で行って野宿でもしながらというような、ちょっとそんな一面も私は見えています。

長瀬がどういう方向に行くのか分からないけれども、やはりそういうものを目指すのであったら、ある程度インバウンドの客がこのくらいだからこのぐらにして、このくらい収入も入ってくるのかなとかいう、そういうものを示してやっていただかないと、一般町民は観光にばかり力、金を注いでとか、そういうことになってしまう。だから職員さんだっ、あちこち飛びますが、総務課長がもう2人本当は今年度も欲しかったのだと、一般町民になると何で役場はあんなに人がいてとか、そういう見方に結構なってしまうのです。だから、非常にづらいところはあると思いますけれども、話がまとまりませんが、一応そういうことでお願いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からのご質疑にお答えさせていただきます。

防災行政無線操作卓の管理は誰が行うのかということでございますが、基本的には新しく入れ替える予定の機器につきましては、イメージとしましては、大きいパソコンの画面みたいなのがございまして、その中でダイヤルみたいなのをいじって音量調整とか、そういった形のものができるようになる予定の機器を入れ替える予定でございますので、実際には担当の職員が簡単にできるものになる予定でございます。

今までの子局の音量調整のほうにつきましては、子局のほうに直接その委託業者の方が出向いて、その機械を開けて調整しないとできなかったのですが、そういった手間がなくなって、本当にこの役場の庁舎内に置くメインの親機だけでそういった操作ができるようになるということでございます。

また、多額の費用がかかる予算なので、十分に気をつけてやるようにということのご指摘でございますが、おっしゃるとおりでございます。多額の予算をかけての事業となりますので、今後予算成立後には、契約方法、入札による選考になるのか、プロポーザルでやるのか、随意契約になるのか、その辺はそれぞれのメリット、デメリットがあると思いますので、慎重に検討させていただきながら、より町にとって有利な方法になるように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

役場駐車場のハイキング用途での使用は、土日に限定しておいたほうがよかったのではないかとご趣旨のご質問だったかと思っておりますけれども、逆に平日は止められないというふうにしてしまいますと、それがつまり強制ということになってしまいますので、そうなるとしっかりと駐車場の条例を策定するなどの対応が必要になるかと考えられますので、その辺はやはり慎重な検討が必要かと思われま。

現状は、平日は止められませんということをするのであれば、お願い程度にとどまるということになっ

てしまいますけれども、いらっしゃる方のマナーを信じてということもありましたけれども、ただ、長瀬町駐車場とかで検索してSNSとか見てみますと、役場の駐車場はどうやら無料で止められるぞというようなちょっと誤ったといえますか、偏ったような言説の投稿もありますので、その中でどうやって対応していくかということで、現状コーンやバーを設置するというところでの対応をさせていただいているというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再質疑についてお答えいたします。

1つ目の樹木医について、秩父にいる人に頼むかということなのですが、現地をよく知っている秩父地域にいる方に今相談をして、調査を依頼する予定でいます。その方に相談した結果、全本ではなく抽出した本数の調査でいいという形でご意見をいただいておりますので、そういった予定で今考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、村田議員の今後の桜の関係についてお答えさせていただきます。

一応職員、役場の中で町民課、産業観光課、建設課で関係のある課で集まりまして、今までに2回ほど検討会議というか、話合いを持たせていただきました。その中で、議員がおっしゃるとおり、今のこのままの桜の形でいいのかという話も出ました。また、職員が素人目で見ると、この木は大丈夫なのか、大丈夫ではないのかという話に出た中で、今回樹木医に診断していただくということで予算を計上させていただいたところでございます。

議員がおっしゃるとおり、中長期に見て今後長瀬町の桜はこのままでいいのかということも含めまして、計画は必要ではないかということで一応町のほうでも認識はしているということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校運営協議会ですが、先ほども申し上げたのですけれども、小学校部会と中学校部会の2部会で本町は形成しているところがございます。それぞれの部会で学校運営についてのいろいろなお話もされているとお聞きしているところがございます。

スクールカウンセラーにつきましては、こちらは町での面接選考ではございません。県からの派遣となっております。長瀬第一小学校にも、長瀬中学校にも、県の選考を合格なさった有資格の方が、学校スクールカウンセラーとしてこちらの学校に来ていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、最後に2点だけ。桜につきましては、一応秩父の樹木医さんに、私分りませんで見ていただくと、大体もう打診みたいなのしてあるということで、それで結構だと思っております、やはり桜に関してかなり専門的な見識を持たれた方もいらっしゃると思っておりますので、長期的な面で見ると、そういうことも必要であればもうこれを断念してというか、あのピンクのひらひらしたものが、多分課長とか幾人かで立ててもらったと思うのです。あれも不評なのです。何あのピンクは、これ切るやつなの、

何にも意味が分からない、みんな同じ色で何かびらびらしてみっともないな、桜の時期になってあんなのがひらひらしてどうするのというような、そういうふうに見る人もいます。多分だからあれは、つけてもらったけれども、これは新しい芽を伸ばすのだとか、そんな観点でつけたのかなと思うのですけれども、それは自分の思いはいいですが、ぜひ方向性を早く出して、そっちにやるのならそうにしないと、ただ花を植えたりしていたのが無駄になってしまうということを懸念します。

あと、企画財政課長に、要するに第二小学校の活用のことなのですから、これを文科省のほうで出していますよね、廃校プロジェクトのいろいろ何か写真が載ったり、こんなことをやりました、幾らかかりましたとかありますよね。当然見られたと思うのですけれども、あの中でも文科省のほうで、みんなの廃校プロジェクトというのに申込みをするというふうなことで、そうすると文科省のほうでもそういう廃校跡地利用を広報してくれるというふうな事業もあるし、そんなことも全国ネットワークで出るようですから、検討の一つではないのかなと思いますが、そんな検討の予定があるかどうかについてお伺いします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

旧第二小学校の関係でございましたけれども、文科省がやっております廃校活用プロジェクト、そちらのほうで広報、二小の情報を掲載してということだったと思います。掲載するに当たっては、その条件、どういうふうを活用するのか、あとはその改修費が幾らだとか、そういった詳細な条件もたしか載せる必要があったかなと記憶しているのですけれども、そういった部分がまだ固まっていない、それがまさに今検討委員会のほうで検討していただくことになっておりますので、検討委員会の答申が出ましたら、またそれを基に掲載内容というものを考えて、そちらのほうに掲載できればというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

予算書の54ページ、55ページにかけてありますが、町長選挙について本年度948万9,000円という予算が計上されております。その中で、一番最後の18節の負担金、補助及び交付金のところには476万2,000円の公営選挙負担金が載っているわけですが、町長選挙は、私は当初参議院選挙と一緒に7月頃に行われるのかなと思っていたところが、今回こういうふうに決められて載っているわけですが、町長選挙のときに、もし町会議員が立候補する場合、事前に、または自然退職というか、そういうふうな形で退職した場合に、当然補欠選挙というものをしてもらわないと困る状況になってくるわけです。その補欠選挙をするにつきましても、結局選挙今1,000万もかかってしまう状況になるわけですが、そういうのを同時にできれば、いろんなことでさせてもらったほうがよろしいかなというところで、6月の末には町長選挙、7月の多分中旬には参議院選挙というふうな状況が行われるかと思われるところなのですけれども、実際のところ議員が辞めないのに補欠選挙を見込んでしまうというのも執行部としてはできないことかと思っておりますけれども、その辺の退職時期も明らかにしていただいて、それによっていつ頃同時にできるとか、また同時にするためには候補者が説明会を受け、そしてその立候補する準備をする。そういうふうなことも必要でありますので、そういうようなことも一つご発表いただいて、早めにいろんな面で議員のほうもそうだし、それから議員がもし立候補するのであれば、早めにその辺のところを表明してもらおうとかということも必要

かなと思うわけです。そのようなところで、執行部のほうで一つ考えるところをお話していただきたいのですけれども。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、新井議員からのご質疑にお答えさせていただきます。

選挙に関するご質問でございますが、まず町会議員の補欠選挙なのですけれども、町会議員は公職選挙法上、議員定数の1割以上の欠員が出た場合は補欠選挙をしなければならないという規定になっておりまして、うちの町の定員ですと9名でございますので、1名欠員であれば補欠選挙はしなくても大丈夫なのですが、2名欠員が出た時点で、すみません、ちょっと私もうろ覚えなのですけれども、欠員が生じてから50日以内に補欠選挙をしなければならないという規定だったかと思えます。ただ、町長選挙がある場合は、その町長選挙のことを親選挙というのですけれども、親選挙がある場合に、先ほど言った欠員が2生じていなくても、1の欠員が生じていても便乗補欠選挙という、便乗して補欠選挙していいよという制度がございますので、町長選挙の告示日が、29日執行ですので24日になるのですけれども、24日より5日前までに欠員が生じることが分かれば、便乗補欠選挙をしなければならないという規定になっておりますので、便乗補欠選挙、補欠選挙と町長選挙の同一選挙という形になります。

先ほど言ったとおり29日執行、24日告示日となりますので、24日より5日前までに議員の辞職が分かっていたら、便乗補欠選挙を実施するという形となります。実際参議院選挙は、参議院が7月28日任期満了で、国会の終了によってその参議院の選挙の日程はまだちょっと未定ですので、はっきりと分からないわけなのですけれども、万が一それで町会議員さんが立候補された場合、立候補届と同時に、町会議員の人から立候補された場合は同時失職といいますか、立候補された時点で失職という形になりますので、その場合はちょっと告示日前、5日前までの欠員ではないので、補欠選挙は町長選と同一ではできないという形となりますので、もし万が一2名の方が同時失職という形になりますと、町長選挙とは別日程でまた補欠選挙をしなければならないという形となります。

その中で、参議院の選挙は7月中旬頃が有力と言われているのですけれども、そことぶつけられないのかというご質問かと思うのですけれども、そこもひとつ参議院選挙がいつになるのかという部分もあるとは思いますが、ただ参議院の場合は、また告示日が少し町長選より長かったりですとかする場合もありまして、入場券はまた別々に送らなければならない、また期日前投票はその2週間前からできますので、ただ町会議員の補欠選挙については4日間の期日前選挙の期間しかないという部分であって、先に参議院選挙を期日前投票してしまって、またその後来た人が参議院やっているのかやっていないのかかが分からなくなってしまうとかすることの混乱とかも生じるようなおそれもあったりとかして、その辺のメリット、デメリット等もあります。また、おっしゃるとおり経費としては、選挙当日の立会人さんですとか職員の人件費等とか、そういった部分は経費節減できるかとは思いますが、その辺の事務の混乱等の兼ね合い等も考えながら、まず参議院選挙と同一選ということであれば、参議院選挙の日程次第になるかとは思いますが、そこら辺はまた検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 急な質問にお答えいただきありがとうございます。

再度しっかり日にちの確定しておきたいのですが、24日告示は確定していますね、もちろん。それから、

そうすると5日前までに辞職すればということは19日ですか、18日ということになってくるかと思うのですけれども、それと同時に補欠選挙を告示するというか、説明をする、町民に知らせるとかいうふうなことも必要になってくると思うのです。それで、その説明会をする、そして結局その準備をしてもらおうとか、それぞれうわさを聞いて動き始めるところもあるかもしれませんが、その辺のところも分かっていくというか、一応予定したり何かして架空ではあるけれども、組んでいただきたいと思うし、それなりの相談もしていただきたいとも思うところでもあります。私もはっきり誰がどうのということまでは言えないのですけれども、そういうふうなことで何人か辞められるのではないかというふうなことで、そして立候補されるというようなことも聞いています。そういうふうなところから、できるだけ町政に穴が空かないように考えてくれていると思うのですけれども、その辺のところも含めて総務課としては対応を考えておいていただきたいというふうなことを思っています。19日か18日か、その辺のところだけはっきりしておいてもらえばいいのですけれども。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、新井議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私のほうも法の解釈が今ちょっとあやふやでございまして、すみません。初日を算定するのかわからないのかというのが自信がないので、ちょっとまた後で答えさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、補選になった場合の説明につきましては、おっしゃるとおりぎりぎりになってしまいますので、町長選挙の立候補説明会は5月19日を予定しているところなのですけれども、ちょっとそれには恐らく間に合わないこともあるかと思っておりますので、短い日程になってしまったら、ホームページですとか防災無線とかでのお知らせになって、個別でご相談をして立候補の手続等を説明させていただくことになるかとは思っています。

以上でございませう。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ありがとうございます。

それでは、5月19日に説明会があるということですので、そのときには説明会においていただくと思うので、そのときにまたよくご相談していただいて、いろいろと決めていただきたいと思っておりますし、よろしく願いいたします。本当に議会のほうも穴が空いても困りますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「あります」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論がございませうので、まず本案に対する反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、本年度予算は昨年度予算と比べて7億5,926万5,000円増額され、過去最高予算となっています。今後人口減や税収減が見込まれ、国会予算も膨大化して、いつまでも地方創生を見越した交付金が交付されるか見越せない状況にあると思われませう。

町が掲げる無理、無駄を省いた施策の展開という観点から、小中一貫教育検討、旧第二小利用検討に関わる業者委託は取りやめるべき内容ではないかと、そして委員会の討議、住民への直接的な聞き取りなどを優先すべきである。したがって、予算書のこの2点、特に委託事業を見直し、修正提案すべきと考えるので反対し、修正提案を求めるところです。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今審議している予算書は、一般会計予算でございます。令和7年度の一番重要な当初予算であります。これには、全町民の生活全般にかかっております医療、福祉はもちろん、教育もそうです。全体的なことが24時間365日かかる予算でございますので、これは絶対必要な予算でありますので、少し不明といいますか、多少疑問なところがあるにしても、しっかりとした気持ちでやっているところですから、計上された予算書でありますので、賛成させていただきます。全町民を守りましょう。よろしくをお願いします。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 村田議員に追従するわけではございませんが、いろいろな小中一貫校についてちょっと疑問を持ちましたので、私も修正案を提案して反対いたします。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和7年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第18号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算、歳入歳出予算、一時借入金、歳出予算の流用を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億7,480万2,000円となり、前年度予算と比較し2,448万3,000円、3.1%

の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第18号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の134ページを御覧いただきたいと思います。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,480万2,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により主なものについてご説明させていただきます。139、140ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分のそれぞれ現年課税分及び滞納繰越分を合わせまして1億2,228万9,000円を見込んでおります。

次に、141ページ、142ページを御覧ください。中段の第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金の5億4,980万2,000円でございますが、第1節の普通交付金は、市町村が行った保険給付費の実績に応じて交付されるもの、また第2節の特別交付金は、市町村の取組や特定健康診査等の費用額に応じて交付されるものでございます。

次に、下段の第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の5,281万4,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、第4節事務費繰入金、第5節出産育児一時金等繰入金、第6節財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれ法定負担分を繰り入れるものでございます。

第3節未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児に対する保険税軽減分を繰り入れるものでございます。

次に、143、144ページを御覧ください。上段の第2項基金繰入金、第1目国民健康保険税財政調整基金繰入金の4,838万円でございますが、国民健康保険税財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次に、145、146ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費の2,320万7,000円でございますが、職員の人件費、埼玉県国民健康保険団体連合会に支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料など国民健康保険を運営するための事務的経費でございます。

第2項徴税費の262万5,000円でございますが、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用でございます。

次に、147ページ、148ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費の4億7,038万円でございますが、被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険機関に支払うものでございます。

第2項高額療養費の7,020万3,000円でございますが、被保険者が同一月内に病院、薬局等で受けた診療等におきまして、一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

なお、第2款保険給付費でございますが、歳出予算全体の約70%を占めております。

次に、149ページ、150ページを御覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金の200万1,000円でございますが、被保険者の出産に対しまして50万円を限度として一時金を支給するもので、4件分を計上しております。

第5項の葬祭諸費の90万円でございますが、被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行った者に対しまして5万円を給付するもので、18件分を計上しております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金の1億8,917万9,000円でございますが、市町村が支払う保険給

付費等の全額を県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源として県が市町村から徴収するもので、各項目を県へ納付するものでございます。

次に、151ページ、152ページを御覧いただきたいと思っております。第5款保健事業費、第1項保健事業費の53万5,000円でございますが、医療費通知の郵送代、コバトンALKOOマイレージアプリの使用料でございます。

第2項特定健康診査等事業費の1,415万6,000円でございますが、医療保険者に義務づけられている特定健診、特定保健指導に要する費用でございます。

議案第18号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第19号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算、歳入歳出予算、歳出予算の流用を調製し、地方自治法211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億3,797万7,000円となり、前年度予算と比較し8,956万8,000円、10.8%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第19号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明い

たします。

予算書165ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,797万7,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により主なものについてご説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、170、171ページを御覧ください。第1款保険料でございますが、特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分を合わせて1億7,087万4,000円を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金1億6,804万2,000円でございますが、この款に係る歳入は介護給付費等の財源として法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金などでございます。

次に、第3款支払基金交付金1億8,142万7,000円でございますが、保険給付費等の財源として社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款県支出金1億218万2,000円でございますが、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、172、173ページを御覧ください。第6款繰入金1億1,377万3,000円でございますが、第1項一般会計繰入金1億1,377万2,000円は、介護給付費や地域支援事業の財源として法定割合分、また認定調査などの事務費等として繰入れするその他一般会計繰入金、第2項基金繰入金1,000円は、介護保険給付費支払基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、176、177ページを御覧ください。第1款総務費1,787万4,000円でございますが、第1項総務管理費は、介護保険システムソフトウェア利用料や介護保険報酬の関連の改正に伴うシステム改修業務委託料などの一般管理事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、介護保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、178、179ページにわたりますが、介護認定調査に係る認定調査員など会計年度任用職員の報酬や期末勤勉手当、主治医意見書作成手数料や介護認定審査会運営のための秩父広域市町村圏組合負担金などでございます。

次に、第2款保険給付費6億5,362万8,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用で、要介護者が在宅で利用するサービス、住み慣れた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取付けなど住宅改修等の費用でございます。

次に、180、181ページを御覧ください。第2項介護予防サービス等諸費は、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が介護予防サービスを受けた場合に係る費用で、要支援者が在宅で利用する指定介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の費用でございます。

次に、第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、182、183ページにわたりますが、施設サービスを利用する要介護者の入居者負担の軽減を図るため、市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について設定される負担限度額との差額を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費4,304万円でございますが、高齢者が自立した生活を送るためのサービスを受けた場合に係る費用で、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援の訪問、通所サービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業費でございますが、184、185ページにわたりますが、高齢になっても健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防事業に係る費用でございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、186、187ページにわたりますが、要支援者のケアマネジメントやサービス利用支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、紙おむつ支給や配食サービス、生活支援体制整備事業や認知症総合支援等に係る費用でございます。

以上で議案第19号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、179ページの保険給付費のところなのですが、居宅介護のほうで福祉用具購入費とか居宅介護住宅改修費という予算があるのですけれども、これについてはなかなか分からないところがあるような気がするのですが、これは介護を受けている人ですから、ケアマネジャーの人とか訪問介護とかを行っている人が、その必要状況を見計らってあっせんというか、紹介してそういうのを購入したりとか、手すりをつけたりとか、そういうことができるようになっていっているのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質疑にお答えいたします。

178、179ページの第4目居宅介護福祉用具購入費と第5目居宅介護住宅改修費のことでお答えしたいと思います。こちらは、要介護認定を受けた方が使えるサービスでして、福祉用具と住宅改修費ともに、ケアマネジャーさんがその方の自立を支援するために必要になってくる福祉用具の貸与でしたり購入、または住宅改修で手すりをつけたほうがいいのか、そういうことを判断して使う場合に、この費用のほうの負担を介護保険のほうですというものでございます。

以上です。

〔「では、そういうのを知らなくてできないとか、そういう心配はないのだと……」と言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） まず、介護サービスを使うに当たりまして、介護の認定の申請をしていただくわけなのですけれども、そのときにどんなサービスを使いたいかということは聞き取りをしております。認定を受けた結果、要介護か要支援の程度が決まってくるわけなのですけれども、そのときにケアマネジャーさんですとか、あと包括支援センターのほうの職員と相談して、どういうサービスを使ったらいいのかとか、結局全部やってもらうのではなくて、自立の支援を助けるためのサービスはどんなものが必要かということを判断していきますので、必要という方にはそういう支援が行き届くようになっていると考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第20号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を申し上げます。

令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ1億4,160万5,000円となり、前年度予算と比較し497万6,000円、3.6%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第20号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の199ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,160万5,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により主なものにつきましてご説明させていただきます。204、205ページを御覧いただきたいと思います。初めに、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分及び滞納繰越分を合わせまして1億927万2,000円を見込んでおります。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の3,109万円でございますが、第1節事務費繰入金は保険料徴収等に係る経費に充てるもの、第2節保険基盤安定繰入金は低所得者の保険料の軽減分の補填財源とするものでございます。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の99万8,000円でございますが、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

次に、208ページ、209ページを御覧いただきたいと思います。主な歳出でございますが、第1款総務費

の139万9,000円でございますが、資格確認書等の交付、後期高齢者医療システムの利用料、後期高齢者医療保険料の徴収など、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための事務的経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の1億3,897万1,000円でございますが、被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、歳出予算の約98%を占めております。

第3款諸支出金の23万5,000円でございますが、所得の変更や被保険者の資格異動などに生じる後期高齢者医療保険料の還付金等でございます。

議案第20号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第21号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

井深教育長の退席を求めます。

〔教育長 井深道子君退席〕

○議長（岩田 務君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 長瀬町教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会教育長の井深道子氏が令和7年3月31日をもって任期満了になることに伴い、井深氏を引き続き教育長として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第21号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

井深教育長の出席を求めます。

〔教育長 井深道子君入場〕



◎議案第22号の説明、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の中畝健一氏が令和7年6月30日をもって任期満了になることに伴い、後任として野原七重氏を候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

野原氏は、現在多世代ふれ愛ベース長瀬において子育てコンシェルジュとして勤務しており、様々な子育てに関する相談に対応しております。人柄も温厚で中立公正さを兼ね備え、子供などとの触れ合い等、これまでの経験を生かし人権擁護委員としての活躍が期待できると思われまます。

なお、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定しました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（岩田 務君） 日程第11、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

本件について、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 令和7年3月11日、長瀬町議会議長岩田務様、総務教育常任委員会委員長村田徹也。

総務教育委員会調査報告書。本委員会は、所管事務調査を実施したので、調査の結果を下記のとおり長瀬町議会会議規則第76条の規定により次のとおり報告します。

1、調査事項、長瀬町公立小・中学校の在り方について。

2、調査目的、少子化の進む当町の現状から、子供たちのよりよい学びの場を確保するため、学校の在り方の方向性を検討する。

3、調査方法、現地視察調査等であります。

4、調査期日は、以下に記したとおりですが、日高市、東松山市、川島町、日高市立武蔵台小中学校を行政視察いたしました。

5、調査結果、1、課題。町の人口減少は今後も続くと考えられ、10年後には現在の水準から児童生徒数が約半数にまで減少することが見込まれており、小中学校全ての学年で単一学級となることが予測される。学校施設面での状況は、小中学校校舎は建築から既に50年程度が経過し老朽化が進んできておりますが、既に長寿命化改修を実施していることから、構造的な劣化はさほどでもないと考えられる。しかし、今後通常の維持管理に加え、大規模改修等についても必要性が生じることから、費用負担が見込まれるであろうと考えられる。

2、展望。書いてあるとおりです。

3、結論。1、住民の望む教育形態について、意見聴取を丁寧に行う必要がある。

2、文科省令等の改正動向を注視し、児童生徒数の推移等を見定めて結論を出す必要がある。

3、小中一貫教育の実施、不実施についてのメリット、デメリット考察が必要である。

4、現校舎の耐用年数については、再度専門的な検査が必要である。

5、校舎新築は、他の公共施設の維持管理を含めた予算見積りを検討する必要がある。
これらの状況を勘案し、当町で小中一貫教育導入の是非について慎重に検討すべきである。
なお、当町で小中一貫教育を進めるには、議会として知見を深める必要があり、引き続き調査検討を行
っていく。
以上です。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第12、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題
といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育
常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございません
か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當、あるいは不備な点がございましたら、
その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は、議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（岩田 務君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、専決処分1件、条例案件11件、補正予算案件4件、当初予算案件4件、人事案件2件の合わせて22議案の重要案件について慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で頂戴いたしましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

なお、今後の予定でございますが、小中学校の卒業式、入学式について、中学校の卒業式が3月14日の金曜日、小学校は24日の月曜日、入学式は中学校が4月8日の火曜日、小学校は9日の水曜日に行う予定でございます。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年5月12日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 鈴 木 日 出 男

署 名 議 員 板 谷 定 美